

# 環海異聞卷之十一

## 都府滯留中之二、

國王の通行し給ふを、直に見たる事なし、尤飾りたてたる車馬なりといふ。

一、漂流人外出の節は、前にもいふごとく毎度車馬なり、これは異國の人故、或は人々集りて見物あるべくさあれば、不作法の事にて見せもの、ごどくなるべしとて、かく取扱へしと下知ありしよし。

先帝の時は、通行の節車の馬數百五十疋又二百疋もあらざれば間合はず、今におゐては質素専らにて、馬數四十ばかりにて間を合す、是にても其用足るといへりそれ故凡て無用の費少く、前時に比すれば物事簡約也、これは、歸帆の船中使節の物語なり、又曰我々ムスクワ迄旅行の時は格式の通の供人數なり、國王の行幸陪駕の同勢別て不足故われく往來と見違ふ様にありしとぞ。

居館の前にて足輕數百人、一組く色替りの裝束をなし、鐵砲の足場揃をなす、此時國王并高官の人々馬に乗りこ、に出て點檢せらる、よし、月に三四屆も有るべし、これは「オシキリ

センヤ」といふ口にあたる事なり、足輕各鐵砲を持ち、肩並足並を揃へねり出し、王の見分の前をくり返し通る、別に伶人立居て、其行列を揃ふる時、笛大鼓の鳴物をならし、其拍子に應じて進退するよし、此見分濟みて、此日王は直ぐに館内にある寺院に詣でらる、となり、

これは噂に聞て其式を見ず、殊の外嚴整なる事のよし、都の廣さ日本里數の二里四方もあるべし、一丁の長さは日本の一丁より少し長きかと思ゆ、按里數の事本篇に詳にす。

町々辻々家造り、石作り結構にて、皆きり揃ひて立派なり、家作は富有の者のみや合せて造築する事故、如此能家並堅固にきり揃なりとぞ、貧者の分は皆其借屋に居住をなす、併貧者とても極貧の者といふ譯にはあらず、かやうの大造の家作は、自力には出來ぬといふ程の事なり、堀川縦横に通りにて江戸御府内の如くと思ゆ、

- 一、書物店呉服屋時計屋なども多く見かけたり、大光曰、凡て商店は別にこそりてあり、
- 二階に下屋となり、二階にも簷下にも人の往來の通りあり、町並は市店にはあらず皆六階作りなり、王居は五階なれども營作廣大なり、總て下屋は土間に物置なり、二階は厨、
- 三階は住居、四階以上は庫藏の用とすと、
- 一、瀬戸物屋もあるよしなれども是は見當らず、

一、遊女屋あるよし、是亦不見、凡て妻女ある者は遊所へ行事停止のよし、市中芝居座も  
あり、

一、途中乞食も見懸たり、

一、穀物等小賣ありて自由なりと、田舎には小賣といふ事なし、

一、氷のごとき鹽あり、總て山鹽の由、

前にもいへるごとく、歩行にて府内を通行せし事なし、外出度毎車上の硝子障子より覗見たる  
までなれば、委しき事見及ず、

一日、國王の御涼所といふ所へ遣し一見いたさせたり、

按に、御涼所といふ事を何といひしにや、別館遊苑の地なるべし、光太夫曰、此所を「ツ

フルスコイセロ」といふ、國王五月晦日こゝに引移りて、七月晦日迄居住し給ふとなり、

此所は都下より廿八里あり、此道筋川端に皆大造なる鐵の欄干有り、先きへ行き詰め、十間程

の間長屋の如く建並べたるものあり、これ鉢植物の室なり、戸を開き千品萬種の鉢植を並べ置

けり、寒冷至れば、皆内へ入る、屋根は硝子障子にて日影を受ける様にしたたり、

其別館、構への内へ入れば、大泉池あり、箱根の湖水程もあるべきか、其内に軍船の雛形を浮

べ置けり、三階作りにて石火矢窓もあり、總に五六人を駕すべし、奇麗なる作りかたなり、遠

見せし迄にて近付きては見ず、

殿閣あり、内のやうすは委く見ず、芝居座もあり、これを見物や付られたり次に出す、

廣庭の内に長一丁程の棚を架し、これに纏ひはびこりし異木あり、いくつもく枝垂れて根ご

なりし様子なり、葉は樟に似て圓し、花は紫にて藤豆の如し、

按に、此木榕樹なるべきか、南方草木狀曰、榕樹南海桂林多植之葉如木麻、實如冬青、樹

幹拳曲云々、又枝條既繁、葉又茂細、軟條如藤垂下、漸々及地、藤梢入地、即生根節、或

一大株、有根四五處、而橫枝及隣樹、而連理云々、又此樹の事、桂海虞衡志、泉南雜志、

五雜組、百川學海、海槎餘錄、南產志、廣東新語等ニモ出ス、和蘭ニハ「ウラルテルポー

ム」之義譯説曰、其初生不異于他樹、後枝上生細條、飄蕩下垂、及地別生根、久而成一大

株、與本幹無異、無數連結成巨林、其高參天、枝葉蔭々、周圍有下及意太里亞里法之一里、

者、其枝條亦各出細根、纏々垂地、近望之殆如下、以細索掛樹枝者、我邦薩摩土佐紀伊等

亦此樹アリ、紀州方言ニアコウノ木ト云、根ハシユロホウキノ如シ、琉球ニモ産スト云、薩州大島方言「ガヌ

マル」ト云ヨシ、本ト此樹ハ暖地ノ産ト見ユルナリ、

此餘見馴ざる種々の千草萬木あり、

雞冠花石竹花鳳仙花など見へたり、鉢植はかねの繩をかけたる桶多し、

其庭園右往左往に通行の路次、た、さ土にて堆くし、金砂のごときものを交へ塗りたりと見へ、  
びかくひかれり、

築山の上には櫻の木も見ゆ、  
此節、帝王皇后母后も臨幸あり、

其殿中の芝居を見せられしに、舞臺十間程もあるべし、四方を塞ぎて暗黒ならしめ、夥敷蠟燭  
を點じ、やはり白晝のごとくにす、此日は王家并に陪從の方々と、漂流人のみにて、外の者  
の見物なし、王の見物所は正而なり、此所へ國王の方々と入らせ給ふを相圖に、舞臺にて笛太  
鼓などの類をならし、其音聲に應じて、王の歩行も拍子とりて入り給ひたり、扱舞臺の前通り  
に、伶人竝居、笛太鼓琴胡弓等の鳴物をならず、淨瑠璃太夫のごとき者、本を持ち其なり物に  
あはせて音曲をなす、舞臺にはいろくの繪をかきたる幕をひく、狂言の仕組は諸國の事をい  
たすやうすなり幕ごとに仕組かはり、續きものとは見へず、本國の事をする時は、總て本國風  
なり、

草鞋をはきし者ありき、昔は彼國の土人わらんじを用ひしと見へたり、  
又黒人の國の事を致す時は、家作り并に男女共に黒く粉り、裝束其外すべて其國の風俗なり、  
戲子は男女にて、男は男女は女なり、男にて女形といふ事なし、暫時の間に老少の姿かはりて

舞臺へ出づ、言語は更に通せねども、一體の模様心持は、此方の芝居と同様なるやうすなり、  
踊の狂言は、男女十五人程づ、兩方分れておどる、其中別に高き巖の上に、女三人登り居る、  
其岩じいくと縮り下へ落着くに、其女子飛下り踊り連れしもあり、其人數踊りかた五六尺程  
飛上り、一足にてくるくめぐりて踊るもあり、此時見物人は手を拍て擧るなり、王感して手  
を打つ事あれば、餘の見物人皆是に應じて打たねばならぬ様子なり、

あらまし右の趣なり、一體の仕組は語もわかちかぬる故、委しくは合點せざりし事共なり、  
其後又一日、市中の大芝居を見物せし事あり、家は石造り屋根圓く、内も總體まろくつくりた  
るものなり、見物所は土間棧敷といふべき三面段々下りに棚をかきたるものなり、千人ほども  
入らる、構へなり、これ亦四方を塞ぎ、暗黒にして蠟燭を點す、家の真中に硝子の大燈籠を下  
し、内に數挺の蠟燭を點じ、雌羽に段々下の方程ろふそくの數を多く付たる仕かけなり、誠に  
明朝なる事晝にまされり、程遠く見物する者は、遠目鏡蟲めがねにて見物し居る、

此芝居も、國王より建置る、よし、木戸錢一人前銅錢五百枚づ、なり、如何の割合あるに  
や、此錢も上へ納る由、芝居狂言の仕組など、往日官の別館にて見せられし趣にさして替  
る事なし、折く國王も見物に入せらる、事と見へて、別段の腰掛も設け置なり、  
此日歸路は夜に入りたり、五月の末と覺へしに、歸りは羅紗の合羽様の物を別に着用せしに、

大ひに寒冷に覺へたりき、  
 又一日拾兒を養ふといふ處に行りて見せられたり、此所町の内にて一丁半四方の長屋の構へなり、内は夫々仕切ありて、大小の幼童居れり、入口に其子供の名を書付てあり、幼兒の臥す床臺見ゆ、乳母もあり、裁縫洗濯飲食等、其役方備へ置て養育す、生長に従ひ、それく稽古事いたさせ、好む所の事業を教ゆといふ、此館内に在る所の男女生長の後、いろく細工物なごもなして、上の利用となるも亦少からずとなり、

按に、歐羅巴洲地方此設け有よし、明人幼院と稱するもの是なるべし、漂流人心なくして見ることの疎漏遺憾と云べし、嘗て光太夫が話を傳聞せしに、都府中設る所の幼院大造の構へなり、其構の内の通りに、外より通り抜の道有、晝は人々往來勝手次第なり、夜に入れば、鎖して出入を止む、扱國中の貧窮なる者、子を生みても養ひはごくむへきすべくなく困厄する者多し、國王兩全の方便を以て是を建つ、表通りに窗有、拾兒せんとする人、夜中そこに至り、その窗をた、き音なへば、内より引出しの如き箱を出す、其内へ其兒を入れ、光其子の生れ年月日時を記したる牌を入れて歸るなり、内には之を請取て、乳母にて育て、生長に従ひ、館内に諸藝道の師匠有りて夫々のけいこを爲さしめ男女兒童の好む所の事業にありつかせ、後く公用に使役するなり、其兒童を置く家の戸口には、何月幾日

何時生る、子といふ事をかきたる牌をかけて有、其父母なるもの、官の恩德にて何れ程に育ちいかなりしにやといふ容子見度思ふ時は、右の通り抜の道を通り、左右のふたを見て、是ぞ我子なりといふ事を知る、其生長の程も時々見るなり、それらのために、かく設け置く事なり、扱乞ひ戻して我家に入れんと思ふ時は、其館より入れし時の年月日時を認め、役所へ願へば戻し與へ給ふなり、此時定式にてさし定りたる銀子を給ひ、且官の費用にて育て給ふ人なればとて、一官爵を授け返し與ふとなり、これによりて國中路傍に拾兒といふ事なしとなり、

病人養生所もありと聞たり、これは噂のみにて一見せず、  
 按に、在々田舎迄も設けありとなれば、必大役所あるべし、  
 名は何といふかや、明人はこれを病院と稱せり、學校も所々に設けある事とみゆ、都府の圖にも見へたり、

パウラツケと云所は、町の内廣場にて、火除地の様なる所なり、こ、は都下の真中にもあたる所と思はる、手前の方に足輕番所あり、前に川有、川向は町屋にて繁花の所なり、此廣場に此都を開き帝王の位を履みしといふ王の唐金像あり、一丈四五尺程に石を疊みあげ、廻りは鐵にて三四十間四方に玉垣を圍ふ、扱其臺上に唐金鑄物にて馬に乗りたる王の像を建つ、左りの手

には平網を持ち、右の手をのほし、馬足に大白蛇をふまへさせたる體なり、常人より丈高く、頭は拳毛顔色逞しく耳も鼻も至て大なり、

往來の人通りながら見通すまでにて、腰を屈るなごいふ事もなし、此方のぬれ佛ともいふべき様子なり、

此王の名ベテルバイトロバウロイチといひし山、大光曰ベートルベルライ和蘭にはピトルゴロートといふよし、

此地をパウラツケといふも、ハウロイチの像ある故となり、生國ウラゼイメルといふ所の人にて有りし、漸々國を廣め、帝位を履み、此ベトルブルカの地も併せて新都を開きしといふ、祟りをなせる白蛇を殺して諸民の難を救ひし事ある故、此像も夫をうつせりとなり、

按譯説曰、喇羅第墨兒屬于西魯西亞曆數九百廿八年本朝延長八年より魯西亞國王爰に都す、

一千三百年本朝正安二年此地より都をモスコウに遷す、此府はモスコウの東にあり、日本里數

七十二里に在りウラゼイメルハコノツク此新都を開きし由來年曆并其王の傳記諸書に見ゆ、

譯説別に有り、

左平傳聞に、此都、原はスウエーツケ(雪際亞)の領内にてありしが、此王の時手に入れたりと、扱此王諸墓に通達し、諸國を經歷するの際、賤しき手工の類迄も稽古せられ、自

ら作り給ふといふ物どもマノステライと云大寺に納め置けりと、船の造りかたも此國にては此王より始るといふ、又諸工職の者は、其細工によりて空腹にもなり易く、腹十分ならざればよき手わざなりかたき者なり、自ら工職をなして試み知る所なりとて、諸職人へ渡す扶持方給分の多少をも、其職分く相應に法を定め給ふときけり、

一日都下を餘程はなれしマノステライといふ大寺へ一見に遣したり、

其地へ至りしに、大寺あり、石造りなり、内には金銀にて飾りたる佛像多し、其中に、人長けに立たる佛、或は腰を懸たるもあり、尤四面へ額に掛たる佛像あり、縁は金銀に飾りたるゆへ光明赫耀たり、

寺中に靈屋のごとき所あり異寶夥く藏めをくよし、ベテルバイトロバウロウイチ王の在世の時用ひたりしといふ枕、又長さ二尺五寸餘もある鐵の杖あり、蔘藤の内へこれを仕込たり、又何物かしらす、唐銅の板に神文字を彫り付たる物もあり、其外王の手細工の品とて種々あり、あげて數へ盡しがたし、

此寺は諸王歴代の靈屋も有りと思はる、和尚伴僧ともいふべきもの七八人召具して、漂流人へ出會せり、冠りもの黒縮緬にて、日本の婦人の用ゆる袖頭巾といふ物に似たり、下着は筒袖にて「ケンヌ」といふもの、付たるを着す其上衣は「スウイズク」といふもの付たる物なり、國王

の御衣と大抵同じ様に見ゆ、同行の新藏は本國の宗旨に入りし由いひければ、和尚經文の如きものを出し與へられけり、

按にマノステライは、尼寺の事と聞ゆれば、尼僧なるべし、此寺の縁記委しき事あるへかりしを、一通りに見過しは遺恨なり、

都下第一の大寺なりといふ所を一見したり、名をイサカツケセレコウといふ、町の内にあり、石作り柱等は磨きたてたる石にて、大造なる經營なり、普請未だ全備せざりしといふ、前代の王の遺骸を乾し固め、棺へ斂め、一年に一度づ、開くといふ、此尸昔しはウラセイメルと云所に葬埋し置けるに、其墓より怪しき氣立し故、發掘し見れば其尸生人のごとくにてありしと、其後此寺へ移して、かく大寺を造立せしとなり、

按にベトルブルグ都府の圖、六十の符號はアレキサンダラチエフスケイの寺觀なりとあり、和蘭非蒲涅爾所撰輿地の書に、此國往昔の賢王アレキサンデルチエフスケイといふ王英雄にして且德義有し人也、故に今に至て土人これを祭るなり、ベトル帝新都を建し時に、此王の棺をウラロジメルの地よりこゝに遷して寺觀を建たりと云、漂人の話と符合す、

歸帆前使節レサノットの家に往きしに、日本尺にて二尺四五寸程ある小人を見たり、酒宴の座中の人食盤の上にのせ戯弄しいひけるは、漂流人を指さして、小人に告しは、彼等は日本國

の人なり、汝も共に彼國へ渡るべし、金銀其外望の品與へるべしと戯むれば、日本へ行くはいやなり、彼人日本にてはあるまじ、カメイカの人なるべしといへり、此小人何方より來りしと問ければ、カルラと人々答へたり、これ國の名か又小人といふ總名か 詳にせざりき、小人年二十七歳なりと、形は小さくして鬚もありて、年齢にはふけて見たり、詞もオロシニア辭をつかひ、服も本國物を着せり、

按に北邊の盡境にサモエデンといふ國あり、其土人皆倭小なりと、近頃オロシニアの所領となれり、必ず其國人なるべし、サモエデン評説別にあり、世に小人島といふ事あり、こゝは島にはあらず、カメイカは何れの地方か知らざれども、近時オロシニアに屬せし國のよし、漂客等イルコウツカ逗留中、カメイカ人といふを見たる事有り、髪は白く頭は魯西亞人同様なれども丈けは日本人程ありしと、

右見聞の事ども、萬分が一同もいひがたかるべし、皆々出行の車馬の取扱、却て見物に自由ならざると、又無雅無心の疎漏なると、此二ツは已むことを得ずといふべし、和蘭書中にベトルブルカの都府圖あり、これを出し示せるに望洋として知り分ちがたし、彼か是かとやせし迄なり、茂質別に其圖を寫し、異説を附して參考の一とせり、

其年六月十一日と覺へ、ガラフより役人を以てや渡されしは、此度日本へ使節船致渡海に付

兼て歸國願ひ漂流人ども四人、右船へ同船送届ひ間、出立之用意可致趣也、各大悦して一同に難有旨請やしたり、

四人共使節の役レサノツトへ呼出罷越せしに、船中用の諸品衣服等與へらる、

翌十二日津太夫儀平左平太郎此所出立、居殘六人の者共へ暇乞を爲し尤旅館中是迄厚く世話受し人々へも夫々一禮して別れを告げ、晝過る頃即ガラフの屋敷前なる厄花河より直に小船に乗り、荷物積み入、ガラフの役人三人并に新藏も同船し北より南へ向ひて川筋を下れり、川幅は次第に廣くなり、二十五里行きてカナスタといふ處へ着す、

此所へトルブルカの都へ出入る湊口の由、至て要害の地なりとぞ、此邊に至りては海の如く見ゆ、同十五日迄此所に船かゝりす、按に此海和蘭にいふガストセイなるべし、此湊地かたより一二里の間切り石にて海へ築出し、又其先きへ長サ三里横一里半餘石垣を築廻し、圍ふ、其圍の内沙入にて、前と左右とに船の入口五六ヶ所を開く其内へ船數艘を繋ぐ、最此内に軍船も有、何れも乗り参ひ小船も此内に船かゝりす、此圍をなす石垣の上面には、石火矢數挺すへ置く、其側に玉も夥敷重ねあり番所も設く、

此所他國より都の方への船の入口故、要害のためにかく構へたる事と見ゆ、又此所より向にあたり、切石にて巖みあげたる小島を作る、一里四方もあるべし、真中に

陣屋様の物を建て三面に石火矢を並べすへ置都の方へ向たる方計りこれなし三面の用心は如此至て嚴重なり、其左右を大船通行す、船番所ともいふべき趣なり、此湊、人家貳千軒除もある様に見ゆ、沖の方を望むに、諸國の商船三本橋のもの數萬艘見ゆ、大小の船ともの帆柱の立ち並べるは、恰も雜木林の如し、其數幾百と計へがたし、此内には本國の番船もありといふ、これ外國より襲ひ來る軍船もあるかと窺ふ爲なりと、千五百人乗の自國の軍船もこゝに加けるといふ、此船は櫓五本たちて、遠見は山のごとく見ゆ、かゝる軍船の大ひ成もの、此國にて初めて造れるとなり、此船にて曉と昏と兩度からてつぼうを發つ、これ軍船の大法なりとぞ、本船中には菜園もあり、牛馬の厩もありとなり、右大船沙干の節、湊出しをするには、本船の兩脇へ大なる空船を一艘づ、鳥の翼のごとくつなぎつけ、本船の浮上る様にして出すと云、

按に此カナスタといふ湊は、和蘭國にて譯して呼べる所の、コロンスロットなるが、和蘭人の書き上げに、コロンスロットに於て使節船の用意ありしと有ればなり、和蘭所撰魯西亞國志に、コロンスロットは新都へトルブルカを去る事トイツラントの里法にて凡そ四里、舟船湊會の要湊、人居蕃盛なり、爰に要害を構て此所より窩々德海に泛ふ云々、大光曰、カナスタはカランスタオストロワなるべし、地かたにはあらず島にて都

より五里隔てりといふ、

再び漂客携來る四大洲分圖を熟閱するに、へトルブルカより少し離れたる一島有、其名を彼國字にて□□□□□□□□□□とコロニシタイと記せり、必ず此處をカナヌダと聞誤りていふなるべし、

同十三日此湊より一里餘沖へ哨船にて漕出し、日本使節船へ乗移れり、

使節の役レサノットは、先達て船の中に在て船中諸事の用意をなし、船頭其外それくの役々を引揃ふ、何れもレサノットの前へ出、遠方護送に預る謝義を厚く申述たり、使節會釋有て、金錢二十枚と袂時斗一ツ充相渡す、是國王より各へ賜る所なりとぞ、銘々拜謝して是を受く、

ガラフは前以此本船へ乗り込、見分其外申渡しの事も有しよし、且何れもへの拜領物も直に可相渡の處、皆々出船も遅り、本船へ乗組も延引になりし故、此等の事使節へ附囑し都へ歸りし由、途中行違になりし事と聞へし、これ國王誕辰の祝事あるの日に指か、れりて、急ぎ歸都のよし、

船中の人の話に、先達て國王も此所迄來られ、船にも駕り給ひ、船中の様子一覽せられ、同船の者にも、遠路達者にて海路日並日本の事をも委しく見て歸れよと命有しと語れり、

此日ガラフより附添來りし三人、并にニコライ新職暇乞して都へ歸れり、

本船乗組の人数、役人は大抵二十人ばかり船方の者四拾人餘も有しと覺ゆ、別卷に詳なり



# 環海異聞卷之十二

本船出帆并歸朝洋中之記、

六月十六日、昨日迄海上諸事の用意悉く調ひて出帆す此邊海のごとくなれども、二日走る間は眞水なり、手に掬て試るに、鹽氣なかりき、次第に沖へ出るに従ひ、右の方に遠山雲霞のごとく見ゆ、同十八日、タンツケといふ國の海上を過ぐ、此所より全く海なりといふ、

按に此海、和蘭にいふオ、ストセイなるべし、都より湊へ川續き故、はじめの内は眞水の

ごとくにもありしにや、地圖を併せ見て知るべし、  
カナスタより二千四百里の海路を経て、七月四日頃と覺へてダンツケといふ國のコツペイカワ  
と云所に船をこゝむ、

此所滞留中荷物並に船中間所の仕切なども出來上れり、

此所地方よりの出崎の様に見ゆ、此所の岬より向地スウェイツケと云國の海岸に對向し、其間の瀬戸至て狭し、大船漸拾艘ほど並べて通らる、程に見ゆ、スウェイツケの篝火などこなたえも見ゆるごとなり、こゝは魯西亞の親族の國のやうに聞ゆ、

府下二里四方程、人居家作も相連れりご見ゆ、家造り街道及寺塔の類もへトルブルカに替る事もなき様に見ゆ、男女容装も亦同じき様なり、但被り物は少し替りたる様にも覺ゆ、滞留中は使節上陸し、別に人家を借り受て居れり、且船中に貯ふる所の燭硝を不殘陸へあげたり、是は何故なりと尋しに、凡て他境へ船を泊め置には、人質をとられ、又燭硝を渡し置事大法なりごとなり、

此湊に數日滞留、出帆の節は、右の宿賃 賄料等過分に謝禮し出立せりごとなり、  
此所より醫師一人、畫師一人乗組せたり、太十郎は上陸し府下を一見せり、  
此男船を掛し所に  
變にて、聞えを得ず、遺恨といふべし、外の者共は船にのみ居れり、  
魯西亞人は船より陸へ度々出入したり、

按にタンツケは弟群馬兒加なり、其都府をコツペンハーカといふよし、此都府をなす所は島にて地方を離る、事わづかなりと見ゆ、コツペカワはコツペンハーガの轉聲と聞ゆ、ダンスはデチマルカの舊名なり、コツペニハーガは此大地の東にも有りセイラントといへる島の東の海邊にあるリントといへる狭き海峡ありて、雪際亞國の地と相對す諸々の地圖地誌に載す、和蘭譯説に詳なり、

同廿七日頃、コツペカワ出船、これより大洋え出づ、此海中は暗礁多き所なりとて、船頭殊

の外氣支心配のやうすなり。

八月朔日二日頃、アングリといふ國の海上を通船す。

夜中海上にて軍船一艘あらはれ、本船に向ひて石火矢のからつぼうを發つ事頻りなり、此方よりは是に應ずる石火矢をも放たざる故、彼軍船不審に思ひしと見へ、段々漕寄せ來る、使節レサノット船師に命じ、何船にていくの者たる事を問しむ、カベタン船櫓に飛び入りループル物いふて、聲音を遠くに達する道具、和蘭にを以て高々とやせしは、何船なれば我本船へ向ふて石火矢を打懸しやと、彼船より答に、これはアングリの軍船なり、其船は何方の仕出しにて何等の用ありてこゝに至るにやといふ、是は魯西亞國より日本渡海の使節船なり、何の故ありて妄りに石火矢を打掛しや、子細承んと責め問ければ、船の者共驚轉の様子にて、夜分暗紛れ見違へて、他國の軍船かと心得かくの振廻いたせしは、甚以魚忽の至り、恐れ入るとて、船の帆を下ケひたすら詭言をなし、追々酒肴杯のせ來りて其罪を陳謝す、使節は中々これを受ひかす、如何の掛合にや、供人わづか四五人召具し、アングリ船へ乗移りたり、本船へはアングリの内某の湊まで船を寄せ、我其所え出るを待居るべしと、船中諸役人えや渡し、相別れ彼船にてアングリの都下迄往きし趣なり、此一事如何なる事にやと、船中の人に尋ねけるに、ハランソースケ拂郎察といふ國とア

ゲリ國と毎度戦あり、近頃ハランソースケ敗軍しけれ共、又寄せ來る事もあるべきかと、軍船を備へ警固せし様子所に、本船夜中通行せし故ハランソースケ船の寄せ來るならんと誤りて、かくの振廻したる者と見ゆ、使節は彼の都成ロンドン迄至りて、いかゞ取かたつけ來るにやとやせし、

本船は、使節の命受しごとく、アングリ國の内某といふ湊に船をよせ、使節の歸り至るを待受く、此所大湊にて、軍船も餘程見へたりハランソースケより奪取りしとて、彼軍船をも多くこゝに繋ぎ置けり、

湊の兩岸石火矢夥く仕掛備へ置けり、三階の櫓ある番船も有り、此所より水薪食物等を増し入る、以下舟をかけた所は、何方にても諸品を増し加へたり、

按にアングリは漢人利亞、此方にていふイギリスなり、島國なれども世に名譽の美國なり、都府を籠動といふ、近來魯西亞國えは降參しける事有、全く其國に屬せずといへども、種々誓約の事有しとなり、夫故此度の危忽を深く咎る事と聞ゆ、使節は某都城迄至り、いかゞ取極めたるにやしらす、此國の事譯説に詳なり、船を寄せし湊の名覺へず、漂客携來る世界圖、海路朱線を熟圖するに、籠動の南邊に朱點有、又其西南海邊ハム

ト海濱に朱點をなし、此所より初て朱線を引けり、始めの一朱點はレサノット都にいたらんとして上陸したる所、命によつて本船を廻して着岸レサノットを待居たりし湊はハムトと見ゆ、此所より朱線を引たればなりハムト和蘭地圖にはハルムート又ハルモウトと作る、是暗厄利亞の内コルニワル洲の一城地にして壯麗なる大湊なり、都府鏤版の世界圖分(圖にて方圖四枚圓圖左右二面一枚)求め來る物あり、共に御覽を経て召し上ケらる、其方圖の物には海路の朱線を引たり、是は長崎滯留中、同船の役人漂客等にいふ、爾等本國より地圖を求め來るといへども、是迄通船しにる行路茫然たるべし、其通行の海路を記し與ふべしとて、四枚共に朱引して贈れり、此度編集參考のためとて茂實に示し下し給ふ、因て是を檢閲して別に原圖を模寫せしめ、地名等を和解し、其朱線の海路をも併せ寫して模寫四幅をなせり、其朱線の道筋には、彼國字も悉く日並を記す、共に是を模して呈せり、右原圖模本の外、別に一幅の地圖を作り、其海路朱線日曆のみを記せるを和解したる物を添へて上る事となりぬ、

此圖及細考和解は、司天臺にて考定する所なり、堅田侯より間氏に命せられ考る物といふ、  
扱此朱線日曆の記に由れば、漂客等が諸記し云所と大ひに異なり、漂客等いふ所はもと

より茫然たる諸記なり、彼人與ふる所の物は、船中行路日々の記事なれば最正證とすべきものなり、故にアンゲリ已下の記聞は、これと對校して、其説話の下に附記して、實證を取る事左のごとし、

此朱線日曆アンゲリの湊より我長崎の津に至る迄を記し、本國ベトルブルクよりアンゲリ迄の日並は缺て略せり、是此アンゲリ迄の海上は、常く通船の熟路にて、内洋ともいふべき間なる故にやと思わる、ヨウロッパ洲の人、すべて航海を常とする故、萬國通船の海路に引線せる圖説夥く有、此度の物も後證の爲に實測せるもの成べし、長崎譯官よりの和解書上に、彼年曆一千八百三年八月十一日にベトルブルグを乗船す、これ彼の年和三年癸亥六月、と見ゆ、漂客等は亥の年六月十二日と覺へ來れり、これ彼と此と年曆月日廿四日にあたる、と見ゆ、漂客等は亥の年六月十二日と覺へ來れり、これ彼と此と年曆月日の數も相違せる事ゆへ、かくの差へあるべきか、又覺違にてもあるにや、何れにも右地圖都府よりアンゲリ迄の朱線日曆を缺きたれば證をとるに據なし、

アンゲリ出帆彼國一千八百零三年九月廿三日、我癸亥八月二日にあたる、これより彼れが記す所の日並を推して、我日曆にあて試む、故に漂客等諸記の紀聞と相違す、しかれ共以下下の紀聞日並は、漂客覺へし所を綱とし、朱線日記に合考なるものを目となすの意にて、其實徴を取らんとするなり、

同十二三日比、使節此都の用事相濟ひ趣にて、此湊へ來着、即本船出帆す、  
 海路記を按するに、出帆彼九月廿三日と有、我癸亥八月八日にあたる、漂客語記とは四五  
 日の違へなり、地圖海路朱線此所より引初む、  
 出帆後次第に南に向ふ、洋中四方に島山の類一向見へず、但し初の内左の方にガラシツケ阿蘭  
 陀有とは聞けり、  
 九月三日頃カナリヤといふ島へ船を泊む、  
 海路記を按するに、彼十月九日カナリヤ島の内ベツロ島に着船、十五日迄滞船、出入り日  
 數七日にして十六日出船と見ゆ、これ彼十月九日は我八月廿三日なり、即滞留は同廿四日  
 より晦口に至る日數六日也、  
 按に此亞弗利加大洲に屬す、西洋の諸國此加那里亞島を以て初度に命ず、明人譯所謂福島  
 これなり、故に船をよせ滞留して測量を試るなるべし、此邊諸島散在す總名をカナリアと  
 いふベツロは其一也、漂客は總名のみ覺來れり、再び原圖の海路朱線を熟閱するにカナリア  
 にて船を泊めたる島の名はテナリア 即テナリ にしてベツロ島等にはあらず、前説誤れり、此  
 テナリハは即加那里亞島の内に、和蘭人此島を以て初度とする所なり、此島より西の方  
 東西初度線の下にヘルロ島の名あり、漢にいふ鐵島是なり此島は拂郎察人の初度となす、

魯西亞人も拂郎蘭の制に倣て此鐵島を以て初度とせるなり、  
 海上日曆歐羅巴洲より亞弗利加洲に係る、  
 九月廿三日 出船 彼 八月八日 我 同廿四日 我 同月九日 彼 同廿五日  
 同 十日 我 同廿六日 我 同 同廿七日 同 同十三日  
 同 廿八日 同 同十三日 同 同廿九日 同 同十四日 同 同三十日  
 同 十五日 同 十月一日 同 同十六日 同 同 同二日 同 同十七日  
 同 同 同 同十八日 同 同 同四日 同 同十九日 同 同 同五日  
 同 廿日 同 同 同六日 同 同 同廿二日 同 同 同七日 同 同 同廿二日  
 同 廿三日 同 同 同九日 同 同 同廿四日

日數十六日にしてカナリヤに着リ廿日迄の間六日滞船、  
 此島はイシバン 伊斯把の領所なりとぞ、此前後諸小島多し、此港沖請けにて海惡し、島の大き我  
 九州程もありと覺ゆ、島の中高山見ゆ、此所至て暖地なり、土人は裸體にて半股引ばかり用ゆ、  
 黑人に似て黒色薄し、頭は殘切り也、船の案針役某といふ人、皆々え物語れるは、此地は日本  
 と同じ筋にて、寒暖同様の所なりといふ、  
 此節といへども、綿の入りたる程の着服はならず島人士産の品々をもて、船中へ賣に來る、

蒲荷形大なり此品夥數 蒲荷酒、按にカナリアウエサン酒とて世に名高し、上好の蒲荷産する故なるべし、又カナリーセボーゲル我邦にてカナリーヤといふ鳥も此地の名産なりとぞ。

柚 梨 橙 香橙 林檎 葱 ポタンナ の如き物 按に此品々年中あるべし  
豕 鶏 野牛 鷺 此外種々産物有べし

船中にて右の諸品を求め、皆々用ひたり、船へも買入たり、

薪水を船へ増し加ふ、船の人々上陸出入す、太十郎は一人上陸せし様に覺ゆ、

人の屍を箱入にしたる物を、此所にて求め船に載す、穢はしき物と思ひ、近寄ても見ず、蓋を開きたる時遠く隔りのぞきて見たるに、全く人の死骸也、

按に木乃伊なるべし譯説に詳にす、

此地通用金三角形なるを見たり、

出帆の節、島中より役人と思ゆるもの五六人、羅紗の服露西亞人の服と大抵同、三角帽を冠り、是亦使節の冠帽に稍相似見送りに来る、按にこれ伊斯坦堡亞人徒を引きあげ出帆せんとする時、彼者共の方にて空鐵炮を打てり、これ出帆見送りの禮也と云、

右加那里亞諸島の事別に委しき譯説有、

同日頃カナリヤ出帆

按に、海路記に、彼十月十六日カナリア出帆、これ我九月一日と見へたり、

已下亞非利加海より亞墨利加洲にて海程日曆、

彼 十月十七日 我 九月 二日 彼 十月十八日 我 九月 三日

以下 十月三十日 我 十月十五日迄日並合す

彼 十月三十一日 我 九月十六日 彼十月の日程は三十一日定數す

彼 十一月一日 我 九月十七日 彼 十一月二日 我 九月十八日

より以下 十一月十二日 我 九月廿八日迄日並合す

圖を検するに、我六日より九日迄の間は漂客等がいほゆる風なきといへる程の静かなる海上なるにや、此邊右往左往間切居たる様子にて、一日々々の里程至て短、

彼 十一月三日 我 九月廿九日 彼 十一月十四日 我 十月一日

より已下 十一月廿九日 我 十月十六日迄日並合す

按彼に十一月廿九日我十月十六日に當るの日、ブラシリリーのエカテリナ、に着岸、彼翌一千八百零四年二月七日我同年十二月廿六日迄こゝに滞留と見ゆ、日數凡そ七十餘日也、

出船已後三四日は、島々の間を乗り通りしが、其後は島は一向見へず、此節沖風吹き、舟は已

午の方に走れり、是より數日沖へ走りければ、四五日は風靜になり、暑氣極めて酷しく、折々は雷雨もあり、夜に入りても暑熱甚しき海上に至れり、その頃世界の真中へ來りしとて、船中祝義あり、水主共迄酒杯のませたり、其所を「エクウトル」といひたり使節曰、日本歸帆の時も、亦再ひ此所を通るなりと。

按にエクウトルは、羅旬語にて赤道の事なり、此所アフリカ海に屬すべし、海路記を検するに、赤道直下を通船せし頃は彼十一月十四日より十五日の間、我十月一日より同二日迄の間と見ゆ、

舟師が我々へ語りしはカナリアより南アメリカ迄の海上は、世界第一の平穩なる所にて、即「エクウトル」の下にあたるといへり、年中此所は風も靜にて波穩なる所なり、是より一日も走れば風出るなり、各ハケ様の所へ來て不思儀の事と思ふべしといひたりき、此邊風靜なるゆへ、都て船快く走らす、大に帆柱損破せり

又イワンゼヨータロイチといふ人語りけるは、「エクウトル」の下は、海水動かぬものなり、ゆへに里數を測ることも仕にくし、如此筋になりては動かぬ所有り、地付のかたへ寄れば、南へも北へも沙道たつなり、夫れゆへ里數もはからる、なり、たとへばこゝより七日も東へ走れば北風ふくといふ様な印もある事の様に見へたり、譯の語解し

此邊より南は、一ツ星北極星七曜共に見へぬようになりし故、我々は殊の外驚き語り合ひたり、

赤道下を通りぬけて後、遠方に船一艘見へたり、遠目鏡にて是を見たり、何國の船なりしにや聞も留めず、雙方より船の小旗を振り合せて通り過ぎたり、

沖を走る時、海水の色變じ、其所二三日通りたり、紅脂に似て黒みか、りたり、爲色共いふべし、手に掬りて見しに、上へあげても同色なり、思ふにカナリヤより南アメリカ迄の内の海上かと覺ゆ、

段々南アメリカといふ所へ船走るよし、其國へ近付に従ひ、次第に難堪程の暑熱となる故に、船中毎日本に浴せり、十一月十日過南アメリカの内のよしエカテリナといふ大湊に船を泊む、按に海陸記を検すれば、彼十一月廿九日我十月十六日着岸なり、此所迄海路の日曆前條に寫せるが如し、

此所は南アメリカ洲中の一ツの大湊と見ゆ、城下もエカテリナといふよし、

按に、ブラシリー伯西兒明の一港と見ゆ、地圖并長崎通詞共書上にも、ブラシリーと有ブラシリーの南にある銀河(譯名なり)といふ川の海に注ぐ所にシントカナリナといふ地有、是なるべし、再び原圖を熟閱するに、伯西兒の邊海に舟を泊めたる朱線を引付けたる所を見れば、其大地の岸に近きサンカラリニといふ島なりエカテリナと覺へ來りしは此誤りなるべし、此島赤道以南廿八度の邊なり、

和蘭人刊行せる數度の表には、廿七度四十五分に作る、非浦涅兒撰せる輿地の書にサンカラリナ島は伯西兒の海岸に屬して、赤道以南廿七度にあたる、凡そ航海する者熟識する所なり、これ歐羅巴洲より西方に向ふ長途の間なるか故

に、海船に至り薪水等船中の用を辨し而後、大南海に向ふなり、尤伯西兒の海邊は、波爾杜瓦爾人所領の地なり、

此地ホルトガリの領所と聞ゆ、港は大ひなれども、入海にて至て淺く、大船は岸へよする事、能はず此入江に小河幾筋も流れ落る所と見ゆ、

港の内にアンゲリ船二艘、外に異國船二艘か、り居れり、其濱邊に警固の石火矢を備へ置けり、土地の船は細長くして笹の葉の如し、底は丸木二ツ割にしたる物なり、板を打付たる物、其長さは江戸の猪牙船よりは短し、

此所、年中暑氣酷熱の地にて、冬季といふ事なしと聞けり、船中何れも日に二三度づ、水に浴せり、魯西亞人は何程酷暑にても、膚を露はすといふ事なく、水浴しても直にひとへの物を着す、常には毛氈類を着す、皮裘は夏月には用ひぬといふまでなり、

土人色黒しベチルフルカにて見たるクロポフは眞黒なりしが、又夫よりは少し薄黒し、男女共に跣足且裸にて、半股引斗を着す、カナリヤにて見たる人のごとし、但拳毛縮髪にて、眼は黒し、女子も色黒し、脊へ風呂敷の模様置きたるごとき物をかけ、腰より下は木綿又麻の織物にて、袴の裾廣に仕立たる様なる物を着用する事、ヲロシヤの婦人のごとく、男女共に入墨はせず、

小兒も色黒く、丸裸なり、男女共に齒は黒し、常に松脂のごときものを噛む、不斷口を動かす

て居る様に見ゆ、此港より廿里程奥へ行けば、千軒程の家居あり、太十郎は上陸して見たり家造りは瓦にて下をた、みあげ、二尺程より上は立石を以て疊みあぐ、屋根は櫻の皮を用ゆ、

按に此語分明ならず

寺もありオロシヤの寺の屋上にあるもの、ごとき十文字の物を建てあり、寺内は見す、禮拜の様子を見るに、我日本の人の拜し方の如し、

按に此寺ホルチユガルより建る所なるべし、

津太夫上陸して、水車にて米を舂する所を見たり、家は石造り屋根は櫻の木を二ツ割にして葺く、遠く是を見れば瓦屋のごとし、水車は一ツにて三十六碓つかする様に仕掛たる物なり、

此國米夥敷、種蒔するよし、精米にして多く他國へ交易すとなり、自國にては米を食ふを禁ず、蜀黍を粉にし湯へ入れ、糊のごとくにして用ゆ、米は多く用ひず、他國へ出すをおもとするよし、唐黍我邦の物と同じ、椀は木地の物なり、

唐黍本船へ買入、牛豚鷹鷲の餌となせり、山は樹木繁茂す、見なれたる物には香橙橙杯見へたり、餘程奥の方に大高山あり、山頂迄は中く登られぬよし、ヲロシヤ人も此山を見て甚だ驚きたり、

此所へ着岸まへ、洋中にて橋をいためし故、こゝに着して後、使節等の役々上陸し、山にて立

木を買受け、帆柱を作れり、彼是にて暫く此所に滞在す、

引き出し来るを、港にて見たりしに、至て堅木にて赤き所黒き所も交りたる木なり、彼人「カラスナゼリワ」トいひたり、是は赤木といふ事なり、

産物夥し、船中へ數品買入れたり、

- 菘、菜菔細く、味は特、燕菁四し、冬瓜、西瓜、番南瓜、胡瓜、蒲萄、
- 蕃椒實になり、木のこま、蜜柑、柚、胡桃小なり、林檎、甘蔗一本太き所一握り有り、牛の飼料、船中へ多く買入たり
- 白砂糖、

大ひなる木實夥くあり、上皮厚し、剥ぎてみれば殼至てかたく、人面のごとき所あらはる、内に肉油一ぱいにあり、甘き事胡桃のごとし、黒人は是を器に入れさ、げて海を遊ぎ來たり船人へ賣る我くもこれを買求め食するに、口中涼しく暫時暑熱を忘る、故にいくつ共なく買ひ食せしなり、

其名を問ひしに忘れしとなり、茂實思ふに、此國暖地なれば椰子ならんかと、椰子名おもひし故コツコスとはいらざりしやと問ければ、津太夫手を打ていふ、貴問にて存じ出せり、彼人等コツコスと呼べり、即其殼を水飲に作り持參せり、見せ參らせんといふ、他日是を見れば、果して椰子殼なり

椰子の事 茂實別に詳審の譯説あり、

生にて青實のまゝなるコツコスを、多く船へ買入たり、蘇枋此國の土産なりと聞しが不見、長めにて房をなしたるもの相集りて一叢をなし、一體綠色一房に三筋角立、長サ二寸計あり、初めは緑り、熟すれば肉黄色となる、青き内取りて一兩日置ても色又熟せる物のごとし房内色白く、味甘き事あけびのごとく、仁子はなし、一叢二三十房つくものは二三尺程有り、木か草の實をしらす、圃をなせば大抵左のごとし、

- 一、綿は山へも圃にも種蒔す、高六尺程の木なり、葉も大なれども草綿の葉に違ふ事なし、按に木綿なるべし、
- 一、異木、薄赤く卵黄色の所も有ものを、船へ調ひ來れり、長崎に來りし日、人々いひしはこれ紫檀なりと、
- 一、魚は不足と見ゆ、小蝦は多し、
- 一、豕は皆牙生へてあり、猪甚多し、牛も同く脂肪多し、餘り脂氣多しとて、魯西亞人は食はず、
- 一、青色にて、鼻と喙とは赤くして色甚だ美しき小鳥あり、鳴聲はキウ〜といふ、人舌を出せば、嘴を以て吸ふなり、名不聞、



一、甲の四角にて、龜に似たる魚あり、何といふものによ、其名はさかず、河豚の肌に似たり、

一、猫は三毛なり、我方のものと同じ、但し氣つよき様なり、狗は別に替る事なき様なり、

一、尾長猿あり、船中へ買入飼置しに不口に斃たり、

一、毛鼠色にて淡白、喙長く、尾毛は虎斑、丈二尺計り、人になれ安き獸あり、總身惡臭あり、是を四疋買ふて船中に畜置けり、此内一疋はカミシャーツカ着岸の時、同所へあがり、殘三疋は船中にて追々斃たり、

一、ガルカルゼルといふ物の子なりといふ四脚の生きものを船へ持參せり、其體の長サ三四尺皮厚く色薄黒く、鱗浮き立ち、尾には棘折あり、口のきれあがりたる事七寸計り、八重齒生ず、目の上に微く瘤のごとくなるものあり、脚爪は三本ありて、長サ一寸計り有、

其目の上瘤のごとくなる物、生長すれば兩角となり、山にも海にも栖み、人をも取り食ふと云、常に畫に書たる龍を見るに、是と似たる様にも覺たれば、龍の子にやと我共や合り、

彼人船中にて、酒に漬ひて殺し、白き藥をつけ、其腸を取去り、目もぬきて玉を入かへ、生物のごとくにして貯へたり、

按に、諸蠻にいふ「コロコシル」は、圖を按ずるに鱷なり、「ガルカルゼル」は「コロコジ

ル」に音相近く、且形狀も鱷に相似たり、和蘭寫真圖を閱するに、全くこれと同じくして、少しく見し所とは差ふといふ、其語る所に就て圖を製する事左の如し、

コロコシル譯説別にあり、

一、此地にて物を買ふにはイシバンツケ伊新把の金銀にて交易す、

此所數日滞在、諸用整ひ出帆の用意をなす、滞在の日數前條に詳にす、

十二月廿八九日頃 エカテリナ出船

按に海路記に彼翌千八百四年二月八日出帆と見ゆ、これ我同年十二月二十七日にあたる、

漂客の暗記と大抵合す、此港滞留七十一日なり、

此所を出帆、南へ向ひ走りけるが、是迄は暑熱裸體にて堪へがたかりしに、先きへ至る程海上次第に寒く覺ゆ、此亞墨利加大洲の正南の出崎の海上なりといふ所に至る、此邊何にといふ所

なりと、船中の人に問ければ、こゝはゴリノメスと云所にて至て寒き所なり、此崎さへ乗り廻し、北へ向へば又至て暖氣なる所へ向ふと語れり、此邊より地方を望めば、山中より火煙立ち

升り、不絶もへ上りて止す、

案に、和蘭にいふヒュールデント(火地)なり

此邊地かたの山より吹來る風至て宜しからざる故、船其崎を廻す事はせずして、次第に南方の

沖へ流され、數日間切り居る、翌年三月比かど覺しに、雪ふりて寒氣も強し、船中の人殊の外に心痛の様子なり、何故かく心支し給ふといひければ、こゝよりいよく南へ流されれば、七十度已上の海上になり、海水氷り、通船ならぬ所なりといふ、

七十度といふ事を、彼は「セイムテサツガラト」(七十度)といひたりし、南方も北極下と同じく、極下に近ければかくある事也、拂郎察鏤版の世界圖には、南極下にも氷海界限の圖あり、最初漂着の島を出帆し、サンパンヤウえ至らんとせし時、乗り落して氷海へ入りしは、北極下に近き七十度前後とある所と見へたり、漂客等南北極下に近き海迄、兩極を究めしは未曾有なる奇中の奇といふべし、又南亞墨利加洲は狭長なる熱帯冷帯にかゝれるの大洲なり、

七十度前後迄は通船もなれ共、それよりは更に通行ならぬなりといふ、此比人のいひしは、かくの危難詮方なし、願くは西風にても吹替りドローラナテジタの方へ船下りたきと念せしなり、按に彼國板の世界圖に、亞弗利加洲のカーブデグデーホープ和蘭名によつて明人所譯蓋望峯なりの所に此名あり、これ右大洲の岬にして、和蘭の領所なり、北へ上るべき船、はるかに東なり下らん事を願ふは、實に危難にて有し事と思ひやられたり、彼是とする内、風吹替り、順風になり、ゴリノメスを廻り、北の方へ向て走りければ、既に時

せしごとくに、又漸く暖氣の海上となれり、海中に湖水涌あがるがごとく見ゆる所を通りたる事ありしかと思ふに、こゝらの海上なりしにやど覺たり、

彼 二千八百四年 マルケイサ迄の海路日記 我 亥  
二月八日 アメリカ 出帆 同 十二月廿七日 我 十二月廿八日  
二月十日 同 廿九日 同 十一月一日

彼 漂客等エカテリアを出帆三四日日程にして正月なりと覺へしといへり 我  
二月十二日 彼 甲子 正月二日 我 二月十三日 我 正月三日  
二月十四日 彼 正月四日

彼 二月十五日より我正月十四日迄日並合す、我正月四日より同廿四日迄の間一日の里程甚短し、彼二月廿五日より我正月十六日迄日並合す、  
二月廿九日 我 正月十九日

間氏曰、此廿九日の所に甲の記號あり、これは此年の二月間日の記號とせしと見ゆ、魯西亞にて二月の名を「ヘホラレ」といふ、二月は例年廿八日なり、四年めの二月を廿九日とす、これ間月なり、漂客曰、二月は廿八日ある年と廿九日ある年と覺來りしはこれなり、餘の月々の日數時、甲「エラ」といふ字にして、「ヘホラレ」と配音するの首字なれば、此字を以

彼 三月一日 正月廿日 我

彼 三月三日より我正月三十日迄日並合す、

彼 三月十二日 二月朔日 我

彼 三月十四日 二月三日より 我

迄日並合す、我二月五日より同十八日迄「ゴリノメス」に間切り居る内と見へたり、海路記を見るに、一日の里程右往左往至て短く、日數十四日の間と見ゆ、十八日より十九日の間の里數初て順風を得しと見へたり、

彼 三月三十日 二月十九日 我

彼 四月一日 二月廿一日 我

彼 四月三日 二月廿三日より 我

まで日並合す、

我十八日より廿八日まで十日の間も亦間切り居て日を積たる様子なり、エカテリナを發して此所まで六十二日を経しと見ゆ、此間七十度の海へも乗り込むと心支せし節と思はる、廿八日には順風を得、此岬を乗り廻し、北へ向ふと見へたり、

彼 三月二日 正月廿一日 我

彼 三月十三日 二月二日 我

彼 三月廿九日 二月十八日 我

彼 三月廿一日 二月廿日 我

彼 四月二日 二月廿二日 我

彼 四月八日 二月廿八日 我

彼 四月九日 二月廿九日 我

彼 四月十一日より三十日迄我日並に合す、

彼 五月朔日 三月廿二日 我

間氏曰、彼三月を「マアイ」といふ、こゝにMの記號あり、MANの首字なり、此記號は海路日曆の一證とすべし、此所亞墨利加の西海なり、前にある二月閏日の記號を以て、海路の日曆を推測するの證據とするなりと、

彼 五月二日より八日迄我日並に合し、彼五月八日は我三月廿九日なり、

彼 五月九日 三月三十日 我

彼 同 十一日 四月二日 我

此後彼五月廿三日我四月十五日迄日並合す、

環海異聞卷之十二終

# 環海異聞卷之十三

歸朝洋中之記

翌子の年文化元年 四月下旬マルケイサと云島邊に船繋りす

マルケイスケ共彼人は呼し様に覺ゆカナスタより此所迄千里を十六合せたる里程なりといへり、

海路記を按ずるに、此島へ着船する事彼五月廿四日我四月十五日と見ゆ漂客四月下旬と覺しは相違せり、

此島の近所に、又六七島もありといふ、船中よりは見へず、凡て此邊海深く、波浪別て荒き所なり、本船の人々も、此島へは初ての様子にて、港口も尋ね廻りよふく一港を見付て船を泊む、船中の人皆々語りしは、此島人丈け高く容貌恰も鬼人の如し、男女ともに裸體前陰をも常にあらはし居る地なりと、扱向ふの濱邊を望み見しに、果して裸なる男女三四人見ゆ、其顔色逞しく男の丈け七尺餘、頭面より總身手足の端に至て、彫物入墨をなし、陽物をあらはし、但し先きの皮を少し引伸して糸のごときものを以て結び置けり、女は丈け五尺程、入墨は手先き

に斗りあり、前はす、きの如き草の葉を少しばかり連ねたる物を以て垂れ下げ覆ひて、紐にて腰に結び止む、本船湊へ入るを見て、男女共に海へ飛込み、舟へ近寄来る事魚の泳ぐが如し、何か物いふて騒々敷、本船を見物の様子なり、追々島中の男女夥敷漕ぎつけ来る、生椰子此島暖夥敷椰樹あり 又は鯉鱈は沖にある島より獲 なごを手々に持来るもあり、其内に欄腰をさ、げ来るもあり、又は小兒を脊負ながら泳ぎ来るも見ゆ、漸々に二三百人程に及べり、皆々取替物を望む體なり、此島は金鐵の産せざる地なり、兼て其様子をオロシア人傳聞し居る様子にて、既に水樽の鐵繩此のはなれたる物を先達て船中鍛冶に斷ち切らせ置しもの數多あり是を程づ、出し與へければ、鯉一尾に交易して、其鐵を手になさ、げておよぎ歸り、如何なる珍寶を得しごとく悦ぶ様子なり、頻りにこれを貪んとし、舟に上らん事を望む趣きにて、男女晝夜夥敷舟ばたに群り集り、騒敷事ははなかなし、舟方の者これを語り制せんとしたるを、使節さしどめ、尋常ならざる此島人如何の事を仕出さんも斗りがたしとて、穩便にこり扱はせたり、用水を増し加へんためこの所へ舟を寄せしに、右の體にて中々熟談掛合にもおよびがたく、甚だ迷惑したり、一日彼國の舟にて、兩人本船へ漕ぎ付し者あり、これ島人とは異なり、尤兩人共に裸體にて面々股へばかり入墨し、頭は皿髮にて唐人のごとく、また布または木皮なのごとき物を漬鼻鼻にしたり、此兩人本舟のカベタシえ書付を以ちけるは、我々一人はアンゲリ國、一人

はハラソースケ國の者なり、十餘年以前此島へ漂着し、歸るべき便もなく、月日を送りし内、島主の女婿となり、今はこゝに永住する事となれりとなり、此二人の者、オロシヤ辭も通ずる趣、こなたにも兩國の言葉文字も辨へ居る事なれば、互に容子分りたり、扱兩人えカベタン等頼やけるは、本船此島にて薪水等増し入度船を寄せしに着船早々より島人船の左右前後へ晝夜ともに細ひ群り、此方よりや事も取合す只さはく敷のみにて、其うるさき事限りなく、何卒先づ是を追退け、薪水を島より求め入る、事を取斗ひくれよといひけり、彼兩人の答に、女人を舟へあげ、試みに水夫等をして奸淫せしめ、聊か物を與へ給へ、左あらば人氣和らぎて何事も自由なるべしと教へたり、此言に隨ひ、使節は知らぬ顔にて、上役の者心得、水夫ともに内通し、教のごとく取扱せ、其賃として鐵籠のをれ少しづ、取らせければ、大ひに悦び持歸りたり、これより男女心やはらぎて舟の者へ手傳、陸より水等を運轉し入る事に成りぬ、大ひなる桶へ湛へたる水、此方の人二三人にて運び入る、物を、島人は一人にて擔げ入れたり、其力量はかり知るべき也。

- 一、彼事教へし兩人の者へさらさの下帯を謝禮として送れり、
- 一、レサノツトは上陸し、謝義として島主へも出會のよし、及金なき紙を謝禮として送れり、兼て用意せしと見へたり、彼よりは豕を返禮したり、

- 一、島主は別て恐敷者の由、昔しは此島人、生きたる人をも食す、今は死人のみ食ひ、親族といへども撰ばずとなり、土地に椰子多く、専らこれを食すといふ、
- 一、島の内、居家といふもの別になく、岩の挾間などに居ると聞ゆ、
- 一、柄拂のごとく、魚骨を以て製し、其毛なるべき所へ其魚の刺を植へたる物あり、これを以て總身へ彫物をなし、思ひくの模様あり、頭面より手足の端々迄殘る所なく、但額の兩角に髪を殘しつくね置く、是を遠く見れば角のごとし、扱水夫の内、試みに島人を雇ひ、腕へ文字を書きて彫らせたるに、槌のごときものありて、右の器を身の上にあて、槌をうちて疵付、血出れば手掌にてふき取りくほり、又ふき又ほりて間もなく出來上れり、甚手際なる事なり、其文字はヲロシヤ文にて、何年何月幾ヶ日此島へ來りしといふ事をほらせしとなり、此島には元より文字なしと聞ゆ、
- 一、島の廣さ何程あるやしらす、追々此島出船、一晝夜走り、其翌日の四時頃走り抜けし故、餘程大なる島と見へたり、島のうちに高山も見ゆ、
- 一、島の船は、大材の中を陥めたる物なり、大蛇の形を象る艦先蛇頭、舳は丸木彫り尾の形とす、細長く倒れ易き様子なり、それ故にや、兩脇へつけ物あり、左の圖の如し、
- 一、如此所世界の中絶てこれなきともいふべしと、船の人々いへり、皆島人をゼイカク

と、いひたるも鬼人といふ事なり、  
一、數日滯船して此所を發す、

按此マルケイサは、南亞墨利加洲の西なる遠洋に在る、土地温熱の一小幽島なり、昔時は歐羅巴洲の人といへども、通船せざるを見へ、世界舊圖に見る所なし、近來拂郎察國新製世界圖にはこれを出し、今度將來のフロシヤ版世界圖にも出す、但し其所在拂郎察製の圖と較すれば十度の差ひあり、拂郎察圖を以て正とすべしと問氏いへり、又曰、洋中船路の標的となす所なる故、旁以て舟を寄せしと見ゆと、

五月三四日頃 マルケイサ出船、

海路記を按するに、此嶋に船を繋る事日數十三日にして、彼六月六日我四月廿九日發帆と見ゆ、漂客暗記する所の出船の日は二三日の差ひあり、是より大抵東へ向て走れる様に覺ゆ、又世界の真中へ出たとて、船中初めの如く酒宴をなして祝義したり、

マルケイサ發帆已後海路記

我	六月 七日	彼	四月廿九日
五月 二日	同月 十日	我	六月 八日
		五月 一日	同月 九日
		同月 十一日	五月 四日

六月十二日 五月 五日 六月十三日 五月 六日

按に世界の真中といふは、南エクワトル赤道なり、問氏曰、カナリヤのツペロ島より、逆經度一百廿度の所にして、赤道を北へ距る船路なり、こゝに至れるは彼同年六月十三日にして、我五月六日にあたる、マルケイサ 開帆して七日めと見ゆるなり、赤道下を西より南へ又南より北へ兩回經過するの渡海、彼人といへども稀有の事なるに、我東方の人に在りては、返すくも開關千古未曾有の事なり、

彼六月十四日我五月七日より彼六月廿七日、我五月廿日迄十四日の日並合す

赤道を過ぎて三七日程走り、千五百里程にてサ、ンヘイツケといふ大島邊へ舟を寄す、此島へは午未の方へ走り着きたり島の長さマルケイサよりは、大ひ成様に見ゆ、伊豆の大島程もあるべき歟、島中山も見ゆ、但高山とは見へず、氣候マルケイサ同様に覺ゆ、晝は此島の根迄船をよせ、夜は沖へ出せり、何故如此舟を出入すと、船中の人に問ひければ、此嶋へは何にの譯ありてかハランソースケの人來り居りて、歸國せぬとさけり、ハランソースケは本國へ心服せぬ國なれば、如何様の陰謀あるかも難斗故、疑しく思ひて上陸せぬといへり、

島人マルケイサ人乗と同様の舟にのり來たりしを見しに、男は髪を殘切にし甚だ奇怪なるは、必ず前齒二枚を抜きたり、丈けは日本人程あるべし、女は髪長く額上の所少し殘切

にし、其跡の髪の毛眞白なり、これ自然なるか又白きものを傳たるかたしかに見とめず、木の皮の如き物を前へ巻きたり、船中の人曰、此島は日本地へ近く、別海ともいふべくして、辰巳の方へ少し寄る所なりとて圖を出して示せり、

島人の船より豕を買求め、本船へ入れし迄にて外交交易の事なし、

地圖海路記を按するに、サンヘイツケといふ名なし、サントウイク島に船をよせしと見ゆ、此名の覺遠なるべし、其島に着せる事彼六月廿八日我五月廿一日と見へたり、マルケノサを出帆して十五日めなり、漂客等三七日を経て至りしと覺しは不審し、晝の内島根へ船を寄せしは、地形并度數等を測り見る爲なるべし、

間氏曰、此島も往々西洋人海船の標的とするに見ゆるなり、思ふに亞墨利加の南海を廻りマルケイサを的として西にいたり、又サントウイクを的として北へ渡り、方位を轉し、我邦或は唐山印度の南海へ渡ると見ゆるなり、此度オロシヤ人も是に倣ひてカミシヤーツカえ至ると思はる、此島ロシヤ人の測量は、二百二十二度許に有り、拂郎察人測量する所にては、此島の經度二百一十七度計にあり、相較に五度の差あり、拂郎察の測量を是とするに似たり、  
(校日誤) あるを以ていふなり、これオロシヤの我長崎の測量に

此サンヘイツケを出船して、是よりカミシヤーツカえ向ふ、

海路記を按するに、サンヘイツケ彼六月廿八日我五月一日着し、こゝを幾日に發したるや、其月廿九日我五月廿二日より已下、彼七月十二日我六月廿七日迄日數十四日の間、原圖に日曆を闕て其義知るべからず、漂客等いふ所サンヘイツケには數日滯船せざる様子なれば、此間の日曆脱するや否や解すべからず、

日數十四日を缺て後の日記

彼七月十二日我六月七日已後日曆合し彼七月卅日我六月廿四日彼七月三十一日我六月廿五日彼八月一日我六月廿六日彼八月二日我六月廿七日彼八月三日我六月廿八日アミシヤーツカ着岸と見ゆ、

日數廿日程走り、晝の内快晴にて、日の光り照り耀く間、満天の諸星見へたる所二日程あり、但夜中程に明朗にてはあらざりし、船中にも不審に思ひて、空を望める様子の者も有りしに、何か子細有事と見へて、カペタン杯は笑ふて居れり、日本へ近き海上になりては、北の方へ船を走らす、日本地をば左になして通ると皆いひたり、

此海上、島山の類絶て見かけず、カミシヤーツカえ着船二日前より山を見かけたり、

七月三日 カミシヤーツカえ着、

海路記を按ずるに、彼六月三日我六月廿八日カミシヤーツカ着と見ゆ、

和解書上には、彼曆數一千八百四年九月三日當于七月廿九日カミシヤーツカに至るとあり茂實按彼九月は八月の和解の誤り、我七月は六月の誤りなるべし日並は一二日の差はあるべし、月の誤りは一月を差ふ事故大相違をなすなり、

此所魯西亞領分、東北の盡境、本國より數千里のはしにて、我蝦夷地へは接近の所なり、船頭を始め使節其外乗組の者、此所へは始めて來る事故、カミシヤーツカへ着せりとは知れども、港えしれす彼是と船を廻したり、尤委しき繪圖面ありて、いろく見合せけるが、知れにく、港口よりは先きへ船をやり過し、又乗り戻し、よふく知れたり、湊は灣をなす所なり、湊の揚場より餘程手まへの中程に、圓くして白く見ゆる小島有り、名はシタローカといひしやうに覺ゆ、頂是島の巖にて、斯く白く是よりはるかに海上より望みて、湊口の目當とするなり、然るに海より港をなす所の入口至て狭く、左右兩方より高山相峙ちたる所にて、初め其際迄も行きたつれども、更に湊の入口とは見へず、尤右目當の白島も見へざる故、こ、より先きの海岸まで乗り過し知り得ずして、又そこを戻りかけに餘程引はなれし海上より港内の白島見へたり、各悦びて下通りへ船を進め寄せければ、初め見付たる兩山峙る間の至て狭き所なりき、即其日より船を入れければ内は灣をなし、至て廣き港なり、港内へ入り段々船す、み行くに、其小島の前を通船し、

横にきれて港へ着す、其間洲多き場所なること、是を避る様に船を廻して着岸せり、入口の所よりは八十里ありといふ、此所をパウラツケカワといふパウラツケは、こ、迄押領せし中興の帝王の名を取りて名付し「ガワ」ハ總て港の事をいふ、

此港の名、光太夫はペーテロガラニといふ、  
港入早々石火矢を放しければ、港の者共これ異國船入來りしと心得、騒動の様子なりけるが、本船へ建たる旗幟の記號を見かけ、安堵の様子にて、間もなく鎮り、番船を出し、案内して着岸せしむ、使節並に上役の人々上陸す、

人家二十七軒もあるべし、木作り至て倉畧藏もあり、  
焔硝藏大筒石火矢も、港の海岸臺上に數挺備へ置けり、  
港の内に八百石千石積位の小船計り繋り居れり、此内にマヨルといふ官にて、足輕頭をする人  
在勤す、カミシヤーツカ足輕總人數六百人計りも居るといふ、皆本國より勤番す

マヨル杯、首尾能勤むれば、五ケ年も十年も詰居る、上役の者は十人ばかり詰めて居る様子なり、足輕は諸役所を勤め、遠見番所へも詰るとゆふ、非番の時は何れも獵へ出るなり、土着の人をカミシヤーツカといふ、此所より他へも往きても居る様子なり、こ、にては五六人見かけたり、髮眼共に黒し、鹿皮にて製せる服を着る、襟の所より頭へ冠る様にしたるものなり、



是土地寒國故の事なり、

八月に至れば雪ふり、半過より港は氷るよし、嚴寒の節は、オホーツカ迄千里の間海水り、雪車にて氷上を通用すといふ、此所も、馬なく犬を使ひ、雪車に荷をつみ通用せしむる事、オホーツカのごとし、使節は此仕掛を見たる事なきゆへ、其時節にはあらざれども、陸にて其仕方致しませたり、圖説オホーツカの部に詳にす

これより奥に、ウエリホノ上人といふ事なり、爰にてはカミシヤーツカ又ニースノ下もカミシヤーツカといふ所あり、ニースノ方は餘程打開き人家も多く、カミシヤーツカ總洲取締りの代官もこゝに在勤といふ、

使節此所へ立寄りしは、土地の様子見分萬事の取締りや渡し又右にいふ備へ置石火矢等の破損せし杯も等閑にして捨置やせんといふ様の事を吟味し、且日本交易取組の事出來すれば、此地方より運送すべきや合の類なり、并に序に任せ奥蝦夷島所領の地などを表裏の兩邊見届の爲なりとぞ、

滞船中、廿五六日めに、代官もこゝに來り、使節に出會し、又此所より別に乗組む人々も來る、着岸早々飛脚を立し由、

マヨルといふ官人、此所より兩人乗組、長崎へ來れり、ミートルイワノイチといふ人と、

イワシマノイチといふ者となり、足輕は六人此所より乗す、これニースノカミシヤーツカより來る由、

按に右兩人の姓名もいふかし、

又此所より、上陸せしめしは、書師某一人、是は船中より病氣故なり、外に産物を吟味し醫術も心得たる役人上陸す、是は右病人取扱のためとて、此人の代りに一人別人を入船せしむ、

鐵砲指南人一人、是又上陸せしむ、これは自分の役業を怠り、萬事不作法我ま、なりし故と聞ゆ、

食料の牛も、ニースノより牽せ來るを船へ入る、又途中にて得たる品の内、船より上し物もあり、本國へ送らしむる様子なり、

此港より日本の地迄二十一島ありといふ、其廿一ツハ日本なり、第十八目の島迄彼所領とせり、コレイツケといふよし、此所より臘虎の上品なるものを獵りし得るよし、これウルツアと呼は臘虎島なる

第十九めの島よりこなたは、日本人も來り居るよしの咄しなり、右の島々カミシヤーツカよりは打續き居る故、彼船に乗り、其島々の間を一日二日づゝに

も渡り廻るよし、少しづつ、の遠近はあるとぞ。

按伊勢船子光太夫は、漂着の島より此カミシヤーツカ迄の船に乗りて、地がたへ入り、  
歸路はオホーツカより出船して送り届けられし由、

海路記を按するに、此港滞在は三十餘日と見ゆ、

日本船は船の造りかた手緩き故、折々破船する事多きはことなりなりと使節いへり、通船  
の所は、地かたより五百里沖なりと、終に見かけたる事なし、

携ひ來る繪圖を、毎日船中にて見合せ、圖に出しある外の島もありやと、水主を毎度帆柱  
の上にあげて遠見させたり、

八月五日、カミシヤーツカ出船

長崎阿蘭陀通詞共和解書上には、彼九月十日我八月七日カミシヤーツカ出船とあり、漂流  
人覺來る所の八月五日といへる二月の違ひ有、

これより日本長崎迄の渡海なり、此所より長崎迄三十日の見詰にて出船す、日和よければ三七  
日には往かる、と船中の諸役人やしたり、出船して間もなく、こゝは蝦夷沖なりといひ、夫よ  
り暫く行きて、此通りは仙臺なり、爾等の故郷なりとて、繪圖面書冊杯取開き、我々に指示し  
たり、又そこらをも通り抜け、こゝは日本の都城江戸の筋に出たり、又暫く行きて、此當りに

は島七つ有、其中に入丈といふ島あり、爾等此邊知りたるべしといふ、如此段々日本地の様  
子やせども、最初より一向地かた方角も知れぬ事ゆへ、更に合點行かざりけるゆへにこゝもし  
らすと答へければ、織物の出る八丈島をしらすとはけしからぬとなりといひたり八月廿五六日  
頃と覺へ、山見へければ、彼所は薩摩なりといふ、此沖に出たるは琉球なり、今通る所は琉球  
と薩摩の間なり、各しれりやといふ、此邊つゝに通船したる事なし、固よりしらすと答へけれ  
ば、我國內の事知らずといふは扱も油断の事なりと嘸りたり、同廿八九日比薩摩海近く船をよ  
せけるか、此節大しけにて、地方へ向ふに随ひ波浪至て荒く、船へ波を打込み、使節の部屋へ  
も汐入りて、腰さりになりたり、上柵に置たる荷物も、ことごとくぬれ損する程故、船も餘程  
いたみたり、八月廿八日の大嵐にて、船の硝子障子迄大彼國の船は、内へ鐵の延かねをはり、汐の打込  
たるは左右船はたに透間をつけ置く故、其所より漏れ出、決て船底へは水入らぬ様にしたる物  
なり、  
然れども、洩れては又打込くしたりし故、殊の外に當惑して、此邊にて大ひに手間取、是ま  
で覺なき難義と皆々やたり、  
本船こゝに留り居しを見付しにや、向地の出崎にて篝火を焼きたり、使節これを見て、薩摩地  
にてかゝりをたくなれば、我くこゝに至りし事は、皆々着岸まへ、長崎にて船の入る事を知

り居るべしといへり、

向ふに高山見へければ、半月形りの器にてこれを測りたり、是肥前國温泉が嶽なり、

按に此器は「オクタント」又「イスタラヒ」などいふ測量器なるべし、

薩摩の島々の内に、タナゴ島といふ所在り、何れのかたなりと使節問たり、我等未だ至らぬ地故、更にしらすと答へければ、誠に憫等はあまりに心なき者なり、我境内の事をしらすとはとて戯れわらひたり、

タナゴ島は、種ヶ島の事と聞ゆ、業に種子島と稱する本名なるを、今はたねが島といひなすよし、彼は舊名を傳聞せしと覺ゆ、

羅針初は巳午と走り、蝦夷地の沖といひし所より南へ走り、それより申酉又丙戌まで走りしが、初めて薩摩の山を見かけたり、此船中は一日に兩度づ、酒を飲せたり、

海路記を検するに、彼八月三日我文化元年甲子六月廿八日カミシヤーツカ着三十餘日滞留と見ゆ、

長崎阿蘭陀通詞共和辭書上に、彼九月十日我八月七日カミシヤーツカ出帆とあり、漂客は我八月五日出船といふ、一日の違ひ也書上の可なるべき扱海路記を検するに、カミシヤーツカを出帆するの日を記せず、海口に一點あり、其所より朱線を引き出し、一日路走りてはじめて廿八日と日記す、しかれば彼廿七日發帆するやに見へたり、然れども和解書上には右のごと

くにて、長崎着岸の日取に引合するに甚だ相近し、但海路記發帆一日路にして、彼九月廿八日と記するもの不審し、もし或はいよく彼九月十日に發して、カミシヤーツカの湊口なるか、又一日路を行きて、同廿七日迄日數十七日我八月廿三日までなり滞船するか疑はし、或は此日曆を記したる人の誤りなるか、

彼が朱線日曆のまゝ、を記すれば、

カミシヤーツカ海口に一點あり、こゝより一日路の所に廿八日と有、是彼九月廿八日と見ゆ、我八月廿三日夫より三點めに三十一日とあり、彼九月は日數三十日定數にして三十一日にはあらず、是亦疑ふべきものなり、或は記者の誤りか、其所以を詳にせず、其次の點一日とあり、これ彼十月一日我八月廿八日頃夫より二日三日四日五日六日七日八日九日十日十一日十二日と記せるに終る、此十二日長崎伊王崎に船をつけし日也、我九月六日にあたるべき日なり、然るに我月日に配當すれば、九日にあたるべき日と見ゆるなり、此日並我月日に合せず、これ記者の誤る所あるか其義知るべからず、日記の點はカミシヤーツカ海口より伊王崎迄十七點あり、しかれば十七日を以て長崎へ至るか知るべからず、我八月七日に發し、三十一日にして着岸との書上によれば、此日記點と日附合せず、若湊内か或は洋中數日滞船するか、海路記によりては決し難し、誤り記せるものなるにや、猶地圖と併せ見てこれを知るべし、姑く彼日記のまゝ、を録し置くことしかり、

環海異聞卷之十三終

環海異聞卷之十四

長崎着岸より上陸以來迄之記、

九月六日、晝九ツ時長崎伊王崎へ船を繋ぐ、  
 長崎の湊は此所なりといふ事、船中の役人は知りたる様子なれども、始ての事故海の淺深の程を考へ、猶豫して船を廻し居る内、既に本船の入りし事長崎にて見付しと見へ、御役人兩人中黒の小旗を建て、番船に乗り、見届に御越なり、船中にては長崎役所より見分の船來れり、早々船ばたへ漂流人を出し、子細をよさせよと使節命せり、我々共是迄の渡海は、日本地といひ、又こゝは長崎なりといへども、何にをなにとや事かと斗り思ひ過せしに、向ふより役船來るといふに、いよく我邦の船にや心元なく見詰め居りし内、次第に近付を見れば、船の造り並に内に居られし方々日本人なり、嬉しさ限りなく、爰まで漕ぎ付なば使節の命のごとくすべしと存じすまして待受たる所、程なく本船の際まで來られたり、様子尋られぬ趣の所、且喜び且悲しみ胸一ぱいにふさがり、一言もや出すべき様なかりき、かくある内はやく子細やせと人々もいひける故、不圖存じ付彼船へ乗り移り、御國許の送狀並に浦賀湊の御切手等を出し、御役人

〇〇〇〇〇〇へ見せければ、夫に付て御尋の事有、時に心定りて始めて言葉を出し、漂流已來此度本船渡來、且我々を護送し來る次第、よふ／＼にや上ければ、御聞届の上此方の指圖に従ひ、碇を下すべし、向ふは伊王崎なりこ、のほなを少し廻りて内え入り、碇を下すべしとなり、

追々此所風難の恐れあるよしひたすら願ひて、神嶋へひき入碇を入る、といふ、

此節、オロシヤ人へは、別に御尋ね事もなく、直に船を引廻し、夜五ツ時頃に至り、御檢使兩

人、目安方行方左衛門、兼次阿蘭陀人兩人一人は加比丹、一人は役人某大小通詞着添同日七時頃出船五日頃番船にの

り參られ、本船へ移りたり、使節我々へやは、本國にて作り與へられし日本仕立の服を着替

罷出べしと指圖につき、是を着用し罷出得共段々の次第御役人方委細に御糺問あり、此節使

節レサノットは椅子に懸れり、阿蘭陀の加比丹は、同間へ入立て居れり、何か問答あるやうす

なり、扱加比丹使節の服體を見て、甚恐れたるけしきなり、大通詞石橋助右衛門といふ人、彼

役人ランソフといふ者へ對話、諸事分りたるよしなり、使節阿蘭陀加比丹を見、彼れは位階も

至て卑きものなり、我と同座すべきやうなし、用事濟し上は引退かせ、櫓へ上せ置様、傍の役

人へ指圖せし様子にて、加比丹こ、を退き櫓へ上り居れり、我々共御尋ね一通り濟して、其所

は退出せしゆへ、其後の事見聞せず、此節松前にて先年渡し置れし御證文あるべしと御尋あり

て、是を指出す、至て大切に箱詰にいたし、錦欄の覆を掛恭しく捧げ出たる趣きなり、御引合

も有て、國王よりの書簡寫をも指出せし由、獻上物の内何か一品出せしと聞けり、

國王の書簡、結構なる上覆のきれをかけ、箱入にて船中にありしを見し事あれども、内の

文言等の事は聞及ばず、此節兵器并に煙硝等暫く御取上と聞けり、是は此地にて其御定法

なりといふ事は、かねて聞及書き物にもある事と見へ、最初より覺悟して指出せしとな

り、

右御糺し事等濟て、御役人衆加比丹も共に歸船せられたり、

附記 長崎へチロシヤ船着岸の  
最初御檢使御尋の次第寫

九月六日、

一、天草見張御番所より、飛船を以午の方相當り白帆相見へん段、御注進有之、無程野母

小瀬戸へも御注進有之、右に付かびたん存寄承りや上ん様被仰付、同人え相糺所、外に

異國船渡來之心當無御座ん、先達て別段風説やん通り、ユス國船チロシヤなり、にても可有御座ん

段や出る、直に御役所へ罷上り、御用人を以や上、其末小瀬戸より八里の御注進有之に

に付、かびたん沖へ被召連ん段被仰渡、申中刻かびたん沖へ罷越す、酉の下刻伊王島沖五

丁程沖へ碇を入、亥刻御檢使、此方出役并かびたん乗船船頭部屋へ御入被成ん處、頭分之

者其前に罷在、左右役替り之者共相控附添

船頭部屋入口足輕左右兩人罷在、劔仕込候鐵砲を持、腰には甲合入候大ごうらんの様成物腰に提、嚴重に相守り居候、御檢使より御尋の次第、

一、其方共は何國のものに哉、

御答ヲロシヤ人に有之、

一、何故に渡來いたしむや、

ヲロシヤ國王より、江府へ三通之書簡并獻貢拜禮相勤度、使節のため渡來仕、

一、先年蝦夷地へ相渡り、信牌相渡被置、右は此節持渡り哉、

右持渡り則信牌取出し御檢使え入御覽事、

一、オロシヤ國より何比出船り哉、且何國へ立寄り哉、委細や上り様乗筋等承事、

此義先に書載有之事、

一、江府表并御奉行所へ差出書翰、檢使へ可相渡り事、

此義江府表へ捧候書簡、同所へ參上直に差上可申、御奉行所へ指出候書簡も直に持參仕度、何分他之御方へ難指上候事、

一、信牌檢使え相渡り事、

是亦御役所へ直に持參仕度事、

一、御國法の事故、武器玉藥今晚御し事、

此義畏り候、乍然從中玉藥御候我何分難致明日御申度候、此義御願申上候事

右之御尋中、かびたん乗船頭分之者互に禮を盡し應對之様子相見得、

おろしや人よりや上、

一、十二ヶ年已前、同所へ日本船漂流仕、右乗組之者共の内、四人此節連渡、九人之者同

所へ相殘居、都合十六人漂流仕、

御尋

残り九人之者共は何故残り哉、

御答おろしや國に残り居滞在致、相好由承り事、

一、只今の繋り場所、瀬方多く相見得、萬一風波の節は無心元の間、早々湊内へ御挽入被

下度事、

其義容易には難成然シ願出趣御奉行所へ可や上、

一、明日にても御奉行所へ罷上り可や哉の事、

其儀追々御沙汰可被及、

右御糺相濟上、漂流人四人の者共呼出御糺の次第左に記す、

一、其方共何國の者に哉、

仙臺の者共に御座い、  
仙臺は何とや所の者にい哉、  
御答左の通、

寒澤村	津太夫	六十一歳
室濱	儀平	四十三歳
同	左平	四十二歳
寒風澤	太十郎	三十四歳

一、何年何月何日仙臺出船いたしい哉、  
寛政五丑年十一月七日出船仕い、

一、おろしや國へは何比致漂着い哉、

丑十一月二十七日難船に逢ひ、翌寅年五月十日と覺おろしや國へ漂流仕い、

右七日廿七日の日附、漂客等いふ所に違へり、  
疑らくは傳寫の誤りなるか

一、何を積受仙臺出船致しい哉、

仙臺より江戸表御城米積受出船仕い、

一、其方共よりおろしや人え相願此節乗組參い哉

おろしや國王より被召出、其方共日本へ歸國致度い哉の御尋御座いに付、歸國仕度旨  
やい處、左いは、此節日本へ差送りい旨被や聞乗組參りやい、

一、船の名石數等は如何にい哉、

名は若宮丸石數八百石二十六反帆にて御座い、

一、乗組何人にて有にい哉、

都合拾六人乗組、三人はおろしや國にて病死仕、残り九人はおろしや國に残り居やい、

一、九人は何故残り居やい哉、

至て大國の儀に御座い間、おろしや出船の頃九人の者共居合不や、尤右九人之内兩人  
極老にて手足も不叶に有之、其上病氣に御座い由にて無餘義相残りやい、

右之漂流人とも何れもおろしや人服着致い服は白木綿島木綿の服なり、おろしや言葉  
よく覺居い様子に御座い、

一、御檢使御乗船の節は、彼足輕七人劔仕込い鐵砲を持、腰に早合を提げ、前に拔身の  
劔を持ち、一人大き成太鼓を首に掛、何れも列を立て相並居、太鼓を打出し、合圖とし  
て拔身の劔を持ち者、何か差配致し、劔を拔上ケ、七人の内一人進出、鐵砲打い仕形い  
たし、跡六人も同様仕形をいたし上に、頭分の者船頭部屋階子の上段迄御迎ひに罷出

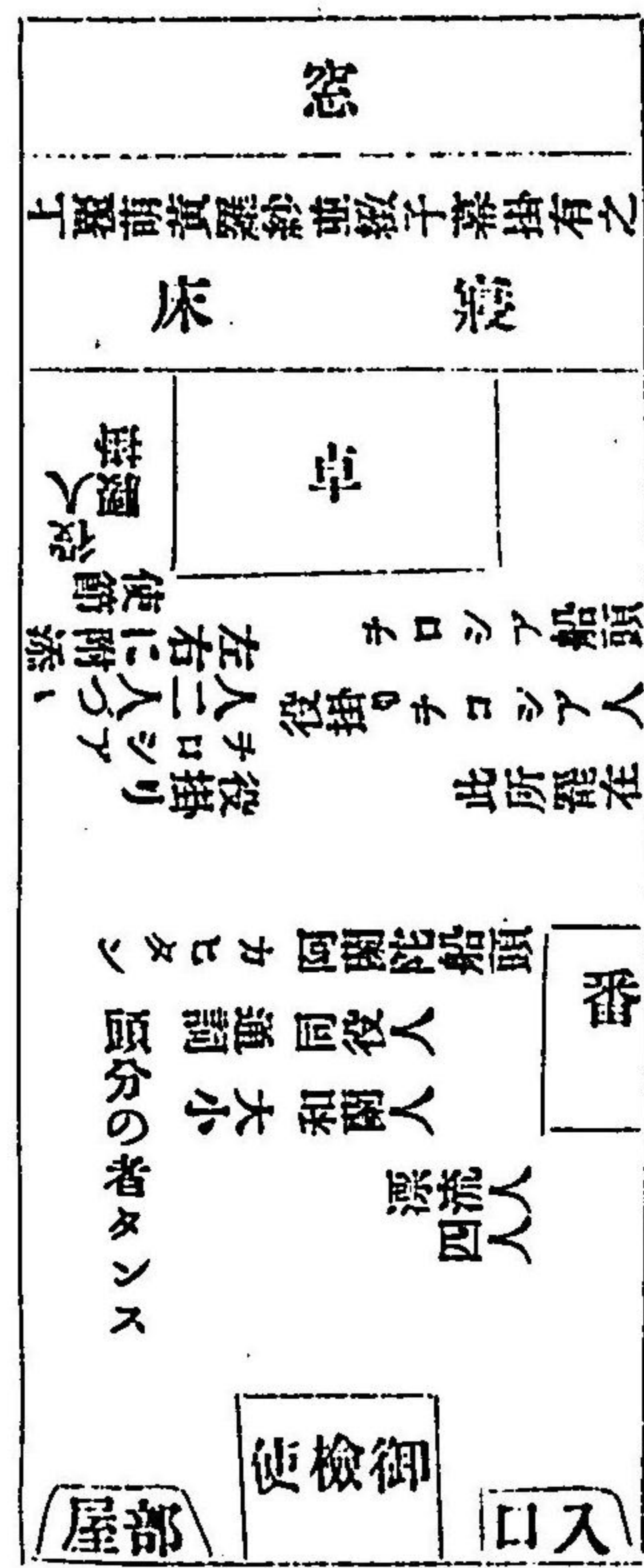
る、同所へ御入御挨拶申上る、

船頭部屋飾り付、入り口左の脇凡一間入半間の程の床上覆し大奎緞子の様成切し此所御  
檢使の座なり、但凡八九疊敷程、

眞向窓硝子障子窓、眞中に柱有り、大鏡を掛ケ置り、前に半間四方の飯臺の類有之、上  
覆ひ蒔黄羅紗、其上に三尺四方の錠前有之の大箱有之、内に江府へ捧ひ書翰三通、和文

フロシア満州語一通つ、御奉行所へ差上り書翰三通、江府表え指上り書簡寫し入有之、  
江府へ捧候書翰三通といふより已下、原文傳寫の誤り有に似て不成語、按ずるに江府へ捧候國王の書翰同意の事三通

りに認持參の由、書通は和文認め一通は本國フロシア辭に翻へ、一通は満州語を用ひて書候よし、右同様の寫しも持  
參すと、是は御奉行所へ御内見に相入る使節の趣意、先以御承知被成候ために致し候事と見ゆ、文章三  
様に致し遣はせしは、何んの文にても御聞取宜き方に御合點被爲在候様にも、心をを用ひし事成べし、  
金毛流何  
れも上覆ひ致有之、右箱と又外に小箱有之、内には信牌入有之、間内は不殘大形花色毛  
氈敷有之、左右に腰かけ有り、



是は長崎通詞方より流布せる、其節の書留と見ゆ、本編と併せ見て、此時の様子を知る  
に足れり、故に此所に抄録す、

同七日、夜中引船にて木鉢浦といふ所へ牽き入る、

長崎は此節諏訪御神事ありとて、前後三日計りの間通路なし、御番船相附られし迄なり、  
此已後段々湊内へ御引入となり、假小屋懸等出來たり、即木鉢浦へ假屋立ち、暫くこゝに上陸致すへ  
るさな、此邊の名一々覺へ不やん、長崎にての記聞、別に記せし物あり、

此節佐賀福岡よりの御手當、公儀御取扱等の事前に録せる物有こ、には附せず、

追々上陸の事相願、第一本船破壊の修理も仕度趣等、段々上り由にて、梅ヶ崎といふ所に假  
屋出來し、十一月十七日、使節を始役付の者都合五十人上陸し、其所に住居、  
飲食調理の者も、其中にあり、此餘は船に住居、佐賀御召船龍王丸へ乗移り上陸、尤其餘はばつていら  
り傳聞、(船名)へのせたり、漂流四人の者も一同上陸さ長崎よ

右は梅ヶ崎に建つ所のフロシヤの客館畧繪圖なり、長崎の湊口の圖は固より草略の圖にし  
て、荒増を示せるなり、本船入津警固番船等も、皆大略なり、これらの正圖共、公邊には  
委しく認て奉りし由、彼本船の圖も、遠見したる畧圖、長崎より送りしものを寫せり、  
俵物藏といへる有來りの御藏の前へ、假屋御補理、其御藏迄作りかけたる玄關は、新規に建て、



使節の居間は有來の座敷なり、六疊敷にて次の間も有り、其土藏迄作り掛たる間部屋くを仕切り、役付の者共指置かる、使節へは番士兩人づ、附居る、時代りと見ゆ、總圍出入の門は一ヶ所あり、門番を付て警固嚴重なり、獻上物は不殘右明き藏へ入置、

其中、大鏡は横一丈五尺長四間厚四寸五分、縁は全たい牡丹唐草の様成物彫付たり、裏は板をはれり、

箇様の物ゆへ御藏へ入りかね、戸前を破り横にしてよふく納めたり、船の修復に付、船中積荷碇網迄も不殘御藏入となし、此運送五七日程も懸れり、船底には延鐵と大石を積置けり、これ船足を重くする爲といふ、海上船の破壊せしは船底ゆるみ滄の漏入る様になりたる所を繕ふといふ、

食料に日々御送りあり、尤望品何によらず相入らる、彼人等、何にても此方より望みの品缺たる事なしとて甚感じたり、醬油は別て賞味せり、味噌奈良漬は用ひ馴ざる物にや、格別賞味せざりき、

滯留中、土地の景色を生寫にせるもの夥敷出來たり、物の影を鏡へ移し取りて寫す道具あり、其中、日本婦人の姿を寫せしは誠に其容よく似せたり、これ着岸の頃、餘程隔りたる高處より

遠見したりし物を、此器へ移して寫せりとなり、

按に其器は和蘭にいふトシクルカームルといふものなるべし、

魚鳥草木の類、願の上追々館内へ入れて寫真せり、或は圖にとり、或は鳥杯は丸むきにして腹内へ別に物を納め、眼を入レ代へ、眞に生物のごとく作り成せるものあり、其中野雞杯は誠に飛動の勢に見へたり、

館内に入りし物は、野菜の類まで一々圖をとり、夫々の名を聞、自らこれを唱へ呼びて見、其圖傍に記す、圖なき品も見聞次第盡く其名を書留む、一品一種も漏す事なし、其中ランゾフといふ醫師、書も出來細工も極めて巧みなりき、言葉杯も諸國の辭に通じ居る様子にて、此人の通辭にて多く事辨せし趣きなり、

大十郎は、生後冷氣偏屈の性なり、本船上陸遅く、其後も何かの御下知も手間取、我々御受取の事も如何なる事にやと思ひ鬱滞せしにや、一日不圖氣亂て、臺所にて使ふ及物小刀を盗み出し口中吭内を突きたてかき廻したり、血夥敷出、既に殘命不定に見へたり、館内彼人くも大に騒動し、早速御訴へ御檢使も參られ、色々御糺し有、狂氣に相違なき次第も相分り、本道兩人外科一人吉雄 幸齋相掛らる、口番別 にあり故に右の醫師中、日々見廻療治あり、舌も切れて飲食言語も出來ず、殊の外惱たり、残り三人の者、晝夜看病し、未だ本性なき故、夜中不寐の番をなし取

扱大に心勞したり、追々は口中も癒へたれども、飲食更に通らず、絶食三十日ばかりなり、取扱も甚だ當惑なりしが、幸齋何か工夫の嗽薬をなしけるが、相應にて、夫よりは自由に通る事になれり、此手段には彼國の醫師も我おりし様子なり、又其後は食事す、み過、色々薬を附しかど頻りに欲しがり、少しの間もぬすみくひ等致せしには大に困りたり、又其後は一向好みやさず脇よりあてがへ次第、兎角に無言にて床に就き居る迄にて、今日に至れり、

扱此節、毎日醫師見廻、館外に駕籠すへ置けり、役人いつの間にか、其駕の雛形を作れり、是は時々館内より外をのぞき見て形を寫せりと見ゆ、これを見るに、日本の駕に少しも違はず、皆々あきれたりき、

長崎湊潮の干満も氣を付て見し様子なり、

船中より上陸後にいたりても、誰一人空しく日を暮すものなく、或は測量算用、或は書記、或は書圖、或は細工、其務めに身を委して暫時も閑居せず、

子ノ年文化元二月廿日通、廿九日江戶表より御目付衆遠山金四郎殿長崎へ御着、七日程過て同三月初六日使節を立山御役所へ御呼出しなり、

此已來の事、別に傳聞の記事多し、こゝには漂客やせしま、を録す、御役所へは使節并マヨルといふ官人兩人是足輕頭の方斗り出る外にカベタン船師名はクルーセンステルラン

ソフ醫師なり足輕一人、外沓取一人召連、梅ヶ崎より波戸場へか、り西屋敷前立山御役所へ行きし由、

其節通行の町々は、左右に幕を張詰し由、都合三度程出しと覺ゆ、使節我々に向ひ、時々の際に、此度御當地にて御取扱御丁寧之事にやん、外の者共咄は、本國よりの願は不叶ケ様に色々御取扱の御厚きは、招かれて客に参りたる様成ものごやん、獻上物不被爲請、願事も御免無之、歸帆被仰渡し事なりしに、永々の逗留中、通詞中へ世話になりし事故、聊ながら謝物いたし度と願ひし由にて、使節より贈物有りしと承及びし、我々も、御役所より御受取の義被仰渡し節、使節中には、各へ何ぞ土産に成べき品贈度事なれ共知る通りの次第故、とても御免しは有まじ、併少々の物は苦しがるまじ、望みはへといふ、我々共答けるは、是迄年月御厚恩になり、何も外に願ひ事無之、厚き思召は受納致せしも同前、御心支御無用下され度とやんへば、然る上はせめて羅紗の裁はしなり共遣し度とて、羅紗一束四人の者へ指出したり、尤御届もや上よきに斗ふべしとなり、我々は御國法も恐入、固く辭退致せしかど、御檢使へ直に相願、何も受用可致旨御指圖有之貰受たり、

此品江戶着以後、願の上御上へ指上る、使節、何れもへ、殊の外別れを恨みやけるは、本願濟ひて、時々船の往來面會の事も有るべし、

願不叶歸帆の上は、とても此世にては出逢ふ事あるべき様なして、自ら足にて地を踏み付け、必ず地下にて逢ふべしとて、落涙したりけり、

出館前、我々が携ひ歸りたる持道具、使節の前へ出し、御檢使御立合にて御改、色品左の通り、

- 一浦賀切手書付 二枚 一奥州仙臺并送狀 二枚
- 一若宮九錢財布 壹一方 針 壹 一木綿わた入 貳 一同 裕 五
- 一同 單物 壹一半 合羽 壹 一同 襦 袴 壹 一同 帶 二筋
- 一同 股引 三足 一同 脚 半 壹足 一同 足 袋 壹 一秩父單羽織 壹
- 一同 風呂敷 壹 一同 解 裏 壹 一岸島解裏 壹 一毛織小手當 壹
- 一拔 わ た 壹 一矢 立 壹本 一紙 入 壹 一伊勢宮御祓 壹
- 一鉄 壹挺

四人之者於魯西亞國貨物等品々覺

- 一金 錢 八十 一銀袂時計 四ツ 一日本仕立絹綿入 四 一同 羽織 四
- 一同 襦 袴 四 一同 股引 四 一同 帶 四筋 一革蒲團 大小 七
- 一同 井木綿枕 六 一羅紗襦袴 四 一同 合羽 四 一羅紗 壹反

右者國王より追々貰ひやん

- 一金 錢 六一 銀 錢 六百九 一銅 錢 八 一衣類道具入箱 四
- 一羅紗着物 四 一同 襦 袴 三 一同 合羽 壹 一同 股引 七足
- 一絹 單帶 三筋 一同 風呂敷 三 一木綿井麻襦袴 廿九 一同 股引 十足
- 一同 風呂敷 八 一麻蒲團 五 一毛織 裕 三 一同 單帶 壹筋
- 一同 股引 二足 一同 合羽 四 一めりやす井木綿帽子七 一同 股引并足袋 廿四足
- 一革 袋 三 一同 帽子 三 一同 沓 五足 一紙 入 四
- 一手 貫 二 一毛皮ソーホリ貂皮 壹枚 一同 袋 壹 一椰子水飲 二
- 一ふらすこ 三 一火 打 三 一染 木 綿 二反 一角 木綿 二
- 一櫛 二枚 一鐵ぼたん 七 一鉄 二挺 一刺刀箱 壹
- 一錐 二本 一錫 錐 壹 一同 匙 壹本 一硝子器の打し本のま 壹
- 一硝子 瓶 壹 一同 玉 四 一烟 管 三本 一針 入 壹
- 一鏡 二面 一眼 鏡 壹 一横文字本 壹冊 一世界圖并船繪 三枚
- 一麻地油繪 國王夫婦像 二枚

右者彼國逗留中、稼溜り金銀銅錢を以買調、又は知己より追々もらいやん、

漂客曰、彼金錢は、「カラランツケ(和蘭)チリンランザ」といふ錢なり、其形中に獸の形有て、

左右に銀を持たる人の像あり、裏面は横文字あり。形圓く我歩判より薄く目も輕し銀錢四百五十枚に兩替す。カランツケは阿蘭陀なり、阿蘭陀ならば日本にて交易なるべしといふ心にて贈りし事と聞ゆ、オロシヤの金錢はカランツケよりは大きなり、銀錢四人前六百九十六銅錢十四五枚金錢四人前八十九枚持參、

銀錢は新古十六通りあり、皆持來れり、開國帝王よりエカテナ當今祖母迄は王の像を鑄、當今の父王より已來は文字ばかりなり、ボコイといふ字なりと聞けり、銅錢は年曆何百何年といふ文字鑄付有よし、

右持道具品々は、追々於御役所御取調への改めの書付より書拔て、こゝに補入す、出館以後、於立山御役所、御吟味口書別紙有りこれは先述で御寫留御付られ、既に御藏本有茂實ヲ私に舞留し物あれども、御藏本もあればこゝには洩しぬ、御引渡しの節、金銀銅錢は悉く御役所へ被召上、右代り御割合を以銀子被下置ゆよし、外持道具は最初不殘御召上、追々可及御沙汰旨を被仰渡置御引渡之節、不殘被相渡持參御覽をも經て歸國せり、

同月十日、御引取りにて、四人ともに館内を出づ、人々え別れを告ぐ皆々再會期すべからずと泣き悲しみたり、夫より立山御役所御白洲へ被召出、一通り御糺し有、其後追々罷出其口書別有踏繪等被仰付相濟み、御定法の通り揚屋へ被爲入、

御免にて折々出牢、市中出もあり、御取扱色々御叮嚀難有御事共なりき

同月十八日、魯西亞船は歸帆の由、我々は地頭へ請取人差越ゆ様命ありし由の噂傳聞しける故、此上は御國許よりの御左右をいつかくと待暮し、實にく不思議にして心願成就し、かく歸朝せし事の嬉しさ限りなく、十三ヶ年の年月を重ね、故郷に旅出せん事を喜び、御たよりを待わびたり、

環海異聞卷之十四終

# 環海異聞卷之十五

雜事

最初漂着せしオンデレイツケといふ島を、始て見出し、オロシヤの手に屬せしはセリコフと云人なり、此人諸國遍歴せざる所なしとなり、ムスクワ産れの者なり、イルコイツカにて去る卯の年病死、六(一本五)十二三とさきけり、仍て思ふに、右の島を併せしは三十年も前の事なるべし、此セリコフといふ者は、十三四歳より十七八歳まで、キセロフが父某が代に、馬牽の奉公したる者なり、生得利發者にて段々出世し遂に商買方の番頭となり。キセロフが手船オホーツカカミシヤーツカの兩港仕出しの船に乗り廻りし内、初てナーツカを見出し、船をよせて容子を伺ひしに、夥敷海獸の漁獵ある場所と見受ければ、歸帆の上其次策を物語り、尤上へも告訴して再び發帆し、其島々を懐け手に入むと其地に至りぬ、時に島人見馴れざる船と人衆とを怪しみて、漁獵に用る標數百本を擲ちて船中へ打かけたり、船子共これを防ぎかね許多怪我せし者も出來、大にあぐみしに、セリコフ謀略を以て漸々これをいひ諭し、着岸する事を得て、遂には今の如く、手に屬て悅服せしむる事になせしとぞ、此已後は本國より船往來し、交易に擬ひ、聊かの

物を與へ數多の獸皮を買納せしむるに至り、追々其地に役所を建て、役人を置き三ヶ年に一遍づ、交代し、貨物を送り獸皮を取立る事となれり、  
 扱セリコフは、此歸國の後、右大功によりて王上より俸録官職を賜り、家富み榮へ、今のキセロフ共肩を比ぶが程の富豪となる、「スドシリヤン」の身上なりと、人々美稱せりとぞ、「スドシリヤン」百萬といふ事なり然れども、キセロフは恩顧の家なれば、同家の手を離れず、諸國商買并に右の諸島へ送る交易代物等も、キセロフ相共に致し續けり、然るに近年六十餘歳にて病死せり、扱商人中間の者、かねぐキセロフが勢ひ益々盛なるをそねみ、其大商中間を省むとしければ、セリコフ在世の内は、彼が手前ありて是を憚り、各内評のみにてありしが、セリコフ死去の上は憚所なしとて、何れもや合せ、つゝにキセロフをばその中間を除きたり、此前後キセロフが仕出しの船共、其先きくにて行違出來、又近年オホーツカより北アメリカへ仕出せし船歸帆せず、三年を経ても行方しれざる等の事、甚怪しき事多し、皆彼奸人どもの所爲にもやと疑ひつふやきしとぞ、  
 此及漂客等をナアツカより送りて本國へ歸帆せし船、并に船頭も、セリコフが手の者なりしと、イルコーツカへ着せし比は、已にセリコフ泉客となりしとて逢ふ事も得ざりき、追々其後家にはあひたり今四十少し女子一人あるのみにて、跡相續の者なし、夫ゆへ今は後家となりてムスク

ツに引越し居住すと、扱此女不身持にて多くの貨も大かたつかひ盡せりとの噂なり、然れども夫の功によりて、王上よりの宛行も引續き給り、自由なる故の事と聞ゆ、  
 ナアツカ在留のオロシア人に、五六歳と見ゆる人、先年此島へ初て渡りし時、島人より蒙りたる瘡痕の痕なりとて、臂を出して見せ、又セリコフも五十歳少し餘にて死せりとさけば、島の彼に屬せしも遠き事にはあらじと見ゆ、

カミシヤーツカより松前の方第十八目の島まで、オロシニアの領所となり、其島の酋長をワシライといひし由、此人セリコフと共に諸國を經廻りし人なりとぞ、

大麥メン挽割にして食ふ油、マスを加へ煮食ふ、常には食はず、何ぞある時たま／＼用ゆ、常食は裸麥セメの蒸餅を用ゆ、四貫匁にて豊作の時は銅貨十八錢、凶作の年は五十錢より百錢迄、去る酉戌の年は大不作なりしが二百八十錢より三百錢迄賣買せり、小麥シノイは常の年は二十五錢程なるに、右の年は大小麥共にこれに進じて價高なりし、扱小麥も粉にして蒸餅に作り、祭日杯に製し、常には用ひず、蕎麥は挽割にして賣るなり、外の穀類よりは一二錢も價貴し、挽割并に粉の類、水車の臼を用て挽するなり、イルコーツカより都府の道中カラスナヤリツケの邊よりは風扇を用ゆと見ゆ、路傍高所に仕懸てあるを、所々にて見かけたり、  
 漂客ども、富商キセロフが許に借宅してありし内、ザーモリーヨル湖といへる大湖へ、漁獵に

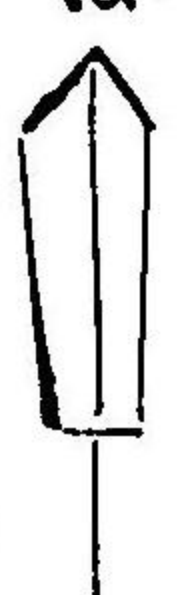
遣す事あり、左平其人々に加はりて行きたり、此湖水の漁場迄はイルコーツカより南にあたりて千里程あり、これ彼里數なり、又七百里餘さしいふ、日本里數にては二百里には足らざるべし、イルコーツカ近傍の諸地は、此湖より漁る魚類を専ら用ゆ、キセロフ大金を出し仕立て、他の商人中間と共に、彼湖へ網打の獵にやりたり、  
 これ過る戌の年の事なり、其三月なりしが、左平等も其人數に加はり、當所より川船にて人數七十人ばかりにて、船三艘漕出せり、大船の内へ小船を、しつみ入しなり、南へ向ひ六十里登る、これ湖水の北の方にあたる所にてニコライといふ地なり、寺は「ニコライチユ」此所より湖水へ船を入れ、それより東に向ひ、山傳へ湖畔を引船にして七百里行きアンカリツケ南邊の湖畔なるべし、此道程高山にて悉く石山なり、或はのぼり或はくだり、峻岨を越へてこの所に船を牽きつけたり、本所を發船して三十一日を経て着岸せり、夫より場所を見立て、網をまき、滯留中數千頭の魚類を漁り獲たり、あみは引網なり、地引の如し、百八十尋二百ひろあり、其中「オ、モリ」といふ魚「タイメン」といふ魚夥敷あがりたり、皆是を鹽漬樽詰にして數百箇となす、(地圖畧)  
 右はオロシニア本領總國全圖より寫す所なり、此條前後の話説と參考すべし、イルクウツカと記せる所イルコーツカなり、其傍の川より南へ登り船にてゆきし成べし、正中の大湖は即バイカル一名ザーモリーヨなり、ムンカリと記さるは蒙古なり、唐山境の方なりレナ河はヤコーツカよりイルコーツカへ續ける長流なるべし、これ左平に此圖を出し示して質す所なり、

又場所をかへて打網して「オシヤテレナ」といへる大魚二尾を得たり、其一尾大なるものは十二貫目あり、これ亦段々に截ち切り、樽に詰鹽漬にしたり、さてシアテイと呼びて明礬に似たる物あり、按硝石の類是に鹽を杵き合せて魚を漬けるなり、如此の大魚は此二味調合の物ならざれば、鹽氣肉裏に透徹せずとなり、此物にて漬け貯ふれば、幾年置ても腐敗する事なきとなり、此所にてオオ、モリ魚等も又夥く網に入りしかども、鹽と入物とに限りあれば、見計ひ打網を止め、右鹽漬の樽を悉く船に積み入れ、歸帆せしは其六月にして本所に歸着す、  
 扱湖畔にトングスといふ種族の人類あり、此邊彼等が住所地面ゆる、船一艘に付銀五十枚又百五十枚を運上とし出し興へて網打たり、

ニコライ河源向ふに當る此方の湖畔より水を隔て彼方の南畔までは湖上六十里あり、之を渡り山越に陸行すればモンガリツケ(蒙古なり)の方漢地へ入るの道中なりといふ、冬月湖水一面に凍りつめたる時はケタイヌコイ(漢地)より商物通路氷の上を渡り通るといふ、又それよりイルコーカツ迄の河筋も凍張りつめる故、氷上を往來し、通路甚便利なりといふ、暖氣の節の通用は南の湖邊山道を湖に沿ひ廻りて、此方の湖畔へ至るを三百里を経てニコライ河邊へ來る甚だ迂遠なりとぞ、

支那境へは七百里ありといふ、我二百里餘なるべし。

此湖水、色赤く中島もあり、豎長さ彼里法にて一千里湖水の大ありといふ、岸々は殊に深しとなり、圖に水色を彩れる事、赤、此湖畔の上手ウエリホノアンカリツケといふ地の近傍に住む夷族は、即トングスなり、此者共定れる家居なく、時々所々に居所を移す、其家作ともいふべきは、木材をたてならべ、外より櫻の皮を引廻し圍ひとす、其廠の正中に、横に木を架し、自在といふべき物を下げ、鍋をつるし灶を設け、物を煮食ふ、其食物は鳥獸蟲蛇得るにまかせ、時に臨みては火食を待すといふ、鹿の乳汁を飲む事他の牛酪を用るがごとし、且鹿を馴し使ふ事馬のごとく乗り行き、又物をも駄す、此族弓に事は至て妙を得たり、弓は木にて作り、長さ四尺五六寸有、他の諸國の射かたとはあちらこちらにて、矢を後ろの方へつけて射發つなり、箭の鏃は



如此鏃にて、長さ四寸許あり、矢は鳥羽三枚付るなり、常に矢筒を脊負て行くなり、其弓に妙を得しといふは、天に仰ぎ虚空に射發ちたる矢に、跡より又繼ぎはなちて、其空中の矢にあたり、射こえて下る、幾度はなちてもあやまたず、これ左平はまさしく見て目を驚かせりと、  
 「ソーホリ」貂は止百里地方の名産なり、殊に此邊に棲むもの尤上好なり、  
 の廻りは、峩々たる雪山なり、其雪深き頃「ソーホリ」其所に出づトングスはを見すまして能射留るといふ、オロシヤの領地となりし後、年々此皮を貢す、依て此貢を取立のため、且土地の取締りにアンカリツケにはオロシヤより役人二三人在勤するなり、

トンゴスは異形の佛像を崇奉す、皆鐵にて作れり、又假面に作りて祭り置くなり、アンカリツケに鍛冶有り、其佛像并に彼矢鏃及物をも作るなり、トンゴス等が衣服は、イルコーツカにて買ひ求め、皮裘并羅紗類の服を着用す、男女共に、時々イルコーツカへこれを調ふるために往來す、漁獵の間、皆々アンカリツケに小屋を打ち居住せし内は、トンゴス等三三十人も來り、右にも云へるごとく家を作りて住めり、これは此方にて漁りし魚類をもらひ得んとしてなり、引網の手に、雇んと相謀れば、手間錢を高はりて相手にならず、性懶惰且貪慾なる者共にて、たゞ貪る事のみにひたりしと、

此時弓を射て見せしに、射術には至て感心せる事前にもいへるがごとし、かくて皆々取仕廻、歸帆せんとする頃は、彼トンゴス共又何方へか居所を移せり、アンカリツケの内に河あり、名不聞、圖を按に、アンカラ河なるかこの川アモル是即支那所、謂黑龍江といふ川に合し、オロシイア領とケタイスコイ支那の領分境をなすといへり、バイカル湖より水源をなす川多し、其中二千五百里の間ヤコーツカえ流る、川あり、又イルコーツカえ流る、川あり、ニコライは其湖水の出る口の所なり、又トホリツカの方へ流る、川有といふ、其外にも川々もある成べし、

イルコーツカ滯留中、いつの頃か年月は忘れたり、日蝕六分ばかりかけた事あり、土地の人は更に氣付す、役所などにては測り見し事にも有しにや、

インペラトリ帝の國は、世界の四ヶ所有一ヶ所の名は覺へ留す、一ツはオロシイスコイ魯西亞二ツはヤツポンスコイ日本三ツはケタイスコイ支那なりとぞ、

茂質按、其一ツは入爾瑪尼亞歐羅巴洲に係る一大國なり和蘭にてはホーコトイツ又ドイツなるべし此餘ラントといふ一名子イメツカ魯西亞にては子メイツと呼ぶ

都兒格又オトコンスコイといふ應帝亞露西亞イエンセイは帝號なりと聞けり、大莫臥兒といふ所皇都なり凡そ六ヶ所なりとぞ、我日本は異域に比すれば、土壤狭小なりといへども、皇統一世萬古不易帝爵の國號にして、他の諸邦に優れるもの、外域の尤尊重畏服する所以なり、往年至りし伊勢光太夫并此度の漂客等にも、彼國の人々常にいふ、貴國は土地は狭少なれどもインペラトリの國なりと稱美せしと聞けり、

先年光太夫等を護送し松前迄來りしアタムキロイチ、ラックスマンは、先年ペトルブルカにて病死せりといふ、其父キロイチは、去巳年都ペトルブルカよりの歸途トホリツカといふ所にて病死せり、此人種々の蟲類を申さしにて干し、夥く貯へ置けりと、一體學者なりとの噂あるを聞けり、其子ラックスマンの死去は其後の事なりとぞ、

按にキロイチは、光太夫を厚く世話やさし人と聞けり、都へ公用にて登りの節、同道し、



女帝を歸朝の願をも濟しつかはせしとなり、學識有て、兼て物産を好みたりと、尤此業王命を受しとなり、光太夫をオホーツカ迄送り來りし道々も、採藥せりと、蟲類をばあつめしのみ聞來たりしは片言にて、實は物産家といふ事ならん、  
升といふものを見受す、賣物總て目賣なり、何によらず一切秤にかけて賣るなり、博奕は國中堅く法度なり、私に戯むる、を見たるに、名を「カルタ」といふ、札數三十六枚あり、男女の人の形ちなどあり、「カルタイケライ」といへば、かるたをうてといふ事なり、日本にある「カルタ」は、歸帆の時南亞墨利加にてホロトカリ人の玩ぶを見たりこれは全く我國にある物と同じ、

按にホロトガリはホルチガル波爾杜瓦爾、我邦にいふホルトガル又弘く南蠻なり、即耶蘇教法を弘め來りし國の其一ツなるべし、「カルタ」と言辭は總て牌又圖版の事のよし、歐羅巴洲中通用の辭なりとぞ、今は諸國博戲の一名となりて通稱す、我方へは耶蘇會士の傳へし変器なるにや、  
儀平等四人歸帆のとき、國帝より各賜りし袂時計は、都府にて作りし物なりとぞ、此袂時計四箇共に、皆獻呈せん事を請願ひしに、其中一箇をとりめられて、三箇は皆返し給はる、茂質これを披き其内を見れば、

Thobzyley London. 26864

といふ數十字を彫り付あり、異言なれば他は辯すべからずといへども、ロンドン籠動であるは漢又利亞の都府なり、此類籠動製の物阿蘭陀持渡りにも夥くあり、全く漢又利亞細工と見へたり、

國人銘々根付時計を腰につけて居るなり、故に常に自ら時刻を知らず、  
漂人等、新都の名をビゼルボルカといふかねく、ペトルフルカと聞置し故、押てこれを質すに、彼人はペトルフルカと稱するなり、ビゼルボルカは我々訛りてやす所なりといひき、故に本編皆ペトルフルカと記せり、

按に和蘭にはピートルベルクといふ、

ペトルフルカの都へは、諸萬國の人來り居るといふ、其中地名を聞覺しは、タルタ韃而韃子イメツ入爾瑪泥亞カランツケ和蘭アングリ漢又利亞タンツケ等那瑪爾加ヌウエーツケ雪際亞の類、凡そ七十七ヶ國の人々來り集り、旅宿するもあり、また永住の者もある事、幾千といふ事をしらすとなり、是等と引合せられ、出會たる事もなく、又服體大抵似たる者なれば、知り分つべき様もなし、但出行せし途中にて、黒人を見かけたり、これもオロシニアの服を着し、腰には根付時計を提て居たりしか共、面は黒漆を塗りたるが如く、手先眞黒なるに目つきで、問ひ

尋てかくと知りしなり、此黒人の事はアラツプといふよし聞けり、尤諸國通詞も夫々あるよしなり、數日在留せしがラフといふ官人の居館の近所に、「イノスタンノ、コレンゲ」といふ大役所あり、此所には右の通詞役の者共も居るよしなり、「イノスタンノ」は外國「コレンゲ」は役所ともいふ事ときこゆ、外人の衣食住の類何事も此役所より取計よし聞けり、

按に、黒人は南アメリカの人ならんか、アラツプといひしは地名か、又種族の名か詳なる事を得ず、

諸國より使節カゴイフホスラニン 來り居る様子なり、何の子細にて來るやしらす、何れも旅宿を給はりし、リユマンゾフガラフといふ國相の館に、インバン伊斯把爾亞の王サゴイフより使者なりといへる者逗留せしが見へたり、こゝには外國の使者なりといへるが、十五六人も見へたり、其國々の名はき、も留めず、

上官の人々は、國言をつかはす、多くはチイメツの辭をつかひ覺ゆれば能く諸國の人々に通辯する故なりとぞ但し國王の前にては、オロシイア辭を使ふとなり、さてガラツツケは阿蘭陀なり、チイメツとカラツツケとの詞は少しの違ひなりといふ、

按にチイメツは入爾瑪泥亞なり、和蘭にはホーコトイツ即カラツツケ(和蘭)の宗國なり和蘭語はホーコトイツより轉じ來る由なれば左もあるべし、

漂客等、チイメツはオロシイア領分の地にて、舊都の北邊の國にやと覺へ來れり、光太夫もその地の所在に按にチイメツはオロシイアよりセルマニアを稱して呼ぶ名なり、漂客等曰、當今の如はチイメツより婚嫁せりといへり、是同族にして又帝號の國なればなるべし、魯西亞國志譯説曰ムスクワ京城の郭外入爾瑪泥亞國人所居の府あり、造營美麗にして人居稠密なり、これを名けてスロクウテダインセムスカ又ニメツカと號す云云、漂客等は此事を聞得て本地と思ひしなるべし、蓋チイメツは即此ニメツカなる事疑ひなし、セルマニアの一名にニメツと稱する事、其地説にも見ゆ、

スウエイツケ(雪際亞)といふ國、土地の宜き所は皆オロシイアより攻め取りしとぞ、今の新都ベトルブルカもスウエイツケの原地なりと聞けり、取り殘されて自立せるスウエイツケえ、今はオロシイアより給米を送り遣すといふ噂もきけり、

先年光太夫等を送り來りし時、献上物の御報禮に、新打の大長刀をつかはされし由、是を彼にて日本作の新兵器と稱美し、國寶の一となし置よし、イルコーツカにて其噂をきけり

漂客等曰オロシイアにて、阿蘭陀をカラツツケと呼ぶ、又新和蘭をノーイ(新)コーランセと云、彼國版の地圖中に見ゆ、太十郎携ひ來りし世界地圖說本小冊中を見るに、

和 蘭 JOMANKA  
新和蘭 HOV TOLONHAP

是ヲロシイア文字オロシイア讀みなり

「は魯西亞」にて「カ」と云、厄勒祭亞國にて「ガムヤ」と云ふ、和蘭にて厄勒祭亞の字を註せる書に、即和蘭の「ガナリトミヘタリ、因て思に和蘭の事をカラランツケと稱すといふものは、「ガ」「コ」一聲の轉ならんか、

歸帆の節、大洋中にて、こ、は世界の真中へ來れりとして祝をなせり、水夫どもへも酒など飲せし、又しばらく船走り、數百里走りて、こ、も真中へ至れりとして、同じく祝ひし事、再回到り、其所を「エクワトル」といひし、殊の外暑き所なりとぞ、

按に「エクワトル」は羅甸名、和蘭には「ミッテルシキン」と云中線即赤道なり、世界圖を閱するに初回は亞弗利加海にあたる赤道直下の海上とみへ、再回は亞墨利加海上にあたる赤道直下なり、これ真に一大奇事といふべし、歐羅巴洲の人、世界を航海する其常とする所といへども、一回は赤道下を通船すべし、兩回に及べるは常にあるべき事にあらず、魯西亞人も此度の船路、初ての通行なりとぞ、此度の船人等、新都の川口を發しカナスタえ出大船に乗り組みオ、ストゼイと呼ぶ海より開帆してアンダリ諸左え船をよせ、夫より南へむかひ加那里亞嶋亞弗利加洲え立より、こ、を出で暫らくして赤道直下を経南亞墨利加え向ひブラジリエカテリナえ船を寄せ數月滯留す、それより同洲の出先きヒュールラントといふ所の岬を廻り、此洲を右にして渡海し、再び赤道直下に出づ是より遙の洋中マルケイス嶋

に船を泊め、水を加ふ、カナスタより是迄彼里數十六七里、按に我里法四千三百七ありといふ、十里三六八なり又北亞墨利加もはるかに右にして、夫よりは東北へ乗出し、亞細亞洲の東北隅カミシヤーツカの湊へ着し、又南に向ひ日本東南方の沖にあたる海上を過ぎ通りて、我西國九州の邊隅長崎え至りしなり、天下四大洲方の遠洋を盡く經歷せりといふべし、和漢古今未曾有の奇事これに比すべきものあるまじきなり、彼人々等も、此度の大經歷前後初めてなりと聞ゆれども、航海を常とするの俗尙已に歸帆は日本の西北海を廻り、蝦夷諸嶋を右に見再びカミシヤーツカえ至り、我國の環海一周し、又再び日本東南の沖を通りて支那の南海を渡り、廣東の港に舟をよせ、印度百爾百亞々蠟比亞海を過通り、亞弗利加洲の南邊を通過して三度赤道直下を過ぎ行き、はじめの海路を取りて西北に向ひ、本國へ歸るよしの大量なれば、差て奇異とするにも足るまじきか、但我東方諸國の人にありては、開關三千年、上下縦横無き所の一大奇事なり、これ唐山天竺といへども、固より未だ曾てなき所なるべし、嗚呼奇なる哉、この船路、前代未聞の事なり、從來我日本船子、颯に逢ふて支那地方の諸嶋にいたり、遠きは其南方安南天竺方角の諸地へ漂着せしものは、是迄幾回なるを知らず、其中天明の頃、伊勢國光太夫等は、北海の僻嶋へ漂着し、夫より魯西亞の内地へ入り、其本國歐羅巴洲の都府迄至り、數年を経て歸朝せしは未曾有の奇事なりしに、これに再び原

路を取りてオホーツカ湊より松前へ歸着せしなり、此度仙臺の漂客は亞細亞洲より歐羅巴洲の都下に至り、其港より開帆して亞弗利加洲亞墨利加洲等の四大洲を一周して、驚濤數萬里の海路を涉りて歸朝せしは、漢土日本は固より、東方亞細亞洲方の天下、古今上下未曾有の一大珍事の最初なるべし、

此度の船に、獻上心當と見へし、火の發する仕懸の機器あり、箱の横前にあたる脇の方に、手を以て廻すものあり、是を廻せば、糸に傳へて火光發す、上に人形あり、小筒の鐵砲を持せて立、内の發火其鐵砲へ移りて玉を發す、響きをなせり、又平盤の上に紙細工の人形を伏せ置、右仕懸の所を廻せば、其人形起立て踊る、名は何といひていかなる仕懸の物にや、奇妙の器なりと思ひたり、

按に和蘭持渡りの機器「エリキシルライト」にして、これ俗間にエレキテルと呼ぶ物なるべし、人形に鐵砲をうたせたるは新意と覺へたり、

公邊呈書の中に、載する獻上物、何れも異常珍器の品々なり、一兩年已來製造に取か、り、漸出船前に出來あかりたるよし、其中大鏡四枚は、至て長大の物なり、長四間許横壹丈五尺程厚四寸五分斗、裏は板張、縁は金縁唐草様の物彫りて有、此餘硝子鏡大小四拾餘あり、ムラクといふ白石の板、又盤の如くきりたる物、是獻上物の臺にも用る様子なり、又此石にて歴代の

諸王の像を彫刻せる物もあり、

按に「ムラク」は、和蘭にいふ「マルメルステイン」にして、我肥後白嶋の白石の類と聞ゆ白瑪瑙の屬なり、

織物の巻物も數箇あり、「セイウチ」の牙は三尺より四尺位の物十五六本もあり、此外種々の物數多あり、船中は大抵獻上心當の物のみ積み來れり、其餘は皆船中要用の具ばかりなり、交易心當のものとは一切なしと見へたり、

最初漂着の島を始として、オロシニア内地へ入り、歸帆迄の間、諸國の人を見受、且出會もして、容貌言語も各異なる者、其數を擧ぐれば左の如し、

アリオウトウ

初め漂着せしオンテレイツケ諸島夷族惣名なり、光太夫はアンオーツカといふ、

オホーツカ

本領の地かたなり初て着船せし港なり、

カミシヤータ

カムシヤータカ人といふ事、

ヤコーケ

ヤコーツカ近傍の諸地、其種類の人を指していふ、

ブラーツケ

イルコーツカ近在土着人類總名、

ドンコス

バイカル湖邊の人類、

タルタ

鞆而鞆

ケタイツケ

唐山、

チワシヤ  
アラツア

イルコーツカより新都迄の  
半分道なりといふ所の地名、  
黒人アメリカ人なるべし、

カメイカ  
カルラ

ムスクワ北邊の人、  
小人丈け三尺四五寸あり

按にサモリデンといふ地方、矮小のよし、今オロシイア領となりしと聞ゆれば、其土人なるにや、イルコーツカに在し内、新藏嶼にカルラといふ小人有といふ事はかねて聞けり、都にて使節レザノツトの宅へ、何れも行きたりし時暇乞に來たりし官人の内、此小人を伴ひ來れるにて、始て見たり、又見送りの人々カナスタ船へも來りし故、再三見たりと、世界中に小人國有といふは昔より和漢口碑にある事なれども、未だ實否をしらず、和蘭書にはサモイデンの地人小人なりと説けり、不思議にして我日本人、目のあたり始て邂逅せしは、これ又一奇事なり、

スウエーツケ  
ハラソースケ  
イシバン  
カナリツケ  
マルケイス  
サンベイツケ

雪際亞  
拂郎察、フランツーツ  
伊斯坦爾亞  
加那里亞、イスハンの人住居して  
アメリカの孤島、  
同 右二島北アメリカに屬する成べし、

漢父利亞、  
弟那瑪爾加、  
波示打瓦兒  
南亞墨利加伯西兒の内、

右二十二類、北亞墨利加洲最初漂着のガントレイツケ諸島、亞細亞洲歐羅巴洲亞弗利加洲南亞墨利加洲

五方の人品を見知り、比類すべきもなきなり、  
魯西亞の人類は、何れも丈高く髪薄赤く、眼彩はさめ色なり、其他の人々のやうすは委しく見

とめず、  
止白里加山より東北カミシヤーツカ迄の人類は、丈短く髪黒く眼も黒し、

傘は八本骨にて、絹帛にてはる、上人斗り用ゆ、常人は雨天の時は「シヤツハ」帽笠と羅紗の合羽を用ゆ、羅紗は能く雨をはぢくものなり、宿に歸れば引たて、水氣をよくふりて、物にかけ干し置迄なり、

橋堂本にて舩にて押す舟は、日本國ばかりと見ゆ、

日本漂流人を、都よりイルコーツカへ迎へ來たり、又伴ひゆきし役人某は、  
いひしと覺ゆ官は、  
ツチク  
さきけり皮袋を襟にかけて往來せり、其袋の上には雙鷺の國號を付たるものなり、驛路の鑑札といふものか、又黒印などいふべき物にや、道中驛にて人これを見て甚畏敬し、何事も聊か遲滞する事なし、これは「メツタリ」前に見ゆとは又わけの違しものにや、

粘の用となすものは、膠の如きものなり、魚よりとるといふ、何とやらいふ魚の頭中にねばる物あり、これを煮いせて用ゆ、紙其外の物を接ぐに、皆是をつかふ、よく粘着するなり、書簡

の封じめは、赤色にて小き棒の如く作りたる物を、蠟燭の火にて炙り溶かして塗りつけ、其上に印を押すなり、

按に、これ蘭にフリー(書簡)ヒラツカ(蠟)といふものと見ゆ、蟲白蠟と松脂と合し、黄丹にて色をつけしもの、よし、

革には羊バラン綿羊ヤコニ野牛コジヨウの三品にて作る、コジヨウ別てよろし、鹿皮牛皮の二品はすべよきなめし皮に製しがたし、日本にてハルシヤ皮と呼ぶものは、ヤマニと見ゆ、此度

漂人等持渡りし皮蒲團皮枕は、ヤマニの皮なり、都府にて銀廿五枚に求め來れりと、去辰年、彼曆數一千七百八十五年といふ、此年女帝エカテリナ崩す、是を「ゴツタイペレンスタウエリ」といひし、是は天下様御過ぎなされたるといふ事とぞ「ゴツタイ」は崇め稱する事にいふ辭「ペレンスタウエリ」は帝王の死去に限りいふ辭にて、常人にはいはずとなり、

按に崩御ともいふ事なるべし、

几ぞ新婚婦、床入となり、其姉妹の内、閨房の外に伺ふ、既にして其新婦、己の襦袢を出して外にあるものに渡す、其者是を改め見て、其しるしとすべき物あれば、これを其あけの日里方へ送る、里方には大ひに悦ぶ、婿も禮に行く、兩親雙び迎ふ、婿其の兩足へ頭をつけて禮をなし、又立て兩親の口と己の口を合す、是常式なりとぞ、若又しるしもなければ、禮には固より行事なく、婿は甚不快、新婦の兩親は殊の外氣の毒がるといふ、これ新藏話なり、

問、新婚の婦、年の長幼の論なくかく有との事不審なりといひければ、

答、彼人總て日本杯より生ひ立の變れる事多ければ、初縁の者はいつまでもかくある事にやといふ、此事未だ信じかたし、按に本朝古禮の、臙脂を其襦衣につけし類にして、年長けても初縁を祝するの意にや、

オロシニア本國焼なりといふ瀬戸物類、外面に金をやきつけ至て見事なる物、數種リエヤンゾフガラフの家にて見たりき、

豕と馬とは鞆丸を取去るなり、豕の鞆丸をどそを見たるに、先づ其皮を豎にたちわり、玉をあらわし、手を以てピヨイとはちき出し、其痕へ鹽を押込み、直に放しやるなり、丸を去り其あ

さをばかくの如くすれば、肉よくつき、脂もよくかゝるといふ、  
按に、食料にするもの故、肥大ならしむる爲なるべし、阿蘭陀にては食料のために畜ふ牛は、鞆丸をとるなり、此キンキリ牛をば「オス」と名け、常牛は「クーパー」ストといふ、雞よりもとるなりとぞ、共に脂のよくかゝり、肥大ならしむる爲なりと聞けり、和蘭にて豕よりとる事は未だ聞かず、本領の海邊諸地馬なき所にては、犬をならし使ふとなり、此犬も亦鞆丸を去るといふ、

馬は、使馬は總て二歳になれば畢丸を去る、扱耳鼻もさくなくなり、如此すればかんつよく、遠道して草臥すととなり、但し父馬にするは此事に及ばず、扱銘々使ひ馬は、其腰に焼印をなして、持主の名を打つ、畢丸は人間も持戒の僧又音曲家扱は、取去るといふ、先年光太夫物語れり、按に畢丸を扱き去れば、男女の情念を絶つ故に、肉腠肥腹をなすことなり、其理詳なる事は爰に洩しぬ、

劔はよく鍛へたる物と見へ、いか様に撓めても又もとの如く伸びて真直になるなり、刃前はなくて先きの方鋭利なる物なり、突き透す迄の用をなすものによ、

人々正月と年の改りたる時、われ／＼が年を重ねし時とはせず、銘々誕辰にあたりし其あくる日より一ツづ、増して、其年齢を稱するなり、尤此時、年を重ねる日とて、各生れ日を祝ふなり、如此故、たとへば廿歳の人、二月四日の生日なれば、二月四日迄にて廿歳になり、五日よりは廿歳と一日といひ、三月六日に至れば廿歳と一ヶ月二日といふなり、夫故死去して享年を碑に彫り付るにも、四十一歳幾ヶ月幾日半杯と書するなり、

按に、これ凡そ歐羅巴洲の風俗と見ゆ、洋中にて死去し、長崎の悟真寺に葬埋せし甲必丹「シニールコーフ」の碑面を見しに、享年何歳幾月幾日と記せり、扱生辰を祝ふは和洋共に有來りし事なれども、其日を以て齡を重ねる時とは定めず、冬の十一月生れたらば翌正月は

二歳なりといふなり、

鳥のわたるといふ事もあり、鳥は何鳥かしらず、但し度々は見當らず、板硝子を切るには、水晶の如き玉石にて筋を付置たちきるなり、名は不覺、

按に、我國にていふ「ギヤマン」か正名は「ジャマント」なり大光曰、オロシニアにて「ギヤマン」を「ピリアジン」と云よし、

「ツンカ」といふ病、彼地方に多く、土地严寒ゆへにある病と見ゆ、常に煙草を吃する者は、此病を防ぐといひ傳ふ、此症一體甚敷寒氣に中るより起る病なりとぞ、煙草寒温氣を避るの性功ある物なるべし其症、先づ初發は齧肉黒色となり、軀體手足筋脈をひきつめ、肉硬くなりて色黒を帯び、紫になり、動作する事能はず、甚苦難す、其牽急をなす所多くは膝腫なり、

漂客津太夫も、漂着前沖合にて此病を受、立すくみになりて一身の轉動爲する事能はず、漸く人の肩にすがりて二便さへ便じたり、追々復常はしたれども、於今足部牽急し、歩行不自在、久坐は得ならぬなり、同船の内、此病に罹りし者外にも三人迄ありき、オホーツカ邊までは、嚴寒の時節は、毎々此病苦のもの多し、ヤコーテブラーッ等此病を患る者を見うけず、常に煙草を嗜み食ふて、預防する故にやと人々いへり、土人も甚これを恐る、病患なりとす、もし人齒齧腫病する者あれば「ツンカ」にてはなきや扱ひひて、人々なぶりひする事あり、

按に此病、和蘭にいふ「シゲウルホイウ」といふ病は、其書所載このツンガの症と符合す、是醫宗金鑑の書に出す所の青腿牙疳なり、

イルコーツカに、遊樂所となす酒樓あり、これを「タラビセライ」と名づく、

大光曰、料理茶屋を「カランシヤウ」といふ、或は是をいへるにはあらずやといへり、手代番頭等もありて、餘程大家なり、酒の類も種々有、上好と稱するものはアメリカハラン一スケ等より来る物にて、數品あり、總て葡萄酒の銘酒有、座中には玉突き（玉突き）の戯具を設け有るなり、此突き玉の戯を「ヘレヤロ」といふ、按、和蘭には「ロルヤール」（ロルヤール）と扱人々此樓に登りて酒宴を催して戯れ遊ぶ、下物の類は他より呼ふなり、輿に乗じ銘々玉突の勝負をなし、鳴物をならしなごして相樂む、婦女もあれども、其席に出で酌を取様の事はなし、唯勝手元にて召仕（召仕）を一人見かけたり、又慰に喫烟草類數種あり、つちにて製し、やきものにしたる烟管は、和蘭用る所とこれにケタイツケタバコ（唐烟草）を盛りてのましむ、一服の價銅錢五枚なりとぞ、此遊所へ間々上等の人も來り樂む容子なり、又或はこゝにて多くの財を費し、竟には其産乏しく窮厄する族も少なからずとなり、

使節レサノット官職品級のわけたしかに不聞

按に、阿蘭陀人譯文和解書上に、「ヘールカームル」といふ重役の者なりと見えたり、職は

外官にて内官も兼るものによ、

外官にて、儲王の身近くも出る役義のよしきけり、此人の弟某は「マヨル」といふ官にて在勤するよし、レサノットの妻は、前にいへるイルコーツカに有し豪商セリコフの娘なり、縁談ありて七千里の道中イルコーツカえ下りて婚姻を整し由、其妻此度出帆の前年、戊の年（戊の年）都にて病死せりとぞ、

亥年彼國年曆一千八百三年なり、外國へ使者立しは此年始めなりと承れり、

按に、當主となりて最初といふ事か、又仕立船にて海上大廻りし日本迄の使者出せし事の初めなりといふ事にや前代唐山北京等へ使者往來度々ありしと聞たればなり、

日本人は手堅し、唐人は虚飾多く實少し、譬は氷砂糖を交易物に渡すに、其内に木片など雜へ遺す、あるまじき仕形なりなど噂したりき、

本國今時に至りては、世界中遍く通路せざる國なし、但近國にてありながら、日本ばかり是迄表立通用なしと、人々毎度噂ありしをきけり、

カランツケ阿蘭陀、近年國中亂れ、國王も弑されて、一時は國王なし、魯西亞軍兵を遣しこれを平均し、國界に番兵を置きけり、バランソースケと同様なりといふ、船中にても諸役人かくと物語れり、



按に、近年戦争相續し風説書、年々見得しが、王を弑せしといふはいかにや、又王はエンケラントえ逃げのび居れりともいふ、丑寅年已來の風説言上書に、當節本國筋漸平穩になりしと記せり、右共に實否をしらず、

本國より獻上物、阿蘭陀に託し、先年より兩度迄送進したり、これを毎度さし出せしと傳達せり、今こゝに來り問尋すれば、一向其沙汰聞へずとの噂をき、長崎にて大ひに腹立せり、定て貨物は賣拂しなるべし、甚不屈なる致方と申せし由、

按に此事も亦實事か虚説か辨すべからず、

ペトルフルカ逗留中、旅宿リユマンソツガラの近所にて、七百人乗の軍船の新造あり、津太夫等行きて見たりしに、長さ何(遺忘)間高さは底より八九間も有べし、内の方は松の厚板にてはぎ、其表を又松板にてはり、其上へちやんを塗りたり、儲水へ入る通り銅にてはれり、是蟲の透さぬ爲といふ、帆柱も松の木を用ゆ、三本繼にて數は五本たつ、繼ぎ目へは鐵をはる、太さ四五尺あるべし、長さ一欵文國中松より外大木なきゆへ、舟板皆松なりとぞ、船中石火矢數挺を設け置、船へ上下するは傳馬船より、綱階子を用ゆるなり、

兵糧は、二三年分船中へ貯ふ、皆蒸餅のよし、壹人前一日に百五拾匁宛の由、

百五十匁の蒸餅一人前のつもり十分なるもの、よし、此度の使節船に貯ふ蒸餅も此割にて

配分せり、

船中にて右新造船の圖、圖し與へし者あり、下に模寫す、  
金銀借貸の證文を認る官紙あり、圖號雙鷲の黒印あり、是を買求めて證文を認む、これに依て若し約定を違ひ返済せざる時は、公訴の上嚴科を蒙るといふ、  
總て奉公人は、一年限の定めなり、人柄によりて給金多少あり、大抵見聞せしは番頭日本の百兩位にあたり、手代同廿五兩位より三十七兩二歩位に當る、下男同七兩貳歩より十兩位迄、下女同五兩位にあたる人主請人口入杯もありて證文もする趣なり、人夫一日の雇代日本の壹歩位にあたる、中人同拾兩位にあたる、下人同貳朱位にあたる、此以下四五兩位にあたる程の手間代もあり、

豪商キセロフの水車場所至て多し、多くは麥の粉を挽かす所なり、其中近來此地にて初めて出來たりとて、水車の激勢にて大材木を板に挽たる所あり、廠の内え大鋸三丁釣りて置、其齒前の所へ大材木の小口をのぞかせをくに、水勢にて漸くひきわれるなり、其挽きこむに従ひ、材木段々進み入、つゝにひきわれるなり、又其あとに別の材木を續け置き、先きのもの挽終れば其後をつくなり、これ其處に仕懸あり、ことごとく埋め置きし地底に其機轉を設けしと見ゆ、纜の人夫傍にありて、挽割たる板をとり片付、又其あとを續けなごいたす迄なり、如此仕

懸故、人力を費さずして數枚の板頃刻の間に出來るなり、其掛仕の工夫、水勢の程合をためし試みたる等に、甚だ手間ごり再三試みて仕直せし事數々度、是によりて大造の費用をかけ、遂に成就し、永世の大利を致せりといふ、

按にベトルフルゲ都府圖中第五十六符に、和蘭人「サアガモーレンス」と記せり、「サーカ」は鋸なり、「モーレンス」は石礪なり、水勢にて石礪旋轉して材木を鋸曳するなり、イルコ

一ツカにてキセロフが創製せしめしものは、巧人某これを見受けて擬せるものによ、此工夫は、罪を承りて都かたより此邊土に來りありし咎人某なる者の巧めるよし、其妙巧に目を驚かしたる上にて、其製巧見も聞もどめざりしとなり、都かたには所々ある事にや、

此一事にても、キセロフが器量遠大推しはかるべし、莫大の費を出し、彼をして再三精巧を成就せしめ、後來不盡無窮の大利を爲し得たり、

按に此巧に似たるの器、「大西奇器圖說」と云書に圖狀せし物あり、世に機智の人ありて、彼と此と參へ考へ、是を起さんとするの才を生せば、此國にも又か、る良便の奇器出づべきにや、茂質漂客等に對問の際、此記聞に諸圖を添んと思ひよりしは、此説話をきけるに發起せり、故に最第一に聞せる所の大略を右のごとく圖に作らしめて奉る事となしぬ、但し其詳なる事を得ざるを遺恨とするのみ、

止白里地方廣漠の地を取り開きしは、多くは流刑に處せし人々を使ひしとなり、此器を巧み出せし流人も、それらの中なるべし、イルコ一ツカ滯留せし日、都の方より咎人の流刑なりとて、三千人程オホ一ツカの方え引纏ひ行けるを見たり、彼アウタンの邊よりオホ一ツカ、カミシヤ一ツカ迄の嶮難の山路などざり開かしむる積りなるにや、按此多人數、實に罪を犯せる咎人のみには有まじ、何れとかいふ國と軍戰して、擒としたる兵卒などにてやあらん、

井戸の制、我國に替る事なし、皆はねつるべを用ゆ、煎茶には川水をつかふなり、婦人臙脂をつくるものあり、紙へつけたる懷中へになり、

イルコ一ツカの内、一ヶ寺涅槃像の畫をかけ置たるを見たり、全く此方にある物と同じ、

船中並に長崎滯留中見聞雜事、使節乗船、表通り十四巻に圖するが如し、

長三十五間餘、幅十二間餘、高十間餘、大柱三十二間餘、

大はらんだ徑三間やりたし十三間、帆數十八片、石火矢三十六挺、

船の左右の脇に、石火矢十四挺づ、、爐の櫓の上に六挺、又其上に小石火矢二挺、自由に廻轉する様に仕懸たる物なり、小なれども筒長さ故遠きに達するといふ、右石火矢共海上にて海

賊等心元なく思ふ所にては、筒先きを揃へ、玉も其脇へ置なり、玉の重き二貫目前後なるべし、礎は二股にして、大なるを五頭、重き「ブート」といふ法馬にて五百かゝるといふ、交易に礎を下すといふ事なし、

使節居所は、平生は二階目の座敷二十疊敷程の所なり、時により三階めへもあがり居れり、艦のかたより左右と上へとは皆硝子障子なり、日本への献上物杯は、艦の方へ指置き、船方は皆表の方に居り、役人は皆部屋くあり、

水主并に我々は、鳥巢のごとくつりたる物の内に夜中は臥したり、ふらくする様にしたる物なり、  
厨は廻りを唐銅にて圍み、上に烟窓あり、灶は真中に有り、尤扉あり、こゝより出入はすれども、煮炊の間は固く鎖して、少しも外へ火の散らぬ様にしたるものなり、

食事刻限陸と同じ、九ツ時と晩と兩度なり、食料は蒸餅、豆、味噌豆の鹽、挽割蕎麥、畜置物、物は、豕二三十斗、牛十八斗、雞二百斗、此外にも定て多く有へし、

船底へは、のべ鐵と石を置けり、其上へ飲水の樽を並る事數百なり、樽の長さは七尺程、水は船中にては至て大事に使ひ、一日一人に五合平均、水を取るには道具にてどり、少しも脇へ飛ちらぬ様にしたる物なり、夫ゆへ水主杯は、米泔水の如き物にて顔をも洗ひしなり、右水樽の

上へは食物類樽詰にて置、  
端船は五艘入置、

帆は麻にて織たるものなり、上の方へ掛る帆は何程も輕きをよしとす、地軸などを用ゆ、

舵は外よりは見へぬ様に付けおく、

本船の名をナデシダといふ、これは靜謐太平なりしを表したる事の様にて聞へけり

乗組の人々、役人は廿人ばかり、水主は四十人已上あり、覺へし分は、

マヨル官三人、是使節添役の如き職なり、不絶其傍に付居る、此内にて足輕の頭をも勤

む、

其一 ヤルマノ カルライ チイメツの人 其二 ミイトル イワノイチ ヲロシイア人

此人ハカミシヤーツカより乗込、此地代官の弟なり、

其三 イワン イワマノイチ 同これは足輕頭カベタン也、右同所より入船、

カベタン 二人 船頭ポーボローチクの官なり、

其一 イワン ヒョータロイチ同此人は幼少より船を乗り習ひ、師と共に七ヶ年航海せし

となり、關東の方まで度々渡海せしとぞ、其師匠はアンダグリン人なり、至て名譽の人にて、

先年世界を乗廻し、十三ケ年目に歸國せしと云、船も三度造り替しとなり、姓名は忘れり、ヒョークロイチは此度カナリツケえは始めて来れりとなり、其二 マカル イワノイチ ヲロシイア人  
小船頭 三人、これは羅針などを見、且海上の里數を測る、是は糸を流し、引あげて算用して是を知る様子なり、

其一 イワン ヘレブイチ 同其二 ワシライ ワシライ、チ 同其三 名不覺 下案針役 三人、羅針を見る役、其一 ヤルマノ ヤルマノイチ チイメツ人、其二 ベーモロ トロヘムイチ ヲロシイア人

携來りし世界圖を、長崎滞留中見懸て曰、各通船の道筋を覺へたりやと、我々共答しは、數千萬里の事更に不覺といひければ、上陸歸國の後、人々尋る事有ても當惑すべしとて、海路を朱引して與へたり、此萬國圖は、彼都にて銀四枚にて求めたりと、  
其三 名遺忘、

醫者 三人、ドクトル 一人、是は位官ある醫師なり、即使節の醫師なり、ランゾフイ ワン グレゴロイチ 此人はガンプ 此人諸國の言語に通ず、此故に長崎にても専ら通辯す、畫も細工も出来る人なり、

一人 名不覺、

レイカレ 一人外科これは位卑き醫師なり、一人 名不覺、

コツプ 二人 兄弟なり、兄は 十一歳 醫業見習、弟は 十歳 方針等の事見習、衆人此兩童をコツプくと呼べり

畫師二人、一人 名不覺 一人 同ヲロシイア人此人船中より病氣にてカミシヤーツ

カより上陸、腹脹病なり、石の出來たる病と聞けり、草木鳥獸等を吟味する役人一人、生國不承ひ、此人右畫者病者の療治取扱の爲附添、

カミシヤーツカより上陸、

右の代り一人 名不覺 カミシヤーツ

銃炮指南人 一人、名不覺、此人水主共の内へ、鐵砲の持方打方等を教しへ、足輕代りを勤めさせる積りにて伴ひ來りしか、懦弱にて我儘多く、船中使節の命に脊く事ありし故、カミシヤーツカに留め置く、依て別にカミシヤーツカより足輕を入れる、

足輕 六人、カミシヤーツカより入船、

マタロス 水主也數十人、名一々不覺、四十人餘乗組、皆々諸國の産なり、其中韃韃人あり、力最衆に勝れり、水主頭六人表に三人舳に三人居る、此水主の内に船働をする者は勿

論、又沓縫仕立物其外大工鍛冶等の事をも兼ね居るなり、

按に右人々の姓名、かならず間違おぼへ差へもあるべきか、長崎にて書き上げし姓名年齢の調べ書を待たり、是また傳寫のあやまりあるに似たり、これを以て漂客に示した、すに、これ皆彼等の苗字なるべしといふ、尤たしかに覺へし事とも聞へず、其中彼はこれ此は某なるべしといへり、前聞と照し見て參考ともなるべきかと、左に附記す、名の下に細書する物は、再び漂客に聞書せしなり、

ニコライレサノツト、使節 歳四十一

阿蘭陀通詞和解に、使節の事和蘭語にて「アマムツサチユール」といふ、官職は和蘭にて「カームルヘーメル」といふよし

クルーセンステル、イチなるべし、ロチイメツ人、 同三十四

フリーデーテイ、マヨルと云官 同二十四  
コスセルフ、ロイトナント 同三十三

ニイレシウス、これ外科イワンモツヘイ、チなるべし、 同二十九  
長崎にて風袋作りておけし人なり、

ロンベルケ、下案針役 同二十七  
レーヘンスタルレン、同 同二十七

カメレチコウ、案針役、 同四十二  
ランストルス、ガンツケより入船の醫師、ランザ 同二十九

ラートマノフ、上案針役、 同三十四  
ホスセー、「ホフラー」ド官名、 同三十三

ヘトロフ、陸船頭、イワンヘンヅイチ、 同二十四  
エスヘンヘル、外科、 同四十二

コツヒホン、是兄弟の、  
兄同十六 弟同十五 アロツチエフ、下案針役 同二十七

ヒルリンキホウマン、同 同二十七  
ホルチル、「アストロイシ」同三十

セメリン、「コミサル」官名なり、 同四十九

通計十九名、

右傳聞のまゝを録してこゝに附せり、按にこれ皆諸役掛りの衆と見ゆ、此除足輕六人水主

數人の姓名年齢記するものなし、

水主は別て遂者に働くものなり、カベタン（船頭）は海上の事甚だ功者なる者にて、譬へば今曉何の刻今晚何時に何れの方角に島見ゆべし山あらはるべしなごいひて、水主を帆柱の上へのぼせ遠見せしむるに、其制限通り果して山を見付るなり、水主等は其示せるの外にも、不圖遠

山など見付ければ、速にカベタンえ注進なすなり、

諸役付夫々の職を勤めて、片時も怠らず、晝夜廿四時の内、一時毎に一時は我半時なり糸へうけをつけ

て海原へ流し、取りあげ算用して里程を測り、砂時斗を以て一時の間に船幾里走りしといふ事

を試む、又重りをつけたる糸を水底に沈めて、海の浅深を量り試む、且里程を測るに風の強弱

にて違ひある故、日輪をも測る様子なり、夜は目鏡にて星を見て考ふ、毎朝これを其役により

算用書付をなして、九ツ時前にカベタンえ指出るなり、

按に船長をカベタン〜と漂客共いふ、大光はカピタンといふ、凡そ物の頭となる官名にて、長とも頭ともいふ事のよし、元 羅句語のよし、本編中カベタンと記するものは、紀聞のま、なり、

役人は銘々根付時計と遠目鏡を所持す、

使節の船、日本渡海の事、諸國へ先觸を廻せし様に見ゆ、此度通船することを、何れの國〜にても知り居たる様子なり、

按にアメリカ迄の事にや、先觸なしとても一兩年前よりの企なれば、商船往來にて其噂は

諸國へ流布せしなるべしカミシヤーツカは、本領の事故固より知るべし、

鳥山のある近邊にては、何方にても汐界ありて、川の流れの如くなるを見當れり、

何れの海中なりしか、鯉魚幾千萬共なく集りて、船を覆すかと思ふ、程の所なり、船人銛を以て突留めて取り獲たりき、

日本の事、書物に仕立たる物、使節持參し、毎度見る様子なり、外にも書籍類數々箱入にして携へ來れり、何の事認し本にや、尤横文字にてとち方も此方の如き物にあらず、外役付の者も書物持參せり、

船中乗合の内、先年魯西亞よりアンケリえ援兵に加はり行きしといふ人あり、船軍は第一に先きの船の帆柱を見當に石火矢を以て打折るやうにする事肝要なりと、其人ヤしたり、日本へ献上の色品は、二三年前より心かけ、出帆の年迄に出来上りたる由、

一、大鏡四枚、前にいふが如し、外に硝子鏡大小四十餘、大かた之は魯西亞の都にて製造のよし、

一、金象の造り物、象の横腹に時計を仕込む時を打ては其鼻動く仕懸にす、

一、象牙の細工物、是は花を刻み繰抜に致せる細工、至て手のこみたる物なり、手數懸りて出来上りし由、硝子の室をかけ置けり、

一、腰刀にて直に鐵砲になる器もあり、

一、ムラクと云石、板の如く作り磨きたて、献上物の臺となる様にしたる物、數多載せ來れり、

一、創業の帝王已來、歷代諸王の像を、ムラクと云石にて彫刻せるものも持來れり、

一、織物類數十卷持渡れり、

一、セイウチの牙數本、献上の心懸に持渡れり、

一、劔并に鐵砲類種々あり、

右は見當りし分なり、

阿蘭陀通詞石橋助右衛門は、長崎にて通辨能わかると、使節噲したり、

長崎にて彼人等、日本漆器類を見て甚だ賞美せり、唐より來る物は、これには大に劣れりといへり、又紙も薄く強くして至てよき手際のものなりと稱せり、

最初漂着のオンデレイツケより日本迄の里數は、同所よりオホーツカ迄行くよりは道程近しと云、幾里といふ事は聞かず、右カベタンの話なり

オホーツカより蝦夷地チモロ迄十九日に來れりと、先年光太夫を伴ひ來りし通事トコロフいへりと、魯西亞の都より日本迄五十千里、彼國里法なり、

カミシヤーツカより日本迄四千七百里、彼里法なり

右カヘタンの咄なり、

長崎書上には、

一、おろしや國より日本迄の乘筋里數左之通、

- オロシヤ國府より 五百里、
- チチマルカヘ、 五百里、
- カナリアより 三千里、
- ブラシリヘ、 三千里、
- カムシヤーツカより 千里、
- チチマルカより 六百里、
- エンゲラドヘ、 六百里、
- ブラシリより 四千里、
- マルケイサヘ、 四千里、
- エンゲラントより 二千里、
- カナリア島ヘ、 二千里、
- マルケイサより 三千里、
- カムシヤーツカヘ、 三千里、

凡一萬四千百里、

漂客將來の地圖に、海路朱線をアングリより我日本長崎迄引きたり、此海路里數間氏考定する

物あり如左、

- エンケラントより 七百里
- カナリア迄
- カナリアより 一千八百里
- ブラシリ迄
- ブラシリより 三千七百里
- マルケイサより 二千八百里
- カミシヤーツカより 九百里
- 通計九千九百里
- 日本長崎迄

此里數は、皆我里程一里三十六町を以てこれをいふなり、即地球一周一萬零二百里計を以て算する所なり、

右里數を記すは、傳聞によらず、原圖の海路の度格に應し、其絡線の迂廻に隨ひ、圓規を以て測り得るなり、是大約の里數なり、或は傳聞よりは精詳なる事一等ならんか、

ペトルフルクよりアケリに至る海路は、原圖に記さず故にこゝに載せず、

長崎より書上と、間氏考定する所とは、大ひに差へり、書上にてはエンゲラントより日本迄一、

萬三千里となる、間氏考定する所九千九百里なれば、書上の方三千百里里數多し、

補光太夫雜話、丙寅丁卯兩回聞ケル所なり、

ペトルペルライ 創業の 二月上旬の誕生の由聞けり、

テムホノオシツポイチホツケウイチは、カミシヤーツカの金奉行なり、光太夫魯西亞文字を此

人に習ひし師匠なり、

ニキタニコライイテデミドフといへる豪商、ペトルブルカに住居す、其兄弟にニコライデミドフといふものムスクワに住す、これは大富家なり、

カランスタン オストロフと云港をなす島へは、都より五里、船賃五十三銅錢なり、

イルコーツカの脇の小川の名をイルコースといふ、

大溝は「アンカル」といふ、

ヤコーツカよりイルコーツカの間キリキと云地有、カミシャーツカ近邊にチギリホリシヨレツカアクランスコなどいふ地あり、

カミシャーツカ近島ヤリーキスチャフト 眞向の方にあり、此ナキリース南の方アんでレスカ 北の方に

レイツケ

テツプロイボタ 温泉の事なり、

彼國の麻は、苧麻の類にて丈短し、襦袢股引につくる反物、皆此物にて織る、紙は右襦袢等の

古手をあつめ、晒して漉く也、紙は専ら「ニジノゴセ」といふ國より製し出す、

胡瓜はオクリチイといふ、ハイカル湖畔の船場ソモリヨといふ地より多く出す、

サラナ 黒百合根なり、

コーレンといふ草有、葉大にして根は牛蒡の如し、これにて製する酒あり、我蝦夷地にも産す、

江戸へも移し植へて植溜、御薬園にもあり、

臙脂は唐山より来る、懷中紅なり、兩頬へつけるなり、唇へは不附

仙臺漂客は彼國の升は見かけずといへり、光太夫曰、銅にて形

彼國ブートといふ分銅は、此方の四貫貳拾五匁なり、

荷附馬の荷物は、八貫目が國中の定法なり、

ホリノイドマ 病院なり、

チンガ 奇脚病は、身體率急病なり、天京壯實なる者、是を患るものは、強て蹈はり、行々すれ

ばふみのばしてすくみ、伸び、間々愈るものあり、此病氷解くる時節になれば、自ら弛みて愈る

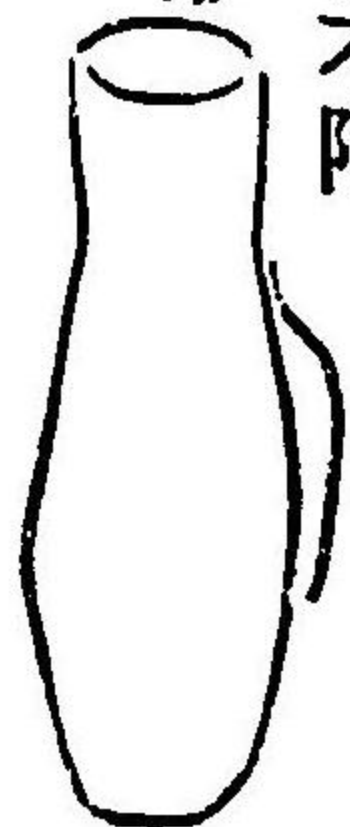
あり、浴湯の内に蟻を土と共に入れ、チンガ病人を入浴せしむ、其内に在る小枕をなし平臥し、

上より羅紗をふたに覆ひて全體を蒸して治する療治あり、

客至りて主人挨拶に椅子にか、らしやれといふ事を、サジーシといふ、

ポシヨンといふは、悪口に往キアガレといふ事なり、

スモトレとは、見る事をいふ、向ふをみよといふ事を、ダンスモトレといふ、



如此作り、



研堂曰、エドロフ島番人小頭五郎治、魯賊ホウシトウの爲めに捕はれ、文化四卯年オホーツカに送られ、後ち各地に困頓す、同八年冬ヤコウツカに在りける時、イルコースカなる日本若宮丸の漂客善六、書状を以て招きければ、十一月廿八日に立立し、二十日を経てエルコースカに着き、善六の宅に寓居す、これ善六が、歸朝の四人をベトルブルカの埠頭に送りし享和三亥年より九年目のとなり、當時尙六人現存して、エルコースカに住し、善六は年毎に二十貫、他五人は五貫づ、の官給を受け居たりしも、見るに忍びざる困苦の生活を爲し歸朝を望む旨を五郎治に話せしと、北海道史稿に見えたり。

又曰、本書は、二三の異本にて校讐したれども、外國語などは、殊に轉寫の誤多く、何れども決しがたきがあり、又注文が本文中に混じたるなどもありて、最も校讐に勞したる割に、完美に至らざるを憾とせり。又、原著者の繼嗣者大槻如電君は、版權上の故障等なきとを誓はれしのみならず、藏本を貸し與へらる、など、助興を假されたり。こゝに厚意を謝す。

環海異聞卷之十五 大尾

南漂記

寛政六甲寅年八月、奥州名取郡閑上村彦十郎船二十五反帆大乗凡へ、船頭清藏、楫取松平、水主清藏忠吉幸太郎平五郎巳之松源三郎周藏門次郎清之丞惣八藤吉久之丞與五郎、炊兵吉の十六人乗り、九月房州沖にて難風に逢ひ、漂流して十一月廿一日安南國に着す、同七乙卯年四月、安南より阿媽港に送られ、七月廣東に送られ、江西を歴て乍浦に着し、十一月乍浦より長崎に送られ十二月十四日歸朝す。南漂記は、この事實に據り、一飄云々を假作して夢中の言に擬して記述せるものにて、原名を南瓢記と題し、柳枝軒靜之の著、寛政丁卯中野煥の序文あり、思ふに、事外國の記述に渡れば、有司の咎を恐れて、故に小説の如く見せかけたるものなるべし、今其首尾一葉づ、假托の辭を削りてこゝに收む。此漂談の口書には、近藤守重の註書せるものあり、重複の嫌あれば止むを得ず省く。(研堂識)

南漂記 目錄

- 發端 西山小村 風土 安南王都 詞解 旅宿 永長寺 女商人 貨物
- 深節 禽獸蟲 強勢 時放飼 服 男女坐 關帝 夫婦別 花街 木竹
- 和漢節用 暇乞 西山話 賀出帆 可馬港 同詞 見附 盆 廣東州
- 城下 花嫁 野邊營 祭禮 可有物 船路 乍浦 芝居

南漂記卷之一

漂流

過にし寛政六のとし寅八月廿三日、陸奥牡鹿の郡石の巻の港にて纜を解き、同廿四日といふに寒風澤港へ着き、次の月廿七日午の刻順風にまかせ、北風に走登り、其夜も同じ風に帆を張り廿九日に晝夜共に南風に吹かわり、卅日の五ツ時頃より、又そろりと北風吹出し、申の刻には大風雨車軸をなし、はげしき汐浪に閑上ゆりさげ、四方は眞黒暗のごとく、悪風ますます強く吹き、船の櫓を打わり楫を折、橋小船までも打流し、十六人の水主汗水になり、命限り根かぎりに働ごも、只吹まわしきび敷ゆへ、せひなく帆柱を切、大風に汐浪は逆巻上り、めいめいかくごを極め、かれこれする内、夜もあけはなれしが、ますく風は勢ひつよく、又南風となり、はげしきこいはんかたなし、船頭磁石を以て方角を考へるまも、とかく大風に吹まわされ、風下へくと流より、四日の九ツ時には向ふに、八丈がしまのごとくなる所を見付、楫をかを柱に立、帆を上げ綱を二房表に仕かけ、右の島を目當に心がけるといへども、風は次第に盛んになり、汐浪逆立、島へとてはよりつきがたく、夫よりは晝夜のわかちもなく、十六人の



て四方を見渡ても、海上に塵一本も見得ばこそ、此邊のころす赤土の泥海にて、いかゞ成行こ  
となるぞと、先粥を煮て食事をなし居けるが、水主の内源三郎、風と向ふを指さし、海上遙に  
みゆるは船にては有まじきやといふにぞ、我もくと延上り、遠目に得と見渡せば、小船一艘  
棹さして、こなたの方へよせくる體、此時の悦びは、咄しにも又語られず、夫れよりだん／＼  
に三四町も近附ゆへ、只兩手を上げて十六人とも、助吳へと呼はり／＼高聲にの、しるにぞ  
船は次第に近附く、半町斗向ふまで漕寄けるゆへ、いよく聲をばかりに招しが、十六人とも  
髪もおどろになり、面體もはれふくれ、其上姿の見苦しさにや、寄せ來る船は俄に元へ引返へ  
さんと、櫂を取直し船をまはさんとせしゆへ、大紙に認し送り手形を高くさし出し、ひろげ見  
せ、手を合せ泣かなしむの眞似せしゆへに、漸合點せし様子にて、程なく汀へこぎ寄せ島へ上  
りけるが、日本人とは違、總髮にて髭ながく、小ささくしにて髮を巻きとめ、獵船にて以上五  
人乗也、船頭清藏は病氣ゆへ、源三郎右獵船の人へ難船の次第を語り、助けくれんへと相頼と  
いへ共、一ツも聞取不申故に、文字にて何國と相尋ゆへば、安南國西山離島と答へ、また其方  
連は何國と問ゆ故、日本と書見せゆへば、日下かと問、日下船難風に合、帆柱を折梶を碎き、其  
上病人在之、何卒助吳ゆ趣を書取みせゆへば、承知の由仕形にて答、夫より十六人とも小船に  
乗せ行、海上四里ばかりとおもふ頃、家數廿軒斗有小港へ船をつなぎ置、二人を此方ともへ附

をき、三人は陸へ上り、何方へか出行けるが、たま／＼我々存じぬは、折角人里へは來るとい  
へども、日本地にてはなく、幾千里の波濤をこへ、唐人どももし諸國へ見世物など賣渡しなど  
せまじやと、さまざまの事おもひわび、又々胸をいため、三人の歸り來るを今や／＼と相待内、  
此所の官人どもみへ、駕籠に乘し人、兩人また跡に引續き、八人は歩行にて、最せんの三人も歸  
り、上官人船ばたへ來り、此内船頭一人上り可や書附を見せゆへ、源三郎罷出れば、委細に  
被尋ゆに付日本船にて漂流の次第、難風にて破船の様子、十六人の内兩人重き病氣のことまで  
不殘書附をもつて、何卒御助下さる、様、丁寧願ひ所少しもきづかひ致しまじく宜敷取はか  
らひ、無程國王へも可や遣、まづ病人は此駕籠へのせる様被中、此時始て安堵いたし、今一人  
の病人に、残り十四人つきそひ、手をひき官人の案内に従ひ、陸へ上り、左右をみれば、畑有、  
瓜茄子西瓜澤山に出來有、梅などもよく實のり、左側に藪あり、竹の子などもことの外多し、  
至て暖國とみへ、霜月下句なれど、寒氣のさはりかつてなし、日本四五五月頃の氣候にて、甚長閑な  
り、扱無程半町ばかり行所に、間口三間斗の明家あり、此内へ案内と共に入みれば、木のすの  
こにてへりなき上敷をしきあり、上官は何へかかへられ、官人兩人つき添、これより諸事書付  
をもつて問答へなしけり、ひさ／＼船中に艱難をしるのき、凡九十日目此所に来り、十六人とも  
無事なるを悅けり、とかふする内時刻も七ツ下りにて、下官食事をすべしとて、茶碗にかゆを

もり、瓜なすび梅菜の漬物をそへ、難風にて漂ひ、身も心も嘸勞れ有るべし、先今日はかゆをたへば事可然と、云付をもつて丁寧<sup>ていねい</sup>にいたはり、心を付吳<sup>をわす</sup>ぬ故、みなく樂<sup>たのしみ</sup>に心落つき、翌廿二日よりは米の喰<sup>く</sup>し、但し米は日本概<sup>がい</sup>すりのごごく、凡て風味<sup>みずみずしさ</sup>あ、菜は茄子瓜梅菜せり竹子等の鹽漬<sup>しんじく</sup>なり、魚は赤<sup>あか</sup>い澤山<sup>さわさん</sup>にあり、其外川魚多し、獸は豚平生食<sup>く</sup>する也、鳥は鴨<sup>かものぼた</sup>鷄<sup>どり</sup>鶩<sup>あひる</sup>なり、一度は鹽漬<sup>しんじく</sup>の青物、兩度は魚鳥豚の類料理に出し、ことの外深切<sup>しんせつ</sup>に取扱<sup>とりあ</sup>や事、日本より何程といふ里數はいま<sup>いまだ</sup>だきかずといへど、國政<sup>こくせい</sup>のよろしき所と見へ、物事行届<sup>ものごとど</sup>、彼是此地に十二月十五日まで逗留<sup>どゆう</sup>の内、隣家<sup>りんか</sup>に八十ばかりの翁あり、日々杖<sup>つえ</sup>をつき被來<sup>ひききた</sup>、廿日ばかりの馴染<sup>なじみ</sup>に、海山の情をのべ、近々王城<sup>わらうじやう</sup>へ、出<sup>で</sup>は、早々日本へ歸帆<sup>きはん</sup>の願<sup>ねが</sup>ひを出<sup>だ</sup>すべしと、くれぐもや付、此地出船のせつなどは、杖<sup>つえ</sup>をつき一二町も送り來り、涙を流し別<sup>わか</sup>れ歸<sup>かへ</sup>りけり、老人の眞實<sup>まんとつ</sup>互<sup>あひ</sup>に胸<sup>むね</sup>にせまりて折々<sup>しやうしやう</sup>あへり、十二月十五日、王城の官人并に醫者通詞、不殘川船に乗、但し此間川舟上りなり、舟路五日<sup>ふねぢう</sup>通達<sup>つうたつ</sup>これあり候趣<sup>こうすゑ</sup>なり、同船<sup>どうせん</sup>に乘入<sup>のりこ</sup>、十二月廿日王城川口へ着<sup>つ</sup>にける

風 土

高山<sup>かうざん</sup>雲に聳て樹木多く、水清<sup>みづきよ</sup>くして大川あり、海三方に巡<sup>めぐ</sup>りて、阿蘭陀<sup>あらんた</sup>廣東<sup>くわんどう</sup>阿媽港<sup>あまかう</sup>船、其外諸國の商船川口に碇<sup>かど</sup>をおろし、交易繁華の地にて、漁村<sup>りしよん</sup>濱<sup>はま</sup>にあれば、獵師山<sup>りやうしやん</sup>を持ち、鳥獸數多市にいたす、川魚澤山<sup>せんぎやうさわさん</sup>にあつて、海魚には赤鱒<sup>あかます</sup>多し、青物年中畑<sup>はたけ</sup>に熟<sup>じやく</sup>し、大木小木菓<sup>おほきこもくくわ</sup>を結<sup>むす</sup>べば、食用<sup>しよく</sup>を助け、竹のふしあい未嘗<sup>みじやう</sup>有物<sup>あつもの</sup>を生じ、金銀潤澤にして銅も廣東より渡り、米年に三度熟し、大豆小豆是に同じ、下賤<sup>かき</sup>に飢餓の煩<sup>わづらひ</sup>なく、國風實氣ありて情深し、國王仁政<sup>にんせい</sup>を厚<sup>あや</sup>し、民に艱苦<sup>かんく</sup>の隙<sup>ひま</sup>りなく、只南海<sup>なんかい</sup>の果<sup>くだもの</sup>にて、島國多<sup>しまくにあ</sup>き故に、不時に合戦の備へ怠<sup>た</sup>ることなし、平生軍器の訓練止事なく、去る景興五十四年四月より、西山<sup>せいざん</sup>國王城にぞむき、征伐怠<sup>た</sup>るといへども、未<sup>いま</sup>勝<sup>しょうは</sup>敗<sup>はい</sup>わかたず、當時に取<sup>と</sup>ておい<sup>い</sup>く船軍の用意頻にして、過半<sup>くわはん</sup>彼國へ趣<sup>ま</sup>し事は卷の末に記せり、

南漂記卷之一終











んじにくらし、通辭も心易き人にて、此方へも呼又は招かれ、後には同道いたし青物など求めにまはり、さまざまのはなしをなしし内、日本へ外國より漂着のもの、國王へ目見への義如何と尋ひに付、其義は不相成と云へば、此國にても漂流人來りし節、國王へ目見へは叶はずとも、其元達は日本の人なる故に、目見へ出來よし、彼に付是に付、なをく古郷のことをおもひ出し、一日を暮す事三秋のおもひをなし、時の到るを相待し内、明れば京興五十六年正月になり、我國の寛政七年卯の年と、父母妻子はらからの事ども取交て、三が日をくらしけり、然る所舟頭清藏を始其外五人の者、舟中より病氣にて、此節は食事もせず、追々腫氣多く、小便もふつうじに成、國王より被附ひ典藥も、いろく配劑に肝膽を碎き、手を盡すといへども、その功なく、日々容體あしく相成、藥さへも咽を通らず、尤醫者脈は見す、腹脊中足を撫ぐんかへ紙袋に入手づのみなり、めいくも種々に心をつけ、介抱に胸を痛め、何卒一度本服至させ、打そろひ目出度日本の地へ歸帆なせば、此上の悦びなしと、残りの十人は、六人の病人を撫つさすりつ、片時も側をはなれず、神佛へは祈誓をかけ、願ふと言とも、命數の限りなるか、前後六十日に六人の病人はをいく相果けること、誠に生者必滅とは言ながら、あじきなき世の中、遠き異國の土となり、夢うつ、のごとく、今更のよふにおもはれ、残りし者も心細く、行末のこと案られ、涙袂をしぼりうき月日をぞ送りけり、とりわけ六人の内には、古郷に年よりし父母の

あるもあり、幼き子の母は死うせて、貧しき一家へ預け置、その身は此所の土となり、又母一人子一人にて、外に頼むべき方のなきもあり、されども淨世のならひにて、なきにしことあらざれば、官人の差圖にまかせ、永長寺といふ寺へ、六人ともそのたびくいに葬りけり、

**永長寺、**

王城乾の方一里半計にして、永長寺は禪宗にて、國王の菩提所なり、當時の住持法雨和尚は、古稀のよわひとも見へ、甚だ殊勝なる禪師なり、寺は方二町計にして、中も門を双へ、境内には松杉柏楠繁茂し、群鳥集り、本堂へ双び、方丈輪藏有一切經、辰巳隅に浴室在、北へ續て寮あり、本堂の後に座禪堂あり、佛殿の正面に本尊觀音金佛にて、左右脇士あり、佛殿の北に國王代々の位牌あり、又南の方には、當寺開山よりの繪六像をかけ、別間に如意輪觀音の御厨子あり、法雨和尚認められし觀音の寫真あり、あり扱六人の漂流人相果けるは、時日も同じからず、其時々王城官人へ届け、永長寺へ葬禮なせし道筋は、いつも同じ街道なり、官人より國法の通葬禮儀式をし圖にて、當官人も十下三四十人宛も出役致され、残りし十人のものは、いづれも供を致せしが、永長寺まで大方町續にて、葬禮通候せつは、老若男女家々より立いで、棺を拜み涙をこぼし、我一と線香焼香菓子類を持出、右の品を我々へ送りしこと、なかく殊勝なる事言語にのべがたし、程なく永長寺の門内へ入は、鼠衣の一僧五六人案内にて、本堂へかき上させ、法雨和尚出座

あれば、同音に御經はじまり、良時うつり、御經濟は、木魚にて念佛あり、其後方丈後の方の墓所へ、男三人にてかたげ行、棺を其所へ葬けり、但し棺は檜栗などにて、厚さ三寸半も有る木なり、不殘人にてたげゆくなり、扱六人の戒名、永長寺にも殘し置、本邦へも持かへりしこと、哀はかなきことどもなり。

女商人

國風とて、此國到て女さかしく、諸商ひのかけひき、十に九つ女にて勤るなり、男は只ぶらくと酒をのみ小謀をうたひ、三味琵琶小弓をならし、商賣は餘所ごとなし、のらくと遊びあくるく土地の風義なり、城下に七所八所の市場あり、此所を新地といふ、四方は高堀にて、中は一町斗も、一日かしの小屋のごとく建つ、さしかし店あり、其所へ毎朝五つ時より晝過ぎまで、身業の品を我もくと頭にのせ、手にたがへ脊に負ひ、右のかし店へ我一とならべたて、賣かひの賑なる事は目覺しきこといふばかりなし、賣買とも男とてはなく、皆女計立つとひ商なす事、珍敷おもはれ、折々は二三が所の新地へ市店見物にいたり、入用の品を買戻り、我折ひ事はなしの種となりけり。

米、凡一升代十二文なり、いつにても高下なし、但し凡と言は、此國に升なし、五合斗入瀬戸茶わん、又は鉢にて二はい山盛になし賣なり、六文持行は五合斗の入物に一はい山もりなり、

もみすりぬ、道具あり、臼と杵にて三べんつきぬか、白米なり、年分に三度つ、出来ぬゆへ、米もよはく味もなし、もみ取ぬへば、大概の白米のごとし、田へこやし一切いれず、刈入時にはわらはかりすて置、田にてくさらすなり、諸事まわら遣ふこと一切なし、米俵は五斗六斗ほどつ、入るなり、琉球表のやうなるごさを兩方あみか、り、その中へ入れ、跡からむなり、一俵の米二人三人つ、にて持あるくなり、至て力よわし、阿媽港へ此國より夥敷積付賣なり、大豆小豆はまた米より下直なり(○)米の形如斯ほそながし、至てやすし、平生つかいぬ薪木、甚だ香ひ能木を用るなり、澤山なり、少しくろし、近國より來るなり、荏の油椰子の油多し、此國椰子の木澤山なり、髪髯につけるもやしゆのあぶらなり、日本の焼酒のごとし強き酒なり、あわもりよりもきつし、牛豕羊野鷄鴨鶩、みなノ細く切て賣なり、赤鱗澤山にあり、川魚鯉鮒うなきいろあり、青物、瓜茄子きうりにんじん西瓜、此外日本に同じ蜜柑橙、年中青物あり、此國に無き物三品、四品奥にしるす、豆腐、白きこと日本にかわらず、二寸四方つ、になせしものなり、味はよし、

**昆布**、日本より渡るなり、廣東より来る、あたい殊外高し、珍客に用るなり、  
**吳服**、しゆす、ごんす、さあや、ちりめん、其外いろく珍敷織物あり、吳服店別て仰山な  
 り、木綿もしなくあれど、さしてかはりなし、  
**繪具**、何にても、至て色よきこと一段別なり、朱るい格別によろし、  
**田楽粉**、黄萌黄色青色是はさして日本に味わいとてもかはらず、  
**茶**、同日本にかはりなし、

**喜世留**、らうは二尺ばかりなり、がんくびは👞のごとし、吸口は焼物多し、象牙もあり、  
**秤**、十露盤、大概日本に同じ、

**墨**、至てあしく、くさ墨のごとし、其上瀬戸ものにてすり、物を書足のきびすにても摺ら故、  
 尚ほ墨色わるし、墨の性勝て下品なり、

**筆**、日記筆に用は一本にて四本に遣へは、裏表中に又跡先甚だべんりよきものなり、筆は  
 品々上物あり、

**紙**、廣東より多く来る、平生唐紙を用ひるなり、此國にても、いろく出来は由、不聞事殘  
 念なり、

**書物**、此國にも製本あり、多くは廣東より渡るなり、又福州南京よりも来るなり、

**扇**、龜甲の親骨、中のはねは不殘香木なり、又一角にていろく親骨に細工せし品もあり、  
 わづか十二文よりあり、極上の品一匁までなり、

**藥種**、何によらず、殊の外大ききみなり、前にくわし、

**花**、十一月十二月比に、牡丹見事に咲きあり、目なれぬ花など此節澤山にあり、  
**皮**、ぶた、ひつじ、牛、馬、蛇、至て大ききなり三味線に用なり、蛇皮といふあり

**金道具**、真鍮唐金にて細工物多し、鐵は至て少し、釘なども皆々しんちう釘多し、日本のく  
**ぎと違**、丸釘計なり、角はなし、

**鍛冶**、此職尤多し、平生石火矢鐵砲數多ししらゆる、皆々軍器に遣は鐵なり、夫故外の品  
 に鐵を不遣

**藥齋**、何に用るも圖の通りなり、二つふいご立に遣ふなり、  
 鍛冶道具は、新地店へは賣物に不出れ得ども、ついでゆへに爰にしす、女商人種々品を持出  
 るといへど、あらましを書取しなり、  
 此國に無之物大概

芥、將基、琴、升、桶類、塗物、硯石、盤、下駄、蕎麥、麥、饅頭、味噌、醬油、蒟蒻、牛蒡、鈍豆、大根、桃、  
 柿、栗、林檎、

此ぶんなし、道具るいなくてかなはぬ品は、瀬戸物にて自由にこしらへ用るなり、

貨物

「順天元寶」安南國太祖順天元年鑄之、寛政九年迄三百六十九年也、

「太平通寶」錢の大ききかくのごとし、穿格好よりは大きし、地かね至てよし、錢は薄く甚だきよふなる、三都などにて同文字の錢澤山に見及ぶといへども、正錢すくなし、持渡る錢漸く一文見やゆ所、大きに位相違なり、

此錢安南國通用錢なり、

壹匁に六拾文つかいにて、一とつなぎ三匁丁百八拾文を一本と云、十本三拾目なり、百文つなきはなし、但し十六匁錢の相場に當るなり、

金錢の大ききかくのごとし、

但し表裏とも模様なし、地かねうすし、右の金銀を懐にして、何にても調ゆせつ、賣主鉢を出せば、かね切狭にてよきかげんに切、秤にかけ、分厘の通不足は切まし切とり、通用なすなり、

「景興通寶」安南國の年號同文字故に爰に記す、此錢越國の錢にて、太平元豐等、此錢に似たるを景興手と稱するなり、

安南國の太祖順天元寶の錢、始て鑄之の事考へみれば、此國開けし事も、日本百二代應永年中の事と相見へい、

南漂記卷之二終

南漂記卷之三

深節

去る寅の年、此國へきたりしより、二た月ばかりに六人の者もはなくなりければ、一しほも  
の淋しきこといふばかりなし、殊にいつ果しなき身の上にて、只明くれに我國の使船のこのの  
みおもひ、十人のものごもは、再び古郷へかへさせ賜うと、無事をいのらぬ日とてもなく、國  
王よりのさし圖あるを、今日や明日やと指を折りくらしけり、然る所、女月の涅槃會には、此  
國にても寺参りの人群集なしけるが、官人衆よりさしつあり、程もしれざる逗留なれば、いつ  
れへなりとも見物またば、ながさみに出ることくるしからずこのことゆへ、夫よりはこゝろ  
任せに、めいゝ城下の内又は町はづれまでもあるき、近所となりへもはなしに行に、いつと  
なく馴染も出来、とりわけ一二軒となり、六十計の老嫗男子三人もてるあり、兄は三十五六歳、  
弟廿五、此家へ度々遊びにゆきぬへば、老嫗はいつも茶などいれて、心能丁寧にもてなしけり、折  
ふし老人留主のせつ、直様もどりぬへば、老母歸りぬて、けふは客人は見得すやと、三人の子  
ごもに尋ね、直に戻りしことなど聞か得ば、三人をしかりぬ事、深節いはん方もなし、又四五

軒過て酒屋あり、是は勝手能くらしと見へ、家内も十五六人もあり、風と一度立寄しより、其  
後は毎日彼方よりも呼びに来り、日々此家へ行、心のせくことなき身の上なれば、いつも朝よ  
り暮まで、又は半日づ、も長ばなしをなしめいゝかはりなくに馳走になり、四方山の物語を  
なし、少しはうさをはらしける、亭主四十歳あまり、女房二十七八歳にて、子ども二人あり、  
總領は男子なり、次は二歳の小兒にて、せがみは節は、乳房を吸せ、寝入ぬへば、二階の裏板  
より釣さげありし、細き網へ入、

但し此網は、至て目こまかく、底は幅二尺に横一尺にて、とにてあみぬ者なり、

紐をもちゆれば、心よく寝入り、其上床よりは餘程上にて、中にふらつきぬ故、蚊蠅のみの  
世話もなく、甚だ工夫の奇品なり、扱毎日町々步行ければ、家々よりナイと云て手招をな  
すゆへに、是は立寄といふことなるべしと、何屋といふ差別なく、招きし家へはいりければ、  
菓子やにては種々のくわし、まんぢう、珍敷しなを出し、殊に風味はよし、無遠慮いくつも給  
べん得ば、このの外悦び、但しくわしいたつて安し、日本壺分まんぢうぐらい貳文つたり、  
あんは白砂糖なり、水さとう一才四方ついに切しもの一文つたり、其上さまく  
の菓子をあたへ、また餅やにてはもちをふるまい、させる田葉粉紙るい墨筆、いづれの家にても  
ナイと呼ばへばはいり、様々のものをもらひ、卅日計には彼是近附も多く、殊の外心安く  
なりけり、別て酒屋より芝居行誘はれ、八つ過より見物せしに、何の藝やら誠に唐人の寝言の

譬へにて、一向わからず、只顔をつくりしもの、舞臺に四五人ほごづ、出でて、せりふごころいへぎ、さして面白きこともなく、見物は**大勢込合**、もやくと只此方ともを我一詠めける、此日至て暖氣つよく、中には頭痛に絶がたきものもあり、芝居のはてるを待、宿所へ歸りけり、但し歸帆のせつ、左浦云所にて芝居見物に申候、格別なり、卷の末にあり、斯て日本人の來るは始めなりとて、種々の物を振舞し内にも、素麵にはこまりしなり、うどんのごとき太きそうめんを、鹽煮になし、かけ汁はぶたの油をかけしものゆへ、胸あしく思ひけれども、國人は澤山に給ひ故、勇氣をいだし、三四膳づも喰ひ所、扱々心よからぬものなり、其後も毎日替りぐに氣儘に歩行、いろく珍敷ことどもにあへり、後の巻にくわしく記す、

禽獸蟲

此地町々に獸多し、往來とけたもの行當るごどくなり、家々に豕、羊、野牛、犬何にても、二三疋四五疋づ、も飼置なり、不殘食用に遣ふ故多し、犬は家毎に無所儘有なり、是計は食とすることなし、

豕、平生の食物には、米をあてへるなり、米至て下直ゆへ、一統かくのごとし、

羊、同事なり、米と鹽をくいものに遣すなり、一年に三四度も、毛をとり筆にゆふなり、

野牛、毛色至て見苦し、甚だむさきけたものなり、喰物同じなり、

猿、王城の片脇の森にて、尾の長さ二尺餘三尺もあるもの、度々見しなり、面はさして赤きことなし、小ざるは日本のごときものあり、尾長さ猿澤山にあり、

馬、大きなものは、耳一尺五寸二尺餘もあり、脊は一通りなり、上馬には耳長さを取るなり、耳小さは荷付むまなり、

牛、角一尺一尺五寸餘もあり、脊は小さし、日本のうしよりは少しかたちちがいあり、

猫、日本にかわるることなし、

鼠、日本にかわりなし、

鶏、かたちはかわりなし、時をうたへごも定りなし、時刻一つも合ことなし、暖國ゆへと存

鴨、家々澤山に飼置、川々又は野へいだし置、暮時には内へ入るなり、

蚊、蠅、到て大きし、何れも年中たくさんなり、

蚤、虱、年中おし、國人肉食多き故、からだくさし、其上湯遺ふことすくなきゆへ、此るい

おし、蟲のかつこうかわりなし、

蛇、大き成るものは、五尺餘の物澤山にあり、見付しだい打ころし、皮をさらし、三味せんに張るなり、

象、國王の飼置きやゆを、官人衆案内にて見や所、白毛、高さ一丈五尺、足丸さ二尺五寸、牙三尺、同丸さ一尺あまり、鼻長さ三尺、尾長さ二尺七寸、此外種々の鳥獸蟲在之といへども、あらずしこ、に記し、其外畧之、

強勢、

人氣實情ありて、又強勢の事のみ多し、異國は嶋國といへど、一國づ、の諸侯有て、清朝へ隨ふもあり、外國にても、南國の嶋國は、みな安南國へしたたがひ、惣て諸國とも日本と違ひ、肉食多きことは、風土のならばしなり、我國程ありかたきことはなし、此安南國にては、家々に禽獸數多飼置、日用のかてに遺ふこと、あげてかぞへがたし、めいらくも、日々近所など心やすき方へはなしに至りゆせつは、日本人への馳走とて、我方に飼置ゆ豚などの、能大道に遊びたわむれいるを呼込、我人の目のまへにて、四つ足を細引にてく、り、幅三寸計もある兩及の劔をいだし、下には鉢をうけ置、咽の下の毛四五寸ばかりもむしりとり、其所へ右の劔をさしこめば、獸はせつなきに泣狂ふを、見向もせず乗か、りて、流る、血を鉢へとり入、酒の肴には其儘吸、又は温き飯にかけ賞翫なし、或は其血を瀬戸物の鍋へ入、煮結ゆへば、かたまりゆを、酒のさかなとなし、獸の四ツ足は切捨、大釜に湯をたぎらし置、未死切もせざるをその儘打込、暫くありて引上、毛を抜は一筋も不殘、きれいに拔ゆを、あをのけになし、咽の下より腹へか

け堅にたちわり、小口よりづか／＼と細かくきり、別に瀬戸なべに牛豕のあぶらをたぎらし置鹽にてかげんをなし、此中にて煮詰め、能じぶん鍋をのけ、さまし置、酒の肴又は飯のさいに遺ふこと、目も當られぬことどもなり、ぬたさしみには、生にて遺ふこと、始て見し時は、一口も喰べぬものにてはなし、羊野牛なども、大體は斯のごとく、鶩も生にて血をしぼり、又は羽がいともく、りゆて、煮湯へ打込、引上ゆては毛をとり、種々の料理方、家々にてこしらへ、打より給物になし、女子共も食することは、けしからぬことに思ひくらしけるが、追々此事もみな喰なれぬへば、さしてふしぎにもなく、只珍客などへは、ぶたひつじ野牛の首を打落し、そのま、首ばかりを卓机の上に直し、其外の魚肉鳥青物みな油揚にせしをならべたて振舞こと、貴人を招く料理にて、おりふしは此事にも付合けり、また或時は、四五人連にて城下の町をはなれ、なくさみに出しに、若き男の勢ひ組とも言へき者五六人、づか／＼とはしり、此方ごもの前をまくり、尻をまくりゆゆへ、至て小太郎は健氣者なれば、腹を立て、一人の男の片手を握り、引つかみさし上て、大道へ投付れば、のこり四五人一度にかゝるをこと、もせず、仙臺生れの船方にて、腕まへは達者なり、彼等に負ては日本の恥なりとて、連のものへも氣を持せ、四五人の國人をさん／＼になやましければ、外けんぶつの國人まで、あきれかへりし顔付は、心よきことたとへがたし、其後は何方へ行とても、指さしするものもなく、日本日



本とおち恐れぬ趣なり、此沙汰官人衆へも聞へしにや、上より城下のはしくまでも、觸にてもまわりしか、少しも國人構ひやさずのこと、異國に有る内、これほど面白きこともなく、一興にぞありけり、また或時となりの酒屋にて、たはむれごとに腕をしをなしけるが、此亭主甚上手にて、連のものは一人も勝事できず、小太郎いろく工夫をなし、初一度にも、見事に勝ければ、大きに我折しなり、尤腕をしは、机の上にてすることなり、又此家、酒商賣なれば、藏には俵物多くみへゆへ、裏へ出で、二三俵取いだし、米二俵を丁になしあげ、又はかたに二俵をのせ、心よく歩行、いろく曲持なしけるにぞ、家内近所のものまでも見物に來り、あきる、こと大方の角力どりのごとく評判なしけり、此國角力といふことなく、又肉食なせむもいたつて力なく、五六斗入の俵を、二三人にてもちり、又逗留中に、阿媽港船の水主ども、日々此町へ鴨鶏のごとき大きな鶏を持歩行、國人と何角はなし合はば、こなたよりも鶏を持出、兩方とも毛爪の所へ、二寸ほどづつ、もある眞鍮釘の太さがかりしをはめ、蹴合せ、それより勝ゆ方へ、負し鳥を取、直に煮させ給るとなどは、さして珍敷くも思はず、足にはめし釘は、するごきものにて、兩方とも血みとろになりけり、國人肉食日々に多く、獸料理などは甚だ手強くみゆれども、此方とも逗留中、炙治致しゆへば、殊外恐れわなき、側あたりへは、一人も得近よりやさず、三四間も向ふより、顔をしかめ詠しは、互におかしく思ひけり、尤艾は廣東より渡れども、藥種に用ゆるのみにて炙治といふこ

とはしらず、脊中足へやいとすへゆへば、人間のやうには國人思はず、めい／＼もはじめ、此國にて豕羊の料理を見し時は、恐ろしく存せしが、炙治と料理の感心に、笑ひの種を残しけり、

時放飼、

王城又は城下町々寺々にても、二六時中其時々、拍木を打あるき、大家小家とても、それそれに時計あり、番人はその町限りに、晝夜時を打、一町ごとに門々あれど、夜分明はなしなり、又家毎に門のしまりもなく、總て大戸は皆々二階の方へさし上げ、せんにて留置、暮時には上よりおろし、寢鎮の節も貫抜かけかね錠などは一切なし、甚不用心なりしべりなり、近き島國より、盜賊あまたはいくわい致し、かなたこなたへはいること數かぎりなし、旅宿へも三度まで盗賊來りゆ所、四五人の氣性者、我々と割木その外手ごろの品を持、追かけ行しに、其烈しきに恐れしや、見向もせずにげかへりけるを、一人にてもた、き臥せころさんと、三四町も濱まで喚ちらし追行しに、磯ざわに繋ありし船へ飛乗く、手早に棹さし逃げ歸りしは、心地よく皆々手を打笑ひ、宿所へかへりけり、扱都合三度にも及びしかば、此後また來ること有べしと太き竹大きな木にて用心棒をこしらへ置、をのれ今一度來りなば、手なみの程をみすべしと、毎夜油斷もせず休みけれど、いつも同じ盜人にてありしや、又は此方のいきをひにおじけるか、再び來らざりしは、心よくもおもひける、又城下を毎日／＼歩行ゆせつ、異形の人を

見しに、二尺四方又は三尺四方にて厚さ一寸斗もある板を、首へはめ、うしろにて錠をおろし、また、脊中に其人のたけほごもある太き柱を負せ、まへよりうしろへ鎖を付、錠をおろし、或は兩足より長き棒をつけ、引ずらし、ひざがしらの所にて錠をおろせしもの、町々を、つききそふ人もなく、只氣儘にぶらりと歩行體、棒を引つりぬものなどは、日本のかみ犬のごとく、扱て珍敷ものにて、國人に尋ければ、みな罪を犯せる人のよし、城下にては是等の放し飼いの、毎日みうけひこと澤山なり、皆日限の遅速あるよし、初此方どもを見物に來りし内にも、右のものとも幾人となふ見し時は、珍敷おもひしなり、折々には牢屋敷へも到り、外より覗きければ、内よりも首さし出し、見る事、凡牢屋敷も三四ヶ所もあり、又逗留中に、乞食二人見請ひ所、門々へ立手を出し食を乞事、いづく替らぬことなりと人々やあへり。

服、

衣食の二ツは、人間第一の事にて、高位高官民百姓に到るまで、服を以て位を定め、其分限の極りあること、異國本朝其例、有職古實の書にくわしく、安南國服、明朝の通にて、袖は細く手先き一尺斗長し、股引ゴントと言野袴のごとし、此上にエロンをしめる、

國王、黒紗綾、黒縮緬、黒純子、一重帯白也、黒鉢卷カと言、金の櫛、屈白なり、黒裝束

國王、王子方斗なり、

殿中城下渡御の節は、歩行にて朱の長柄傘をさしかけ、先供皆々頭に鉢卷をなし、青黄赤白の絹な

櫛は籠甲水牛一角なり、凡二十人斗兩側なり、

近從二十人斗同じ裝束なり、

手廻り、銀の田葉粉盆、させる、多葉粉入、劔柄には、金銀の細工在、其外手道具いろく、

一人に一品づ、持なり、

乗物、底は組ひものにて、うしろの方一段高し、腰かけなり、兩方にひち持せあり、敷もの

織物至て結構なり、上に金のぎぼうしゆあり、

鍬、鉾の如き短き物なり、先きは種々織物の覆ひあり、五六十本も二行にならび行なり、

諸侯、裝束、青黄赤白の絹織物いろくあり、鉢卷ゴン同色、エロン白色はなし、是斗國王

白なり、

不殘騎馬にて登城、總門より下る、

諸官、裝束同斷、格式により、三人供五人供、道具持せ行、何れも騎馬なり、乗物城下の間

はなし、

町人、百姓、木綿、絹るい、色口にくわし、白木綿一丈斗も有を、頭に巻なり、わげは木櫛

ぞうげ、いろ／＼のしな差すなり、かしらに巻し木綿に、扇させる多葉こ入はさむなり、町人百性皆々股引をばくなり、男女ともに下帯ゆまきなし、夫故コンをばくなり、腰物、地かね薄く、至てにぶし、いろ／＼に曲りぬ、又のばしぬこと自由になり、物を切こごは出来ず、只突ばかりなり、

僧、禪宗多く、天台宗もあり、出家の服みなく單衣なり、

男女座

禮は百行の基にして、正しきを以て禮とす、敬といふも禮にあり、孝といふも禮にあり、異國日本もおしなべて、男女七八歳の比よりは、手習學問算勘縫針うみつむきを修、行の内にも禮あること、その師たる人の能教ゆべきことなり、取わけ日本は神國にて、皇の御教へ正しく、異國よりも君子國と稱美せしとかや、扱また安南國にも、政り事たゞしきゆへに、民百姓に至るまで、禮を正し、敬をなし、孝を盡すこと、日本にかわりし事なしといへど、水土のなす所にや、男女座することにかわりあり、其品の一二を言へば、家々に二階も下にも腰かけ有、平生これによりか、り、貴人または高官の人の來るといへど、只その儘にて挨拶なせば、來りし人もこしかけへより、互に應答なすこと坏、何とやら自他落に見へ、不禮の體にみゆれど、國風の一ツにして、官人衆へ此方ごも出合ひせつ、手を下げ辭義なせば、却てふしんの體をなす

こと、とかく國人は行義に座することもできず、手を下げる事もなく、適すわりし人をみれば、膝を折兩足を横へ出し、和國のたごへに言への字なりにすはることま、あり、是も暫あれば、兩足を踏のばし、又はこしかけへよりか、るは、扱も珍敷おもひしが、よく／＼みれば、此國の人、膝ふしの骨堅く、おりかゞみ自由ならず、女も同じく、日々縫針うみつむぎのせつは只兩足を投出し、目上の人の來るといへど、其儘に挨拶なすこと、扱々不禮にみゆるものなり、只式日などは、銘々衣服をあらため、互にものをもいわず、立ながら兩手を袖の内にて組合し、三度拜をなす事、是等は禮義正しく見ゆるものなり、平生はかよふのことなく、男はこしかけによりか、り、女は足を延し、または居所を下に置、膝を立て、つまさきをまへに寄せいること、我國の人ならば、兩手を足へかけいすば、うしろへ轉ぶやうにもおもはれぬへども、此地にては甚だ丈夫にみへ、斯の如くなし、針仕事などすることなり、始旅宿にて膝をかゝめ丈六を組食事せしを、國人見物せしは、此故にこそと後々は心付にけり、又年の暮、大卅日の夜は、家々に竹を立て、門には灯燈を釣、にぎやかなり、過し大卅日の朝、國王より品々給はりしも、國風ゆへと感じけり、元日は先餅だんごなどを油煮になし、これを祝ひ、夫より男女衣服をあらため、禮にいづること、さしてかわりし事もなし、何國にても年の始はいわひ壽くといへど、此國にては大卅日の夜、別て酒を吞詩をうたひ祝ふことなり、扱人々日々なくてか

なわぬは食用にして、尙あまり有、此國家々又は旅宿などの雪隠と云ものは、大裏に地を深くほり、下に壺桶もなく、上には床高く、小屋を建、其中に又櫓の如き組もの有、兩方にひぢ持せあり、此所より便を調ふなり、大概に埋れば、上をうめ又外へ小屋を置かゆるなり、下輩の者は、辻々明家の門々にて便をさ、のふこと、甚だ不禮を、し、小便所も、たこ桶はなく、赤土燒の壺なり、溜りぬせつは、青物のこやしに遣ふなり、五穀に總てこやしをいれず、年に三度も熟すること、同じせかいの内なれど、三千里もへだてあれば、是等の違も有べしと、日をかぞへてぞくらしけり、

關帝

天照太神宮は、日本の總廟にして、西は筑紫の國のはて、東は奥のどろくまで、老若男女あゆみをはこび、敬ひ尊こと人間は勿論畜類までも、神徳のいみ敷を、我人よくしるところなり、異國にては太神宮の御社もなく、昔より今に至るまで、關帝を尊ぶことは、日本にて伊勢太神宮を敬拜なすごとくなり、清朝には關帝の廟所々にあり、安南國には、廟迎はなれども、外に神と敬ふ社もなく、家々に關帝の像をこしらへ、掛物になし、神の棚にまつり、前にはみすをかけ、日々備へものを上げ、是を拜し、富貴延命子孫長久を祈る事、又小兒には小守となし、首にかけさせ、災難のまぬかれんと、こぞつて是を信仰せり、又日本の山伏の如きものあ

り、是は祈禱者と見得て、其人來りぬ日は、朝より種々の備へものこしらへ、清き卓机の上にかざり置、相待ひ内、無程來りて神の棚を三拜し、又は上り口にて釜を拜み、誓祈念に時もうつり、唱へ事も濟ば、その後酒飯を出し、饗應ごと、我國の荒神祓に似たるものにて、異國本朝神を敬ふこと、さしてかわりしこともなし、

諸書に出る關帝廟之記、安南琉球女直朝鮮呂宋暹羅、其外總て廟宇を建祭をなし、諸事不祈といふ事なし、

余往年燕都にをもむく、遼東より帝京に至まで、數千里の名城大邑閭閻衆盛處にをよび、廟宇を建て漢將壽亭侯關羽をまつらすといふ事なし、人家に至ても亦私に畫像を設け、壁にかけて香火を置、其前に於て飲食必す祭、凡事あればかならず祈禱す、官員新に任に赴くもの、齋宿して廟に謁す、甚肅處なり、余是を怪んで人にとへば、獨北方のみ然ことをなすのみならず、在々かくのごとし、天下に遍しと云、萬曆壬辰のとし、我國倭軍のために侵され國幾んどほろぶ、天朝兵を發してこれを救ふ、六七載を連て丁酉のとし冬、天將諸營の兵を合して、進で蔚山の壘を攻れども、利あらず、戊戌正月初四日、師を退く遊擊將軍陳寅と云もの有て、力戦して賊の丸に中る、載て漢都に還る、病を調しむ、迺ち寓する所崇禮門外の山麓に於て、廟堂一座を創起なし、神像を設て以て關王を奉ず、諸將揚親理以下、各銀兩を出し

て其費をたすく、我國もまたこれを助く、厩成て上もまた往てこれを観る、余邊司に備り、諸僚と駕にそふて厩庭に詣る、其像を再拜す、土を塑して之をなす面て赤して重棗のごとし、鳳目髻垂て服を過ぎ、左右二人塑にして大剣を持侍立す、これを關單周倉といふ、嚴然として生るが如く、是より諸將出入ごとに參拜して、東國の爲に神助を求るといふ、賊却て五月十二日、大に廟中に祭て云く、是關王の生日、若し雷風の異こと有ときは、則神至なりと、是日天氣清明午後黒雲四方に起り、大風西北より來り、雷雨並び作る、須くありて止む、衆人皆喜で曰、王神下り臨めりと、既にして又嶺南と安東星州二邑に於て廟を建つ、安東は則石を斲て像をなす、星州土塑、而星州甚だ靈異の跡を着すと云ふ、未だ幾ばくならず、倭會關白平秀吉死す、倭諸屯悉く皆撤去、此また理の測がたき者なり、豈偶然ならんや、昔苻堅入て寇す、晉の謝安旌節旗鼓を以て蔣子文廟を禱る、謝玄八萬の偏師を以て、強秦六十萬に勝、八公山の草木風聲鶴唳、説の如き者、以て神助とす、況や關王英雄剛大の氣を以て、其正しきを扶け賊を討つ志、萬古を貫て一日の如し、死て滅せず、安んぞ神應なき事を知んや、嗚呼烈哉、京師厩前二の長き竿を立て、兩旗をかけ、一つには協天大帝と書し、一つには威震華夷と書し、字大掾の如く、風に因て半空に懸拂す、遠近皆仰て而之を見る、其帝號も亦皇朝の追崇する所と、其尊崇の至るを見るべきなり、厩之記全文にかゝりわらすといへど、諸番にいつる所をもつて、和辭して爰に記す。

夫婦別

天地開け始しより、人間鳥獸草木まで、陰陽雌雄のわかちあり、人に夫婦の道定り、普天の下四つの海の隅々まで、神の御末のかたらいは、やまともろこし替りなし、されども命數の定りありて、何れ一度は後先に、此世を去るを會者定離と説置給ひし、佛の教へ金言なり、安南國に逗留の内、男は死して女婦となるもあり、若き女の過さりて、亭主の後に殘るあり、諸老同穴を契りしも、冥土黃泉の旅におもむくは、生あるもの、習ひにて、我人よく知ることなれど、かわりし事は此國の風義にて、老たるも若きにも、夫に離れ妻にわかれし其一夜は、赤裸となり添臥なし、明れば野邊の送りのいとなみをなすこと、たとへ何ほどの悪き病にて死せし人といへども此世の名殘とて、枕席を同じふすることは、殊勝にも思はれけり、又諸士方町人百姓にても、連添夫の遠き國などにて過去りしは、その便りの聞へし日より、頭の髪を解きおろし、真中を白き紙にてく、り、さげ髪となし、中陰を勤ること、彼國にある内に、こ、かしこにて見聞せしあらましをしるすなり、

南漂記卷之三終

# 南漂記卷之四

## 花街

異國にては、遊女町を草臺青樓花街といふ、日本にては廓町中其外所々の地名あり、此國にも、傾城船妓立君有、めい／＼は漂流人のこと故に、かよふの場所へは立よらずといへど、船妓といふは、川口より城下へ續し、堀々へ、毎夜きれいな成屋形船に、硝子の障子玉の編戸細工もの風鈴朱の高欄をつけ、純子の幕をうち、中には胡姬三味鼓弓を引、客を待體、少年の人々誘合、彼船にのり、酒を呑手拍子をうち舞樂しむ體、遊山船には扱も結構なるものゆへ、みな／＼目を驚せり、又王城の馬場先辻々に立君あり、是等も皆絹ちりめんるいの品を着し、暮過より紅粉を粧り立居るてい、尤晝夜とも繁昌の地にて、殊に諸國の船着なれば、往來群集をなし、通り筋は大道せましとみへにける、此國遊藝には、喇叭舞詩太鼓三味琵琶鼓弓あり、また輕多をもつて日々樂しむものあり、基將基琴かつてなし其圖の大概爰にしるす、(喇叭四絃琵琶蛇皮線撥鼓弓、糸二太鼓カルタ、數六十枚もよう、いろ／＼あり、此七圖略す、)詩をうたひ、舞をなし、遊藝、または内々にてしむせつ見受ひ、道具るいあらかじめ爰にあらはす、

木 竹、  
 梲、 扇子をもつて、廿四五度もさす大木あり、  
 楠、 右に同じ大木おし、  
 樟、 古木になれば切とり、日用に遣ふ、薪木となす故、何れの家のわり木も、香ひおし、  
 杉、 大船の帆柱に遣ふもの未曾有の品澤山にあり、  
 松、 日本にかわりなし、  
 路葉、 大木にて、實は國人喰藥に日々食するなり、男女とも齒のくろきは、此實を食するゆへなり、葉は國中の屋根、又はかべのかわりにも遣ふなり、此木ことの外おし、  
 槐檜木、 此外大木あげてかぞへがたし、  
 椰子油、 此樹甚だ大にして、百年にも朽ることなし、葉は、カチャンといふて、國中の屋根かべのかわりにも用るなり、路葉と同じことなり、實は食用となし、皮は船の網により遣ひ、殻は釘のかわりになること、鐵くさのごとし、木は切とりて油をせんじだし、とりしあぶら髪油にも遣ふ、國用第一の樹なり、  
 右の外諸木數多ゆへ、珍しき品計を記しひ、  
 竹、 寸法、ふしよりふしまで、一本二尺八寸二分、一本二尺九寸、一本三尺四寸七分、

右三本の竹持渡りゆを見請ひ故、寸法右に記すなり、  
大竹は、一尺五寸まはり、二尺まはりといへど、ふし間二尺五寸くらいよりせまきはなし椰  
子油實の殻にてこしらへし釘、丸くぎにて、船釘に多く用るなり。

和漢節用

船頭清藏此國へ來り、春の始に命終りしより、その後相果し五人の者のことまで、面白きにつ  
け淋しきにつけ、ことにおもひ出し暮しけり、右清藏去年國に有し時、新敷節用二冊一冊は和漢  
節用方字海買求め、いつも廻船に入、晝夜詠ありしが、此度も石の巻出船のとき、右二冊の本  
を持來りしに、はからずも難風に漂ひ、此國にて空敷なるといへど、二冊の本はのこりて後の  
かたみと詠めけり、尤此の本の有故に、初西山小村へ漂ひ着せし時も、眞字を書事しれざる  
時は、かしら字のいろはにて引出し、艸字を以て眞字を書みせぬ故に、二冊の本にてことを便  
じひこと、廣大の一助となり、書の難有ことをやあへり、王城の旅館にても、國詞しれざる内  
は、いつも兩人つ、か、り、二冊の本にて文字を見出し認めぬせつなごは、官人通辭までも珍  
敷存じ、本をかしくれぬ様や、くりかへしく詠め悦びけり、其内にも和漢節用の奥にある、  
男女相性の圖にて、日本の女の風俗をみて、甚だ笑ひを催せり、又は口にある所の武者の百將  
傳なごにては、大きに我折、或は文字一ツを二様に用ひ、音聲の替ることを皆感心せり、此書

の事官人衆より王城へや上しにや、歸帆まへに、何卒國王へ獻上致し吳様相頼ひ故、望に任  
せ殿中へ暇乞の節持參せしが、永く安南國の秘藏となりしも、持主清藏此地にて相果し故、同  
じ國に納りしにやと、ふしぎの事におもひけり、殘一冊大々節用の方は、清朝の左甫まで持來  
りしに、是も此所にて官人所望いたされ、かの國の寶となりしなり、誠に文字の徳四海を照し  
外國までも通用なすこと、難有ことごもなり、

暇乞

星うつり月かわり、光陰石火のたごへのごとく、此國へ來りしも早半としの月日立、四月八日  
は佛生日、して國中の寺くにて、卯の花の會式あり、四月下旬にもなりしところ、國王より  
旅宿に在所の十人のもの、不殘登城致すべきことゆへに、それぐに支度なし、廿五日未  
明より殿中へ出所、以前にかわらず、國王出御あつて、通辭をもつて仰渡さる、は、漂着已  
來北風つよく、歸帆の時節無所、此程より追々南風になり、船の通路も自由なるべし、日本へ  
廻船の用意をなし、送り届け度おもへごも、去四月より西山國征伐に事繁く、國人過半彼地に  
わたり、此節といへど日々軍船出船なせば、國中の人不足にて、遠き日本へは遣しがたし、幸  
此度阿媽港の空船、四五日中に出帆のよし、國王より得と申渡し置ぬへば、心置なく此船に乗  
夫々の國續より、頓て日本へ歸帆なすべし、國の名殘も今しばし、何角と調度取揃へ、相待べ

し、其外何にても用事あらば、官人をもつて可やと、殘所なく上意のおもむき、通辭よりや聞  
れ上、國王へ御暇乞なすべしと差圖にしたがひ、去霜月より國王の深き恵みに預りしことも  
皆々かしら下げ一禮をのべ、王子方上官人へもそれくりに拜禮なし、宿所へ歸り、再び日本  
へ歸帆の時到れりと、互に足のふみごを忘れ、出船の日を待にける、斯て是まで逗留中、心安  
くせし近所となりは言に及ず、一二町へだ、りし所の人々まで、此こと聞傳へ、われもくくと  
入きたり、名殘をおしみるに、又は船路の用意とて、服藥氣付あるひは水の替りに用る藥、  
其外煉藥丸子風藥膏藥血とめ菓子類、漬物火打かねはな紙扇子多葉粉、幼子共までか、國繪な  
ご持來る事、甚だ殊勝なり、打節日々心やすくせしとりの姥母、酒肴をたづさへ來り、此方  
ごもの胸をなで、其後自分の胸をた、き、心にあまる體をなし日天をゆびさせしは、出帆の日  
を尋ることならんと、指一本差出し、明日と云事をしらすれば、詞もなく打たをれ、なげき  
かなしみ居る體に、めいくもむねせまり、老人の心遣ひをさつし、様々なため抱おこせば、三  
人の兄弟も入來り、母親をなぐさめ、夫より十人の者ごもと、親子四人盃をなし數刻に及び、  
永き別れの暇乞なし、門口まで老母を送り歸しけり、明れば四月卅日の朝、出帆の時來りと、  
名殘の一夜を明しける、  
但し翌四月卅日、南風に帆をあげ、阿媽港船に乗、川口より一里ばかりも來り候所、浪邊に  
大勢の人相待、又々酒肴を出し暇乞なせしなり、いたつて深節なりしこととしたり、

西山征伐、

長百里に當つて、西山國は戶數一萬有餘の島なり、始安南國より鎮番の置し屬國にて、先國王の  
代迄五年替り番代をつかわし、事の決し難きは王城へ窺ひ、賞罪在りし處に、先王の寵官命に  
依て彼國に至り、仁心を以て國人を懐け、新法を立て、政事を寛めければ、國中こそつて尊敬  
なし、只何までも番代のかわらぬことをやあへり、時に五年目に當り、王城にても後の番代を  
評議ある所へ、西山國の人民王城へ願書を出し、番代仁心深く、國中安堵の旨をのべ、今五ヶ  
年の守護職を仰付られ下さるべしと、島中以連印願ける故、其意に任せ番代へは、國王より褒  
美の書到來なしければ、兼て工みしごとく、我詞を用ひずしてはかりこと成就せりと悦びけり、  
斯て王城にても、後の番代の噂は止みにける、然る所四年目の暮、國王急病にて崩御あり、續  
て今の國王代を治め給ひ、西山國へもその趣や來るといへど、島國に取合有とて、一度吊の使  
者も送らず、次の年交代もなされば、王城にては評議區々にて、國王より再度招かる、とい  
へど、返答を左右に拒み、前後の往來に時日を延し、彼是半年ばかりも相立内、西山國に晝夜  
人歩をまして、城を築き、近國の島々を切なびけ、自立の志を顯し、日々軍務の鍛錬をなし、  
安南國をも併呑せんとの企てこれあるよし、王城へ聞へければ、國王にも會議あつて、これ等  
開の事にあらずと、彼國征伐の趣、屬國の諸侯方へ以飛檄軍勢催促有ければ、王城の大事此時  
なりと、諸國より集り來りし勢、又國王の勢兵諸とも、去る景興五十五年四月より、西山征伐



の手始として兵船凡三百艘斗但し船のこま奥にあり、彼地に趣、未合戦半にして雙方討死多く、殊に國王の武器未まわらず、その上西山國は王城より百里も北東故、寒氣強く、征伐を春へ延し、十月中旬軍勢みなく歸帆をなし、無程軍器不殘調ひければ、當卯年三月上旬より、又々軍船海上にならび、數十艘のふね日々に出帆なすこと、扱々美々敷事どもなり、此一件、國人の物語にて聞所なり、兵船は不殘見しま、爰に記、

但し逗留中、占城、東浦塞、各諸國なり、

尤安南の屬國にて、南天竺の内なり、此邊十一度半の所なり、裸國より千人斗加勢として來りし人、不殘はたか身にてこしより下はゴンのこときものをはく、軍立の節は、いかやうのものをするやとやあへり、磯端より兵船凡三百艘斗、海上へ續あり、一艘三百人乗りの積りのよし國人や之、

船、南京船の造り形、帆柱三十六本、大サ東本願寺御堂程有、一艘三百人乗、但し豕羊其外米鹽油一艘毎に積入るなり、旗、指物、吹貫、但し五色なり、鉾、鎗、數十本建る、弓は不殘半弓なり、到て強し、小三郎引見しに、張切事できず、

船三段、下段、前に大石火矢筒八所、向同八所、中段、前に中石火矢筒九所、向同九所、上段、鐵炮二十目玉位、前向十六所、臺にかざり有、四方八方へ自由に働く車仕かけある、

軍船、川口まで小船三十艘づゝ、にて引出すなり、

右の船六百艘積り、船大工數百人、毎日拵へ居しを度々見物に行しなり、

餞別出帆、

餞別の品二三をしるすなり、

居家寶要	大本全部一冊、
百備全書	本の戸平寫し、
張太史鑒定□□	安南國にて源三郎へ餞別、

天文地理曆代帝王、九歸算法、斤求兩法、タツシノ百家性、其外雜字、采珍種々集成す、扇、大骨髓甲なり、要め丸く、中骨路葉の木香あり、繪、山水、白雲深處畫人家、裏、細字、三十四行字數五百餘字、奥書、屯日同右書、翁老先生爲清柳拜正竹庄、扇子數多故其一を記なり、

唐紙一枚行書にて大字なり、隣家酒肆息認之  
太神宮 八幡宮 此方より下書を遣し認め貰ふ、

景興五十六年安南國年十三歳、□□名なし、  
右の書持渡披見せし所、書體至て見事なり、

女郎繪、一人立姿、瑠璃紺衣装、帯なし、頭に櫛あり、後に頭巾あり、薄けしやう、首に水晶の輪うけいる、一人窓にもたれ、外面詠いる體、鼠色薄墨はかし衣装、二人とも、のふれんの傍にあり、上に額あり、愛月と有、此繪、歸帆まへに、國人認め呉ゆ、

葛籠、幅二尺、奥行一尺五寸、横一尺五寸、竹細工錠前付、葛籠四ツ餞別船中物入なり、  
初丁より是迄、安南國の初おわりなり、

阿媽港、

四月卅日阿媽港カボラの便船に乗、卅六本の帆柱を立、順風よく南風を受、晝夜八日の間、海上道法凡六百里斗、北へ走り、五月七日阿媽港の港へ着し、廣東の南に船手代早速王城へ注進なすといへど、國王より見届官人も來らず、其上宗門達の日本人なれば、その儘打捨置べきよし、取上これなき趣、船手代よりわれへや聞し、皆々十方にくれ、いかゝなすべきやと、船頭カボラへだんく相頼ければ、たとひ國王よりかまわすとも、安南は平生交易の土地、

殊に安南國王よりの御頼もあれば、廣東船來るまでは、ゆるく船中に逗留致すべしと、諸事いたわり呉ひに付、心落付船懸なす内も、宗門達の國とあれば、不時に變のあるべきもしれず、只天命に任せくらしけり、扱また三度の食物も、安南とちがひ、肉食斗にて、腹中のこれれあしく廣東船の來るを順風待ごたくにおもひ、凡七十日も船中に住ひなし、神々へ無事をいのり、目の及ぶ所を詠めるより外他事もなく、日數立内に、此地の詞覺しあらまし、こゝにすなり、尤此國人物阿蘭陀人のごとし、

阿媽港詞、

船、船頭、重手代、黒坊、おらんだ舟の黒坊といふも、みなこのころよりいづるなり、豕、羊、鶏、犬、飯、米、喰事、水、肴、胡椒、沙糠、鉢、茶碗、箸、小風呂敷、火、竹、髪毛、鼻、爪、眉毛、眼、渡守、行

要害、

右阿媽港詞の大體なり、事多き故少しばかりをしるすなり、  
王城は、港より見附の高山を中に取こみ、登の施頭より麓まで、石垣高く、頂上の中段に五重の塔あり、遠見櫓其次にあり、夫より狭間一廻りく、石火矢臺又鐵炮穴數限りなし、町は麓に取廻し、港口に高塀丈餘に築、石火矢車にしかけ、常に軍の備へ有、二十人三十人づ、鐵炮をかたげ、火繩に火を付、幾組とのふ城外に續きたる山々を廻ること、一晝夜に數度なり、

此港へ諸國の商船入來時は、早く吹貫の合印を立るなり、合印なければ、遠見櫓より國王へ訴  
鐵炮打かけ責るなり、但し諸國の商船合印、國王にも在之、入船の時、王城より、濠口に立、出船届相濟は引取なり、

盆、

十人の者、始終船中に日を送りければ、只濱邊に見ゆる雙木の太木と、城のか、り城外の山々  
より外、目に及ぶものなし、諸木に群り集る鳥は、日本にさして替りなく、されども鳥はなき  
國なるや、前後七十日ばかりに、一疋も見あたらす、阿媽港の町は、外に丈餘の高塚有ば、何  
事もわからす、斯て七月十五日十六日は、國中の若き者、濱邊に出て大筒にて花火を上ること  
はなはだ賑はしく、城中にも所々にのろしのごとき大花火あり、または大船何艘といふ數限り  
もなく、一二里づ、漕行、國人大勢てうらたかくともし立て、鉦太鼓た、き、喇叭を吹、幣  
のごとく切し箔紙を、何れの船にても燃せば、恰も海上の火勢ものすこく、陸には花火をあぐ  
る筒音四方にひゞき、こなたは鳴物の音谷響して、動搖することならず、海陸一度に目を驚  
かせり、折節十五日暮過比より、小雨少し降いだせば、沓をはき傘さし、船端へ來る人あり、  
其傘のけつこうなること、町人などのさすべきものにあらず、定めて由緒の人ならんと見る内  
追々跡より出來る人も同じ品のからかさゆへ、ふしんに思ひ、船中のまかないへ尋れば、此所  
の傘は不殘同じこしらへとき、うつし歸りし其圖のあらまし斯のごとくなり、(圖略)

傘、青絹、萌黃絹、黒絹、黄絹、右絹にて張、骨、真鍮にて不殘こしらへ、轆轤唐金なり、柄、紫檀の類、唐  
木にて造るなり、

但し下駄はなし、沓ばかりなり、日より沓あり、雨降沓あり、

五月より七月まで、日數七十日ばかり船中に逗留なす所、去六月中比、廣東商船此地へ來り、十  
七日出船に付、カボヲより日本漂流人歸帆のこと、安南國王よりのたのまれ趣、具にや聞しけ  
れば、廣東船の船頭これを受合、十人とも乗せかへ、順風に帆をはり、十七日朝阿媽港濠をの  
りいたし、晝夜を走り、同廿一日廣東の川口へ着、これより官人案内して、旅宿の方へ上りけ  
り、

海上道法凡三百五十里斗なり、

# 南漂記卷之五

## 廣東州

清朝十五省の内、到て大國にて、諸侯の城下なり、但し方三里の城下なり、王城は北京順天府にあり、時の年號乾隆六十年に當るなり、此國北極二十一度の所にて、福建の正面に當り、海つりき十二門といふて、此地清十二所の口あり、阿媽港より廣東州へ海つりき故、福州へは舟不着、此地清朝の内にて、日本へ道路あり、通辭能詞を聞わくるにより、何事も通辭をもつてことを便せり日月行道は安南國より不同なり、閏月又は月の大小、日本とは違あり、氣候はさしてかわりなし、國人鞣靴風にて、頭を刺真中に少し髪を残し、首筋元に髪を延し、高位高官町人百姓まで小さき頭ばかりの笠のごとき被物有、種々の毛るい織物等にて、上に銀のぎぼうしゆ、龜甲類唐木細工もの、夏は竹のきれいなるかぶり物に、ぎぼうしゆは夏冬とも同じ事なり、是にて上下のわかち有、衣裝は上下しなくありといへど、仕立様は不殘襟なり、女は髪もそらず、すき上櫛をもつて鬘を巻、かんざしを指、面を粧るもあり、衣裝は男と違ひ、ゑりしめにてはなく、袖もひろく、みなく前黃の半てん常に着す、たゞかわりし事は、足のくわ小さく、中年の女といへど、纒五寸ばかりなり、大きなはなく、小女などは足先をく、りしもの澤山

にあり、國人に是を尋れば、女のあし先延ひは下品と云て、縁付も出來ず、夫故清朝の内は、右の通とはなしける、もつとも女風俗、安南國よりは賤しく、足先小さきゆへ、下さんりのあたり至て太く、此方ごものみる所にては、らちもなきものなり、

## 城下

乾隆六十年卯七月廿一日、廣東川口より船上りして、官人に付そひ、半道計來れば、城下入口なり、此地安南國とちがひ、町家莖をならべ、一町毎に屋根瓦ぶきにて、高低なく、棟一様に揃ひ、大道のこらす切石を敷、町々門口の外に、又一重の扉在、此内に商人店軒をならべ、何商賣とても其數一町宛に限り、吳服太物小間物荒物金道具、板類材木藥店書物墨筆、其の外數多の商店、賣買繁昌の體、辻々に立賣の商ひに諸人寄集り、町々通り筋皆斯のごとく、どりはけ大道は石土砂の障りなく、入口より一里半計來り、旅宿へ着、此所にては始より官人附添ありて、外へは不出、一町かぎりに歩行のこちや渡しけり、朝夕の食物も、大體日本に替りなく川魚青物類を遣ひ、肉食は振舞等計なり、此地にも味噌はなく、日本を出しより、久々味噌汁を不吸、扱々心あしく、醬油はあれど、是も鹽のにがりのごとく、醬油にあらず、何にても味なく、米も安南國よりは、風味よしといへど、我國の米程にはなく、早々日本へ歸帆いたしたく、十人とも是のみ暮しけり、國守の城は此方とも旅宿より見得ず、只五重の塔計は三里五

里脇りわきよりもよく見得、また二日置三日置毎に、上官人も参まゐひせつは、附添つぎまわ官人門口かんかちまで立出、  
 双方立寄たうほうたちよと、互に足をもじらし、手を組くみかわせしは禮儀と相見得、扱々あつかし笑止わらきことごとまり、  
 其後内へ案内あんないに連れ、上官人入来おみやくにんれば、皆々辭義をなし無程歸られぬ時、跡あとより詠えいむれば、官  
 人の先へ四五人計、兩側に棒ぼうを引、ワア／＼と云へば、大道行通だいだうかうつうふ人片脇へよけしは、定さだめてか  
 たよれと云いふことにやと推量すうりやうせり、此國にも卅日計逗留の内、町内へ彼是かれこれはなしに行ゆしが、いつ  
 となく心安あしきまき方出来、立かわり入替り旅りよ宿には附添人つぎまわをのこし置、毎日支度まいにちすめば又其時刻迄  
 遊あそびあるきけり、此國至このくにいたつて家立よく、二階もあれど、安南國あんなんこくと同じことにて、男女なんによこしかけに  
 寄より、食物酒盛用事じふぶつしゆせいようじも調へ、未暑もさりがたき時節故、晝寝ひるね环致かんちし居る體も見れば、頭に枕をな  
 し、足先あしきみにも枕より、大きな臺たいをこしらへ、上うへにあしをのせ臥事、男子女子だんしじよしもかはらず、夜  
 分も右のごとくなすよし、國風こくふうはさて／＼替りしことあるものなり、床とこは板間にうすべりを敷  
 柱はしらの際は腰懸家々にあり、寒中などは、さむき事にてあるべしと、やあへり、  
 来り、町筋ちやうぢんにても、  
 殊外群集じゆがいぐんしゆせり、  
 但但し此國へ來り候節、川口かわぐちへ見物人多

花 嫁、

此國逗留の内、向成家に婚禮あり、珍敷中華の嫁よめいりを見ることよと、其日そのひを相待所、婚禮の  
 一日前いちひつまへに儀式有て、一家近附出入の人を呼び、三日過て嫁來る時は、婢めかけども云べき女、能衣装

を着し、紅粉べにこを面にいろどり、足あしには六寸計のきれ細工の沓くわみるよう成ものをはき、先一番に  
 錦にしきの袋ふくろに入し枕を一つづ、兩人の女持、つぎに種々の手道具を持、凡女計片側に十五人ほどつ  
 辭しりかにあゆみ、脇目わきめもふらず來りしが、此方このほうどもも珍敷ことゆへに、門口かどぐちにいで詠えいしに、右の  
 女まんなども、日本人の風俗ふうぶくのかわりし事目に付しや、行列ぎやうれつもそ／＼立たごまり見入り居る内に、嫁  
 の乗物のりものに但し安南國に格別かくべつわりなし、後の方傍わらわ近く來り、織物の錦の蒲團ふしんを重ね敷、衣装の裾すそを兩方  
 へ出し、乗物の戸をたてぬ故、中の様子やうすもわからず、何卒なんぞいか體たいの女まんななるぞ見度おふも内、無  
 程向ふ成門なりきへ來りしに、出迎の者あたりを拂はらへば、嫁も我／＼を見度にや、乗もの、戸を明あけさ  
 せ詠えいめける、其粧まけひ頭かしらには天冠てんかんのごときものをかぶり、顔かほは薄化粧うすけいざうにして、氣量きりやう至てよく、縫  
 ある絹きぬを上うへにまとい、尋常じんじやうなる目もと口元くちぐらにて、差さし覗のぞく、兩方には中女色ちゆうにょしき能よきまやふの絹布きんぷを  
 着て、はたに立嫁は、一心不亂いつしんふらんに此方をみる、又手前てまへよりは嫁を詠えいめ、未まだ聲こゑにもみせざる花嫁  
 を、穴あなのあくほご見物せしも、漂流人へうりゅうじんの一徳ひととくにて、是ほど花はなやかなりしことは、長ながの旅路たびぢに只  
 一度いちどと、みな／＼興きんじけり、

墓 所 藏、

朝あさには夜明の鐘朗らかに聞へ、夕部ゆふぶには鐘の音かねのねに無常むじやうを觀かんじ、喜よろこび有れば愁なみひある、浮世うきよの習  
 ひにて、まして中華の嫁入けいにに、みな／＼興きんを催もよほふせしが、其次つぎの日は七八軒隣家に、不幸ふかう有、

向成家には悦びの酒盛、隣家はかなしみに人を集め、我々も人の事にはあらずと、早々便船を相待ける、扱明れば隣家より、晝過比野邊送り有よし、これまたはなしの種にもと、皆々打連其家の向ふへ廻り見物せしが、ほごなく出家先に立、線香又は花盛物を持歩行ゆけば、引續て大き成棺の上へ、生たる鶏を竹に挟み乗せ、追々供人有て、町内を過行ける故、右棺は、安南國として納め、木の厚さも三寸は町内限りの銘々なれば、旅宿へ戻り、附添人へ、生たる鶏をのせ行事、又は火葬なるや但し土葬なるや、尋ければ土葬にても火葬にてもなし、是より城下を離れ、一里計に墓所あり、其土地中、五町計、一方口にて四方に高塚あり、此内に墓所藏建續き、一ヶ所く藏の戸平に、持主の所名前を彫記し、平生は錠をおろし、死人あれば朝より掃除をなし戸前を開き置、棺此所へ至れば、藏へかき入れ、下地積ある所の棺の上へ重ね、年月戒名をしるし、其儘跡をさし、已前のごとく錠をおろし、送の人はみなく歸るなり、藏の大小二階なしにて、二間四面三間四面、または身體の分限多人数の家は、藏も十間四面或は十五間四面も有、尤廣東城外に、かよふの墓所藏十五六ヶ所もあり、されども此藏の近所は、年中臭氣甚だしく、只藏の内にて棺の儘朽果し、鶏も同敷藏の内にてのこし來れば、早速死するなり、至て貧窮なるものは、棺の儘、田の畦山の傍へ持行、上に庭こもの類をかけ捨置歸るなり、上官中官杯の藏は、一ヶ所別にありと、委敷物語を聞、國風の異事にあきれけり、

祭禮

廣東城下の祭禮は、例年八月六日より同九日まで四日の間なり、尤三里四方の土地にて、年々神事町として三四十町づ、廻るなり、凡十二年目に一度づ、に當る由、折ふし旅宿近邊、當年神事番にて、はからずも祭禮に合しこと、その仰山なるあらましをいへば、町々家毎に商賣の品を片付、四日の内は賣買を休み、銘々表より裏まで残る所なくきれいに掃除をなし、表柱は毛氈狸々緋あるひは緞子の類にて巻たて、店は三方とも上より下まで硝子のすだれに種々の花鳥の繪書しをかけ、千載の見こみに至るまで玉細工硝子細工のつくりものあり、大道には兩方より網を渡し、一町限りに數五百計も灯燈を釣、其上大家には瑠璃燈百五十あるひは二百ばかりも、店より奥まで釣ならべ小家といへども、三十五十づ、も用意をなし、日暮時より大道の灯燈、また家内の瑠璃燈へ火をてんじゆ得ば、一度にかぎり有硝子へ火うつり、繪書し花は露をふくみ、鳥はその儘生るがごとく、光りかやく、其風情何に譬るものなし、また一町ごとに八尺計も有太鼓をた、き立、家の内には三味線こきうを引に、詩やうのことをうたひ、酒肴に美を盡し、客をもてなす賑はひは、筆にも詞にも語りつくされず、四日とも町内毎夜暮時より幾度も見廻り、あきれ歸りて旅宿へもどり、通辭に向ひ、此祭禮は何神を祭ること尋ければ、此神事は關帝勇の祭禮にて、毎夜見物群集なすは、今年の祭に當らぬ町々より、かざり

方を見に来る者どもなりと、一月ばかりの逗留に、珍しき神事に合、はなしの種となりけり  
中華にて神と云は、

關帝菩薩、大道公、衣冠の形なり 諸葛武侯、張天師、姥媽神、船玉の神なり、  
可有物、

心爰にあらざれば、みれどもうつ、のごとく、聞とも其答へなし、喰ふにも食とぼしく、心氣  
おそろふるに付、迷ひを生じ、中華も日本も是等の徒、幾人と云その數をしらず、廣東にある  
内、神事前、男の幅廣き六寸ばかりも有女帯をなし、總髪にてうしろへ髪をさげし事、  
二尺餘も有異風の人、織物の着もの裾ながく着て、一人の供を連、東より西へ通るを表より見  
し時は、此地の風俗に、珍敷體格好、何人なるやと通辭にとへば、これは日本の山伏と同じこ  
とにて、祈禱者なり、此國巫女覲男山伏のごときのもの、殊外多し、病家狐つき地まつりなど  
に歩行、布施をもらい、世渡りの業となす者なり 此國にても、あらぬ事を心にかけて、かりそ  
めにも彼等を頼み、手のすじ八卦醫者の差圖方角がへ等に、多くの金錢をとらる、もの澤山な  
りと、はなしを聞、唐も日本も太平の御世なる故とこたへけり、又神事のせつ、辻々に平生と  
ちがひ、立賣商ひも相休み、廣々と明し跡へ、破れし物を身にまとひ、むしろをかぶりいるも  
あり、いざりちんばのかたわもの、追々に寄こそり、いさかひなごせし體は、何所もかわらぬ

不埒者の成果とおもひけり、家々より、捨べき品を下女下男に持せ、辻々へ遣はしむ故、町中  
へははいらず、只あまり物もち来るを相待計なり、又旅宿の表通りに、流れ清き小川有、或時  
晝過に、裏へ出川端へ行しに、向ふ端に年の比廿四五歳計の女、髪を亂し、何やら譯も無き事  
を匂匂、暫ありて裾高くかたげ、つかくと川中へはいり、頭より水を幾度もか、り、此方を  
向きにくくと笑ひ、手を合せ拜事、扱は狂氣の人にこそとあきる、内、川より上り、しづし  
づと歸りしは、つき結し女氣の斯なれるにやと、連のものへも語り、又平生大道の軒下にて  
博奕をなすこと、一町内に二三ヶ所づ、有、只何方の屏ぎわにても、板に書し物を持、兩人す  
わり、外に一人風呂敷かたげし男後に控へ居る、斯場取をなせば、行通ふ人むらくと立留り  
板の上へおもひくに錢を置時、已前の兩人三ツの賽を投ほ、り、勝負をなし、此事次第に長  
ずれば、錢をなくせしものへは、最前の風呂敷かたげし男取かへ遣し、跡にて右の男より戻し  
ぬ錢無時は、帯をとき裸になし、つつばなしし事ま、あり、日々町々幾度といふ限りなく、朝  
より暮までかやうなる徒事なすもの多し、是も此國にての一笑なり、此國にあること、最早一  
月に近付し所、上官人來られ、近日出船の事や渡し有、夫よりめい、用意をなしにけり、  
總て清朝の詞は、和板にある唐語參要と云本の一之卷にて唐音相わかりぬ、此本此後にうつ  
し本をもらい見やぬ、

廣東にて、近き家の人より、源三郎へ餞別の寫し本一冊計、其餘畧之、

乾隆乙酉秋重錨、文昌孝經、平湖西門内、文昌閣藏板、

右之通戸平にあり、但し序文五枚一丁宛別なり、丁數五十丁閉本、  
初丁文昌孝經

開經傷 浩浩紫宸天、

、、、右三行在

眞君曰

乾爲大父。坤爲大母。、、、

船路、

乾隆六十年八月十三日、廣東の港より河船に乗、是より清朝乍浦まで不殘船路なり、  
故に、大般數多 船は南京船の通、多くの柱に帆を上げ、送官人「廣東護送官姓注名樹本」  
往來するなり、同勢數多水主に到るまで、嚴重にして漂流のもの都合九人、但し安南國より廣東まで人數十人なれど、出  
舟二日まへ、清之亟相果、九人となりしなり、

此日晴天にて殊に追風よく、めい／＼も日本の地へ近寄事悦限り無、内にも出船前清之亟相果

國元への遺言など思ひ出し、浮世のあじきなきこと、蟬遊のごとく、今日ありといへど明日は  
しれざる凡夫の身、過行し者は是非もなく残りしものども、神佛の恵みにて早く日本の地へ  
引よせたまへ、再び古郷へ立歸り、父母妻子に至るまで、長の月日の浮ことを咄し、相果し者  
の佛事も吊ひ度、日毎に打寄ては、此事のみやける、扱船中朝暮の食物、朝は豆腐または鯉の  
油煮を菜となし、晝と夕飯には雞鶩の類をそへて食用とし、彼是晝夜風まんよく、出帆二日目  
に「エンサイ」と云城下の港を通りし所、老たるも、若きも、男ばかり女は一人もなく、川端に立  
ならひ、見物群集なすこと引もさらず、山のごとく集りしを、此方よりも延上り／＼見る、左  
の方に城下見へ、また其手前五重塔有り、船は次第に走り行、跡先三里計の間、川端兩岸とも  
蜜柑林にて枝をたわめて實のりしは、幾千萬の限りしれず、只脇目もふらず詠め、此所を乗過  
れば、かなたこなたに多くの白鳥枝々に留り、下におり啄するもあり、向ふをみても手前を見  
ても、白がらす計にて、黒きは一羽もなく、奇成ことにおもひ、夫より終追風に走りしが、  
二口毎に一ヶ國二ヶ國づゝも、船中より城下を詠め、其所々に五重塔有、乍浦の川口までに、  
凡城數四十七八ヶ所を見るに、何れの地といへど、川より半道一里又は二里ばかりも有、三里  
も向ふは目に及ばず、遠方よりよくみゆるは、五重塔なり川續き、兩岸とも四五十日の間、村  
々在々ありて、所々にての見物人は前のごとく、されども、女は何方にても一人も出ず、無程十



二三日目に「シツコン」と云所の川口へ着、此所より官人諸共陸へ上り、暫見合しある内、時刻八ツ過とおもふ比、沖の方より津浪のごとく、一丈五六尺も水かさ増り、磯際へ打よするにぞ、おもひがけなき事故仰天し、急ぎ逃んどかけ出せば、水主共聲々に呼び留め、此所は大海より満鹽の時は、毎日一度づ、かやうのことあり、今日の鹽時も刻限を考へ入津せし故、無難なりとはなしの内、次第に鹽も引やうすになり、日本の海上にてはなきことにて、始は大きに驚きしとやけり、また大川より横へ流る、枝川あり、幅一町計にして、川上「シツコン」の町へ續き、常に小船の性來しげし、此間百町あり、大川と城下の半に五重塔有、此下に百軒ばかりの一村は、塔を守の人家なり、日々暮時に塔へ上り、一重目二重目に四方へ灯燈廿五張づ、釣ともすなり、是は海上大川などの夜の目當とする見燈也、尤清朝にて塔の高き物「シツコン」に續くものなく、四十丈計もあるべし、日本天王寺の塔の四つがけとも見へ、王城とても塔は見程にはなき趣、下官人咄しけり、此村へ城下より多くの牛車を引來り、運送の品を積「シツコン」の町へ日々通ふこと、日本伏見の牛車に少しも違ふ事なし、斯て官人衆同道にて、暮時に城下に着、翌日町筋を通抜しが、廣東に同じ繁華の地とみへ、商人の體豊にして、諸代品物を店ごとにかざり、建つづきし家は、何程と云かぎりもしれず、朝五ツ半比より八ツ時まで、一筋に通し事大城下とおもはれ、町を出はなれ、五六十町も來り、又々船へ乗、夫よりは毎日國々を左に見

乍 浦、

但し已前上りし川口と違、出口の方へ船廻りあり、始川口より上り、よく、此所へ來るまで人足出る事、官所者で問屋場のごとく、九人の者は皆々駕籠に乗り、何事も日本にわることなし、右に見て、船路此所より四十日目、乍浦の川口へ入にけり、

廣東より船路凡二月計にして、卯十一月三日乍浦の川口へ着、此國浙江の寧波府といふ、唐の代明州の津里、中華第一の湊にして、諸國より日本へ渡海船のこらす此所にて順風待所なり、其外上下三四十人計是を守り、護送官は此方共九人を召連、港へあがり、所の官人へ挨拶有、其後めいゝを駕籠に乗せ、官人先に立、けいごあり、引續て護送官通辭其外下官に至るまで行列次第を正し、城下の町二里ばかりを通り抜、城總門の手前に片側半町に三四軒の明屋敷有、此所へ伴ひ入れ、則旅館のよしや渡、暫休足濟と、食事を調べ、官人歸りぬ、後二階へ行詠れば、三方遙に大海を見晴、絶景の旅館なり、尤此地は清朝の内乍浦と云城下にて、國主の城は西表にして、平城なれど、二方の外堀へ大河を取籠、一方は海へ築出し、一方平地にして、内に五重塔有、大道より見る時は、城中至て高く、又港口へは見附より二里計にして、諸國の商船此所に碇をおろし、問屋軒をならべて、日々荷物の水揚藏に滿、町は小路は市日のごとく、安南阿媽港廣東より、小國といへど、皆家建瓦葺にて、朝は未明より日の暮る、まで、家々に諸國運送の荷物をこしらへ、追々船にのせ、大船へ持はこべば、日々出船なすもあり、入來る

船と行違ふこと、土地の繁昌我國の浪華に異ならず、扱九人の者は、旅館に有て、三日目に異前の官人來り、朝暮の支度も心任せに致可然と、諸入用の品官所より渡され、是より銘々手煎しになし、氣儘に日を送りけり、尤此三四軒の明屋舖は、前々より清朝の地へ着て漂流人、夫々の國々より、何れ此地迄來り、逗留中右の旅館を渡事定りなり、屋舖毎に床高くして上敷を重ね、鍋釜家具にし至まで何一つ不自由なし、六年已前松前漂流人も此岸敷に在しや書付置し落書壁にありくとしるし残り斯て時候も冬空になり、廣東よりは北東の隅にあたり、二年ぶりに始めて此國にて寒氣を覺、着かへば漂着せし時の儘故、次第に寒く、此よし官人まで願ひ所、早速開届あり、着類は何が能ひと尋られ、綿入願ひへば、綿入の義は承知なり、ちりめんか純子か、此外にも望あらばやべしとのことゆへ、左様なるけつこうの品にては是なく、只木綿布子下さるべしとやければ、其趣聞取、翌日七時前までに日本仕立になせし新敷布子一人前に二つづ、都合數十八、官人持せ來り尙蒲團も明日遣べしと置、これ又次の日多く綿の入し新敷ふどん一つづ、めいくへ渡し、寒氣を凌ぎ右布子蒲團の數々、其仕立早きことにて、此國繁華の地といふこと推量せり、また折々上官中官の人、五六人或は七八人づ、旅館へきたり通辭をもつて何角慰之尋は節は、腰に帶せし脇指に似たる劔の柄を下になし、こじりの方を上へ向、逆さまにさし、問答へ致は事、毎度のこと故、不審におもひ、歸られぬ後にて尋ねけ

芝居、

れば、一通りに指居ては、日本人心遣可致安心させんが爲、斯なすこと、聞、扱々律義なる人々ど一笑なしにけり、但し官人より何にても申渡しの節は、役義なればかよふの、此地三十日ばかり逗留中港脇の寺内に芝居ありて、八度まで見物に至り、其度毎に皆々九人とも駕籠にて行、尤官人兩三人づ、同道せり、彼是霜月六日まで此地にありて、翌七日元の廣東船に乗、護送官通辭其外下官迄打そろひ、海上三四十日に再び日本肥前の國へ入津なしけるは、誠に我國の餘風、外國迄慕竹無事に送り歸せしは、偏に神國の著明こと、言語にのべがたくと咄しの儘書取しなり、

芝居、  
港口より一町計、北の寺内に芝居あり、尤建方は寺を小屋の中へ取こめ、外構に板かこいをなし、木戸ありて内三方に少し高く棧敷をかけ、舞臺は本堂より向へ差出し、樂屋は本堂の脇なり、常芝居はなく、卅日づ、寺々にて勤るよし、此方ども芝居へ行ば、いつも南の方に棧敷三間計別にへきりあり、其前に幅一尺長さ二間もある高き足附の木の臺を直し、此上に種々菓子砂糖漬まんぢうあげもの菓物に至る迄、右臺の上へならべ、終日慰に是を給、晝時は別に食用をなし、菓子るい澤山なる故、のこりしを紙に包持歸り、宿所にて日々樂しなり、見物人役者も、たゞ此方どもを詠め、藝もそこ〜ながら、八度まで見物せし事も、珍らし、

彼是霜月上旬まで此地にありて、三ヶ年の星霜を経、再び我國へ無事に送り返せしも、誠に神國

のいごとく成りけり、

南漂記終

青森港 儀兵衛 漂流始末口書

元永、弘前に在し時寫しぬ、親く儀兵衛にも逢たり、公儀へとりしとは、少し違も有之ひ様に云り

漂流人 儀兵衛 口書

儀兵衛名代の船徳永丸百石積直乗船頭津輕青森大町 水主同代田村

久保屋儀兵衛 圓次郎

於長崎揚屋病死仕ひ同小泊村の内下前村萬次郎、秋田の吉太郎、松前の巳之助 (都合五人乗) 右船松前升屋吉右衛門方へ雇船にて、寛政七年乙卯九月九日、青森表出帆、同十六日松前へ着、右吉右衛門方より諸品積入、下蝦夷地シコツとや處之十月朔日着、吉右衛門支配人へ荷物相渡、同月廿六日鹽引鮭積入、即夜九つ頃シコツ出帆、廿八日箱館の下シホクビとや所迄參る所、暮頃より乾の風にて沖へ吹出され、次第に風浪つよく、荷打仕、夫より橋船を捨、帆柱を切やん、翌廿九日曉方、南部領の尻屋の崎へ船掛所、又々吹出され、廿九日より十一月二日迄、其邊漂流仕罷在ひ、三日に南部領八の戸山見へ得共、帆柱なく船掛兼罷在ひ内、黒沙とや沙へ掛り、又々難儀仕ひに付、五人共に髪を切拂、金比羅え立願致ひ、圍取ひ處、坤の方相當に付、帆の桁を柱に致し、帆を持せ得共、右の沙にて東の方へ流やん、

校訂者曰く、漂海中の記は、長崎奉行へ呈出したる口上書、や、詳明なれば、重複の恐  
あれども、こゝに二字下げに引用し、本文の足らざる所を補ふ。

沖合にて汐に被流、一向山相見え不や、何處共なく漂ひ罷在り、船中兼て汲溜置い水も、  
一向無御座に付、無據乗合の者共、朝夕生米にて嚼み、又は海水にて焚い事難相成に  
に付、ふかしひてたべ、其後雨降れば、船中色々の器物を差出し、雨水を取溜め、粥  
を焚き少々、給罷在り、  
船中之者、幾日ともなく右様帆柱も無之故、漂やひても難相成に付、船の桁を帆柱代  
りに拵、帆を小さく拵、懸置き、一同の者共金比羅を相念じ、髪を切捨、立願をこめ、船中  
にて御鬘を取りやひ、左の所、未申の方宜敷旨御鬘出に付、帆の桁を柱にいたし、帆を  
持たせ得共、黒汐にて東へ流やひ、四日雪少々降夫より雪も降不や、十日頃より水切  
や、生米にて給又は汐水にて蒸ひて給や得共、汐氣強く難義仕ひ、亥の方へ計心掛船を  
乗廻しやひ、尤其節は、十一月廿日過に相成り、夫より何處ともなく漂流やひ、  
松前出比、糶米二俵積入り得共、十一月末頃に相成り處、飯料不足に相成、逆も粥に致  
ひても、入増やひに付、米をすり鉢へ入、雨水を以て漬け置、それを摺こ木にて搔廻し、  
糊にたき、三つ目の碗にて、一人に付朝飯に一つ、夕飯に一つ、最も糊も濃く致ひては、

飯料不足に相成に付、水を過し吸ひて給い様に致い、

十二月に入ひ迄、日々未申の方へ流れに處に、日増に暑氣に相成、中々單物一つにては凌  
兼ひ様に御座に、右に付、折節は腰へ繩を巻付、海中に入り、暑さを相凌ぎやひ、船中板  
など至て暑く、足の下焼石を踏ひ様に御座に、

十二月十日比に相成り處、一向糶米無御座に、一同に食事も不仕、名々寐臥も不仕居に、  
右之内たまさか雨にても降れば、受溜置いて、右の水を食事の代りに日々三度、一人に  
付一杯づ、割合、其餘に飲不や様に屹度相定置り得共、三四日ならでは無御座に、十二月  
中、三四度尤雨降り節は、平生は天水左程のみものには無御座にへ共、腹中透き居る  
事故、満腹に相成り迄、何程も給られやひ、其後雨降不や、凡そ十二三日程も水も給不や、  
誠にも其節の心持には、平生作り酒屋などにて、米を洗ひやひ白水多分捨てり事を思出し、  
是なごにても有らば助命可致哉と、水に渴しひま、色々の事のみ思案致し居り、

十二月中、大體右之通りに御座に、其間に雨降り事も御座に付、荷物打捨節、少々相殘る  
鹽引の類も御座に付、大抵巾一寸位、長二寸位に切り、一食に右の魚を二た切づ、給やひ、  
十二月廿九日にも相成り、船中とは乍や、正月を相祝や度得共、水一滴も無之、何共凌  
方無之に付、船中の者共一同に、日本の神佛を祈り、雨を願ひやひ、然る處晦日の夜に

雨降ゆに付、水を丈夫に飲み、其上色々の器へ水を取り溜ゆ、正月元日雑煮と名付け、  
 鹽引鮭を例の通り切り、水にて煮、平常より少々宜敷たべ、神前へは神酒の代りに、雨  
 水を酒と名付け相備ゆ、

正月頃よりは最早薪無御座に付、船板を始めたきやゆ處、是をもたき盡しに付、網  
 の類をたきやゆ、尤晦日の夜汲溜水は、正月七日迄に悉く飲盡しやゆ、

正月七日より、十五日迄水無之、十五日の比少々曇りゆに付、若哉雨にても可降や哉と、  
 各喜び居ゆ處、少し計降ゆに付、器物に汲溜ゆ様なることは成り不やゆに付、帆を外へ出  
 し、少にもしめらせおきゆにて、絞り飲みやゆ、帆へ雨を受ゆ、夫よりは、雨降不やゆ  
 に付、右五人の者共、餘りに水を飲みやゆ、右の帆へ口を付け、水氣を吸取りゆ由、實に  
 乳のなき小兒に、よき乳を與へゆ様に御座ゆ、後には唇も帆にてすり切れ、痛みやゆ、

正月十六日、船頭神前へ兼て相備置ゆ初穂並扇子一本、雨乞等の節、揚置ゆ間、扉を開き  
 見ゆ處、初穂の紙甚だしめり、扇子もぬれ居りやゆ、因て船頭有りがたく存じ、斯の如く  
 雨を相願ゆに付、神の御惠にて御告有之事と存じゆ、雨ふりゆ事無之に付、斯の如く神慮  
 を苦め給ふことを御告の事と相察し罷在ゆ、神前の内にて、紙のしめり可や様無之ゆ事に、  
 水をかけゆ如くぬれ、餘りに不審に存じゆ間、此儀もや上ゆ、

十七日、船頭櫓の元に居りゆ處、大ささせるの火皿位の、尾の青く縞の如き蠅、一疋飛來  
 り、飛車とや船の道具の上に止りをりゆ、船頭不思議に存じ、一同の者へも見せ、極て地  
 方へ近よりや場所ゆへ、海中に無之蠅出ゆ事と、各喜び見ゆ内、何處へか飛行やゆ、廿二  
 日船中に於て、曲物の内へ蜘蛛の巣をかけゆ、船中人數の内、親父とや者見當、船頭へ  
 爲知ゆに付、見ゆゆ處、蜘蛛の巣をかける事、此迄覺無之ゆ、愈地方へ近寄りゆ故、右  
 之通りの儀も可有御座ゆと、皆喜びやゆ、八日より廿一日迄雨なし、大に渴し難儀仕ゆ、

翌十一月四日雪少々降ゆ所、夫より雪も降不や、何地となく漂流仕ゆ所、十日頃船中水盡き  
 ゆに付、生米にて少々づ、給、又は釜へ潮を汲上、小桶の底を抜、蒸米にいたし給ゆへ共、兎角鹽  
 氣のよく難儀仕ゆ所、五六日過雨降ゆに付、雨水を取、粥焚給ゆ得共、暫時に雨水切しゆ、松前  
 出帆の節、糎米二俵積入ゆに付、段々喰盡、食料乏相成ゆに付、米一椀を粘に致、五人にて配分給  
 ゆ得共、十二月十日頃迄に、不殘食盡しやゆ、右の内一向に山も見へ不や、何地とや事分り兼ゆ  
 十二月初旬より、海上暖に相成、單衣浴衣の類着し、折節は潮を汲上浴しやゆ、前書の通、食料一  
 切無御座ゆ、暫雨も降不や、何れも飢渴に及、瘦おころへ難澁や計無御座ゆ、夫より雨降ゆに付、  
 雨水四五升貯置、一日に三度づ、食代りに飲罷在ゆへ共、三四日ならずは貯無御座、右の如く難  
 儀仕ゆ事十二月中に三四度御座ゆ、同廿九日好雨降、水六升ほど貯ゆ、翌辰正月元日、船中少

々残る鹽引の魚、一二寸に切二つづ、給ゆ、右の水もやがて飲仕廻、雨降不内は、又々飢渴仕  
に、同十六日水主圓次郎、船の表に罷在る所、鮫一本船岸に掛り、尾を揚げて有之を、細引繩を苦  
に致し投る所、鮫の尾へ掛るに付、皆々打寄引上げ所、六尺計の鮫に御座る、尤右鮫、正月初旬  
より私共船へ寄添罷在り得共、私共は、ケ様に飢渴に及び上は、纜の魚鳥を取り喰ひても、  
迎も助命難計の間、決して生類を取り不様、水主共へ申せ置り得共、此日圓次郎一人、船の  
表に罷在、細引を投る所、右罟にか、りるに付、誠に天の與へと存、引上させず、夫より右鮫  
給可やと存る處、水少も無御座るに付、鮫の腸を絞り、其汁にて煮、三日程給ゆ、残の肉は船  
の綱を切焚火いたし焼けて又々三日程給ゆ相残るは暖氣つよく腐る間、海中へ捨ゆ、  
正月十七日、きせるの火皿位の蠅一ツ飛來、其後曲物へ蜘蛛巣を掛る、船中にケ様の儀無御  
座の間、私心付は最早地方へ近寄る事にも可有之やと、皆々へ申置る、  
同廿一日雨降水取る、八日より此日迄渴水にて甚難儀仕る、  
同廿三日小島は見當る所、水主の者船寄る様ゆ共、私共は、木立も見え不や、纜の小島へ  
上りるとて、詮なく、頓てよき島も見當るに付、今暫漕出し様申す所、翌廿四日長  
さ二里程の島見當るに付、船寄可やと存る所、四方巖石聳へ、船寄上可や様無御座る、漸岩  
の間へ船寄付る所、元來處々にて痛損る船故、此處にて破船仕、其節水主已之助儀水死仕

い、殘四人は漸岩へ這上りゆ、依て水主の内二人に、人家尋させし所、一時計にて罷歸、細  
道は有之得共、人家見へ不由にて罷歸の間、私直に罷越、段々相尋る所、右の方に少し高  
所、御座る間、上り見ゆれば、向に山見へ、麓に煙立ちる間、人家に相違有之間敷と、煙の見  
へる方へ尋行、林二ヶ所通過ゆ、やがて暮に及、其上草木茂り、道筋も分り兼、元來疲果  
る事故、所々にて轉倒仕、漸林の中通り抜、星明に相成るに付、段々路を傳ひ參る處、犬ほへ  
付ゆ、然處間も無之人家御座るに付、様子伺る所、家作二間四方、軒の高さ三尺位、草圍草  
ぶきに御座る、夫より案内仕り得共、一向聞入不や、右戸を明内へ入り處、十七八歳の女一  
人罷在る、右女の様子素裸へ脚布計に御座る、私挨拶仕り得共、一向通不や様子に御座る間、  
何卒食物與へ呉る様仕方仕る所、琉球芋見せに付、私うなづきゆ所、土鍋にて右の芋を水  
煮に致吳ゆ間、給ひて直に右家に臥ゆ、翌朝起る所、五十歳位の男一人、四十歳計の女  
一人、前夜の少女と、三人罷在る、男は髪を額より耳の後へ刺落、頭上は二三寸計に切撫置、  
素裸へ禪に御座る、女は前夜の通、髪は撫置る、男女の丈、日本人同様に御座る、右隣家一  
軒に、男女二人御座る、家作風體同様に御座る、何れも床は木敷并べゆ、  
翌朝食事之節、前夜の通琉球芋煮、外に草にゆや和物様なるを木葉に盛、銘々へ差出ゆ、右  
手にて搦食ゆ、夫より右之芋三十囉い、山に残し置る水主共へ迎に出る所、疲彌益、步行

難成、途中より右家へ罷歸、其日は休罷在、然所風俗同様の男女七八人、近處村々より参  
 る由にて、私を見物に参る様子に相見へや、翌廿六日、右處の者七八人相頼、水主共へ迎に  
 罷越い處、水主共は海邊に罷在い間、持参の芋給させや、右の内所の者共、私共破船の鐵物  
 不殘取や、夫より不殘同道にて罷歸、家一軒へ一人づ、四ヶ所へ預養吳や、  
 此島の名イシハヤとや、ボタンとや島へ屬し由にて御座、

(元永云、享保十三年ボタン島へ漂着の記にて考、馬丹は屬國等有べきとも見へず、今此島  
 馬丹に屬せし由、並せ可考、校訂者曰く、イシハヤは、西班牙ならんか、西班牙の屬島など  
 言へるを、島名と心得しにもやあらん)

氣候は、正月下旬に御座い得共、御國許の土用中より強き暑に御座、  
 島中岩石多く、五穀は生じ不や、年中畑へ琉球芋を作り、食料に仕由に御座、  
 神佛祭事なく、文字無御座、  
 私共逗留中、酒給させや、右酒造法は、砂糖に相成草を畑へ作り置、右草の汁を絞り、瓶  
 へ入、外に何草の葉にのや揉入いへば、三日程にて泡立、御國の新酒の様に相成や、右酒銘  
 を家にて造り置や、  
 盃は椰子の實に御座、

桶箱の類無御座、鍋は不殘土鍋に御座、水溜の類は、六七斗入い丸瓢に御座、  
 諸商賈交易無御座、金錢無御座、  
 山中に蘇鐵多く、丈一丈より五六尺迄御座、  
 夜具の類、并履物無御座、晝夜素裸素足に御座、  
 廁無御座、  
 此地逗留中、風雨に逢ふや、  
 此島に二月八日迄罷在い所、二月八日私袖引立、履物出しめて罷出い處、近所の者多く附添、  
 二里程参い所、家六七十軒御座、右之所に水主吉太郎罷在いて對面仕、然所吉太郎罷在い  
 家に、役人と相見へ、衣服を着し、笠をかぶり、草沓はき、鐵炮を持脇差を帶、四人罷在い間、  
 何方より参い人々に有之やと、吉太郎に尋い得共、相分不や、内殘二人の水主共も、右家へつ  
 れ参い、此家主、村長と相見、家造も大きく御座、右四人の役人、米持参飯を焚、砂鉢へ盛、  
 菜に蟹煮いて、私共一鉢役人へ一鉢出い所、手にて摺喰や、私共も右之通にて給や、其

夜不殘右之家に一宿仕、翌九日、私共兩人へ役人二人づ、附添、左右に分ケ、海邊へつれ参、  
 日本の漁船位の船に乗せ、役人も乗や、尤此島、前にや上い通の岩濃に御座い間、岩の上  
 て船に乗せ、所の者大勢にて海へ押出しや、役人山へ向い、鐵炮を放しや、鐵炮は日本の

鐵炮の様に御座ん、船の械は、鍋蓋の様なる物へ竿付中ん、其夜九時頃バタンとヤ島へ着仕ん  
得共、城下迄行届兼、不殘砂濱へ一宿仕ん、翌十日の朝城下へ着仕ん、城下入口にて役人又々  
鐵炮を放中ん、

イシハヤよりバタン迄、海上七八里と相見へ中ん、  
バタンの城下入口迄、私共へ迎參り、領主の館へ連行中ん、

右家作四間に十二三間四方、板圍屋根茅ぶき板敷に御座ん、玄關へ鐵炮五六十挺傍置、役人十  
二三人罷在ん、夫より座敷段々通ん所、臥床幅三尺五寸位長さ六尺程、唐葦にて組合せ、上に  
女一人臥罷在、私共參ん否起中ん、

右の女領主の妻の由、衣服は紅毛繪の女服の様に御座ん、髪は撫置中ん、右床の上へ、白木綿  
に縫有之圍帳釣置中ん、右の前へ私共四人居る置、役人と右女と咄仕、私共へ酒給させ中ん、  
風味は焼酎の様に御座ん、夫より右屋舖土藏の内へ竹にて組立、私共四人を差置、番人二人づ  
、附添罷在ん、床一間に二間、高さ二尺位に御座ん、

領主の服、和蘭陀人の服の様にて、單衣に御座ん、役人の服も同様に御座ん、  
領主をコヘナトルと云ん領主の妻をセニヨランと云ん、

私共をハツボンと呼中ん、

食事之節は、使參領主夫ふの前へ罷出ん處、四五升入の瓶へ飯を盛、茶は豕牛飛魚、水煮の力  
ボチャ等、砂鉢へ盛、瓶の脇へ差出し、茶碗四出中ん、箸杓子無御座ん間、私共竹にて箸拵置、  
食事之節相用居ん、領主見罷在ん、食事濟んへば、前書の土藏へ引取中ん、

飯は領主并私共計出し中ん、役人初土民は、芋計り給ん様子に御座ん、  
私共へ、一日飯兩度、砂糖煮の芋兩度、都合四度づ、食事仕せ、食事之度毎領主の前へ出中ん、  
五穀は無御座ん、畑は芋并甘蔗御座ん、  
甘蔗にて造ん酒は御座ん、

食事に相用ん料牛は、領主の下屋敷へ野飼にて、百匹餘も飼置、番人付置、入用之節牽入中ん、  
豕子獸イロカ獸レン犬鶏家鴨バボウ鳥御座ん、魚類多御座ん、  
神佛祭事無御座ん、文字は横文字と相見へ中ん、

土民はイシハンヤ島の如く、素裸、家作同斷、床高二尺位、竹にて寢敷は「ダバン」と云んて、  
木の葉にて石燈に組ん物に御座ん、

金錢無御座ん、諸商賣交易無御座ん、其外氣候并器物等、イシハヤ島の通に御座ん、  
城下の名サントロメコと云ん、  
領主の下屋舖を、エバナと云ん、逗留中、領主右の處へ遊宴に出ん節、私共同道仕ん、遊場草



草圍の假屋御座、床は竹にて組、右の所にて私共へ色々馳走御座、尤一日三度づ、召連、

晝飯後、國中一統門戸を閉臥、八過より又々起、銘々の業相勤、

右バタン島はマチラとヤ國の持領の由、長さ六里位の島に御座、

三月下旬マチラより、六百石積位の船一艘、百二十石位の船一艘へ、粉積入參、私共罷在、土藏へ取納に付、私共前の土藏へ引取、右船はマチラ國より、バタンの領主へ知行米送、由に御座、右明船へ、私共乗せマチラへ送、船中私共食事、一日に芋四ツ五ツ兩度ならで給させ不、船中數日芋計少づ、給させに付、又々飢甚難儀仕、廿七日ふりにて五月初旬カ、ヤンとヤ所え着仕、バタンより此處迄、海上風合不宜、日數を歴に付、里數は分り兼、右船此處にて作事にか、り、私共船中に罷在、難儀仕に付、カ、ヤンの陸へ上り、市中通、所々にてハツボンと呼に付、參へば、食事等を呉、右食物黍飯、菜は牛豕の類喰せ、夫より所々近付出來、私共一人づ、別に止宿仕、

此ガヤンは、マチラ國の領にて、陸も續き、由、

此地の服、男は下に股引の襟なる物、上には羽織の如にて前并縫付、袖細長く、首より先に入、手を通し、髪は總髮三ツに組、後へ長く垂置、

女服は紅毛繪の如く同様に御座、絹木綿も御座、髪撫置、

大人は草沓を履、土民は素足に御座、

氣候は甚暖にて、冬夏分ち無御座、

家作、草ぶき草圍に御座、床四尺位高く、楮子にて上り、床の上竹一寸餘に割、かき付置、右竹の間、處々へ穴明け、大小便仕へば、下へ豕參喰、兩便處別に無御座、

食事、大砂鉢へ黍飯盛、菜物は別砂鉢へ盛、家内打寄、手にて攪喰ひ、

稻作出來得共、役人并面立の者計、米飯給、下民は黍飯給、

土鍋、土釜相用、

バタンの通、晝飯後一統臥、

諸商賣御座、

銀御座、丸さ一寸二分位、厚さ八厘位、中人形縁横文字、錢銅にて圓形、横文字に御座、

大さ五分位にて孔無御座、

右ガヤンに五月初旬より十二月迄罷在、船作事も出來、付、右船へ乘、十三日おりにてマチラとヤ所の川湊へ着仕、其夜は船頭の家に一宿仕、民家草ぶき草圍ガヤン同様に御座、

翌日船頭同道にて、領主の館へ参り、外堀石垣高さ一丈二三尺、厚さ三尺餘、館石にて疊上り、家根瓦葺、總二階板敷にて住居仕、下は土藏御座、二階高さ八九尺、石壇に御座、夫より左之方へ参り、鑓二本立役人二人罷在所、先立の船頭役人へ咄合、夫より入口の方へ参り、勘定場にも御座、役人四人罷在、銀取扱帳合等之様子に相見、銀はガヤン同様の銀に御座、夫より下勝手口料理場と見へる所へ連参、私共差置、船頭は歸り、暫時飯を出し、飯、砂鉢へ銘々に盛、菜物豕牛の類、二三色出、箸無御座の間、私共懷中箸相用、所の者手にて掴喰、食事相濟、大門の脇へ差置、番人付置、食事之節は、右料理場へ出、右マチラはイシハンヤとヤ國の持領にて、領主五年に交代相勤、領主の名センヨレヤと云、總體毛髮共に眞白に御座、眼白く眸は底に少し黒み御座、領主の妻子女女いづれも同様眞白にござ、右イスハンヤ國の人物、上品右之通眞白の由、是を「イスハンヨロ」と云、マチラの人物は、總體甚黒く御座、此處に黒坊多く見へ、右は山中に住居之由に御座、領主并に妻子の服、紅毛人の服同様にて、領主の冠黒草にて唐人笠の形に御座、役人の服、下白き股引、上服唐人仕立、其上黒羽織様成物着、

脇差長さ二三尺、三角にて、先細く御座、外に棒をつき、士民の服、并家作ガヤン同様に御座、領主の食事、麥饅頭、如斯長さ五寸幅三寸位、右を和蘭陀庖丁にて自身に切り、如斯箸にて給、菜は魚鳥豕牛野菜菓子物の類、色々銀の鉢へ盛、銀の匕にて給、常の食は、右饅頭飯は間に砂鉢へ盛出し、食後水飲、湯は常に用不、右食事の節、二間に幅三尺位の飯臺へ、前の役人と相見へ十四五人づ、にて給、右給料次の間へ下り、下役人様の者六七人寄集給、上役人を「カヒタン」下役人を「ワタル」と云、一日に三食に御座、晝飯後バタンの通、國中一統門戸を閉寝、領主夫婦晝寢後、輿に乗、官人二人連、町在日々相廻、暮頃歸、本城門出入の節、笛太鼓にて打拍子、官人城へ出入の節、面立は輿に乗、尤領主の輿馬四疋、官人は馬二疋に牽せ、城中夜分琵琶を弄、町在にても間々御座、右館表裏樓門三ヶ所御座、樓上樓下に番人罷在、城中、役人の屋敷并諸商人住居仕、城中東の方、二十間に三十間位、石垣にて圍、内に二通長屋を建、廣東南京福州アモエの唐人

罷在、絹布木綿物荒物藥種、其外右國この産物を持參、商罷在、右長屋はマテラの領主より建置、借屋の由に御座、右裏通、魚類野菜菓子物商家にて、マテラの産に御座、尤男は農事、或は諸工雇夫の業、女は右商仕、  
城中南の方長屋に、鍛冶鑄物師御座、石火矢鐵炮の類細工仕、  
城外にも、役人の長屋舖、並民家多御座、  
城外唐人長屋一軒御座、六角造にて中庭總二階、表裏門番人鐵炮を傍罷左、右唐舟參、節、船の者逗留の場處に御座、

右國へ廣東南京福州アモエより、三千石餘の船、諸色積入年々八艘づ、參交易致、諸工人も右四ヶ國より參、町々に入込罷在、時計磁石なども出來仕、  
氣候は前同斷、冬夏に分無御座、四季共に蚊多御座、

土産

米、酒、酢、砂糖、魚色々、烏色々、煮海鼠、鹿皮、牛皮、蠟燭、胡椒、綿、  
出申候、芭蕉、唐がらし、木へ生申候ボワ、菓マンカ、菓椰子、  
但し木の實にて二寸五分、四割の中

右あらまし覺、其外前書申上、通用銀多御座、唐船へ交易仕、様子に相見へ、尤銀はイスハンヤより參、由、銀の人形イスハンヤ國王の形の由御座、

草木の葉、落盡し、儀無御座、

寺處々に相見へ、得共、何宗門ぞ中儀相分不、

たばこ御座、させる無御座、香様、上品は煙草を能粉々に致し、鼻孔へ吸込、中品は右粉を長さ二寸幅五六分の紙へ包み、火を付吸、下品は巻葉にいたし、五寸程に切、先へ火を附、又は右巻葉のま、喰し者も御座、

此國の里數は難計奉存、大國と相見へ、

湯を浴儀無御座、間々水を浴、

井御座、共、飲水は河水計相用、

毎夜五ツ過、城中夜廻り一度通、尤高燈灯三本、横笛二管、唐人笛二管、大鼓大小九ツ、

大琵琶一、但車にて、錫杖二本、鉦之様成物二ツ、右打拍子、大門より城中相廻、

右マテラ國に、十二月末より翌年七月上旬迄罷在、唐人多參居に付、日本人と書見せ、尤逗留中南京廣東乘の船參居に付、右船へ乘歸國致度趣、領主へ願、領主より書付をもらい、前に申上、唐人長やへ參へ共、唐人船色々故障を、乗せ送り可や旨、尤右領主へ歸國の儀を願、此方よりマカラと申所迄商船遣し、間、乗せ送り可や旨、尤右船はマテラ國の内三里ほど協カベテエと申所にて繫居、間、領主より書付遣し、小船を

頼、四人にて銀一枚半船賃に遣し、カベテエまで罷越ひ、右の船へ乗る所、十日ほど過、船頭并役人參、七月廿日過出帆仕、八月末マカラ迄着船仕、此船頭名トンホシラントヤハ、マカラトヤはマチラの言語にて、乍浦へ參りて承る所、澳門と書見せやハ、右船中は、又々私共へ食事を不足に與へ、船中櫓の上へ私共を差置に付、雨天の節は雨に打れ、炎天の節は終日照られ、難澁や斗無御座ハ、其節私腹瀉罷、其上臑を腫し、重々難儀仕、漸々マカラ迄着仕、

此所にて、地名を澳門と書見せやハ、着船後所の人七八人參、船の積物并人數を改罷歸やハ、船頭は陸へ上りやハに付、其後私共も上りて、船頭の宿相尋に共、知せ不やハに付、船へ參居の様やハ、然共船中の者甚ひどく、食物等に難儀仕に付、濱邊の茶屋へ參宿を借り、三四日止宿仕、右宿賃マチラにて貰溜銀兩替致相拂やハ、宿賃不やハ様觸有之由にて、暮頃右家追出され、無據海邊に野宿仕、夫より四人共又々前の船へ參る所、船の者色々仕業言付やハ、水主三人は達者にて相働やハに共、私此節病氣にて力業難相成、又々陸へ上り、漸船頭の宿見付、家主を頼、二階下土蔵の脇切石の上へ、マチラより持參の「ダハン」とヤ敷物、土鍋并米を調、一人前煮焚仕相凌罷在、尤船頭儀、私共乘參り譯、役所へ斷不や様子に御座ハ、右厦門長サ三十丁位、幅夫より狭く相見へ、廣東の地續に御座ハ、右の所、廣東領半分、ホル

トケシと中國の領半分御座ハ由、ホルトケシは澳門より東北の方にて、役人五年交代の由、役所御座ハ横文字相用やハ由御座ハ、

此海邊に、船改の役所三ヶ所御座ハに付、廣東の役人取扱やハ、冬夏之分無之、暖氣強御座ハ、

家作ホルトケシ領ハマチラの通、石壘上總二階にて住居下は土蔵なども御座ハ、廣東領の家作、瓦を壘上、漆喰詰にいたし、柱なく、下は土間に二階板敷御座ハ、

商賣物色々御座ハに付、不殘廣東より參ハ由、此所に土蔵一切無御座、此地逗留中、廣東領の船役所へ參、廣東迄送吳ハ様願ハ所、船頭より船改の節、日本人乗せ參ハ儀、斷無之ハに付難相成ハ由、ホルトケシの役所より書付持參ハ様やハ問、同所へ參願ハ所、右同様にてマチラへ歸、領主より送狀持參致ハ様やハ得共、マチラへ歸ハ儀も難相成、當惑仕ハ、

同所逗留中、水主三人の者は船にて働罷在ハ得共、私儀は腹瀉の上臑腫に付、醫者へ近付藥を貰ハ所、少々快罷成ハ得共、又々目痛にて難儀仕、右の内マネテより貰參ハ銀遣仕廻、難儀仕ハ所、私罷在ハ問屋に、廣東より商人上下十四五人借居致罷在ハ、右手代の内年若き者兩人、主人え隠して、私え食事を一日に兩度づ、呉給させやハ、右の世話にて、翌年二月十六日迄食事續罷在ハ、右の内廣東へ送の儀、度々願ハ得ども埒明不、然所私參ハ醫者の向商人へ